

1-1 計画策定の背景と趣旨

(1) 本市の地域福祉計画の変遷

本市では、平成16年度に「大きく広がり福祉の輪 みんなで支える地域の輪」を基本理念とした「第1次地域福祉計画（平成17年度～20年度）」（以下「第1次計画」という。）を策定し、市と安城市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）の協働による地域福祉の推進体制を定め、町内福祉委員会や地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）の役割を明確にしました。

その後、平成20年度には市社協の地域福祉活動計画と統合する形で「第2次地域福祉計画（平成21年度～25年度）」（以下「第2次計画」という。）を策定し、さらには、「第3次地域福祉計画（平成26年度～30年度）」（以下「第3次計画」という。）を策定し、これに基づき地域福祉を推進してきました。

(2) 本市の地域福祉活動

平成9年度から概ね中学校区ごとに地区社協を発足させるとともに、町内会を中心に民生委員・児童委員（以下「民生委員」という。）や老人クラブなど地域の福祉関係者や福祉団体などが協働する町内福祉委員会を地域福祉活動の中心的組織と決めました。

その後、各町内福祉委員会において町内福祉活動計画を策定し、サロンや昼食会などの「ふれあい交流活動」「介護教室等の学習活動」「福祉マップの作成」「地域での見守り活動」といった様々な小地域福祉活動が地域の実情にあった方法で取り組まれてきました。

また、孤立死を出さないまちづくりを目指して、平成23～24年度に「地域見守り活動モデル事業」を実施し、平成25年度からは「地域見守り活動推進事業」として、市内全域での展開を進めてきました。

第3次計画を策定した時点では、町内福祉委員会が発足していない町内会もありましたが、平成30年4月1日時点で、市内全町内会において町内福祉委員会（一部連合設置があるため76町内福祉委員会）が発足しています。

(3) 地域福祉を取り巻く課題

高齢化の進展に伴う認知症高齢者の増加、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯といった世帯の少人数化の進行によって、高齢者が高齢者を介護する「老老介護」や認知症高齢者が認知症高齢者を介護する「認認介護」、「孤立死」などの社会問題が本市においても無縁とはいえない状況です。また、都市化による地域コミュニティの変容によって住民同士の関係が希薄になり、地域の子育て力や見守り力の低下に伴う子育ての孤立化や児童虐待、高齢者等の孤立死などの発生が憂慮されています。

また、団塊の世代のすべてが間もなく70歳以上になるなか、今後、要介護者の割合が高くなる後期高齢者になると、急激な介護力不足が予想されます。

さらには、高齢者、障害者、児童等の各分野では、いわゆるフリーターやニート、ひきこもりの増加と高齢化が相まって顕在化しつつある8050問題、格差社会を背景に顕在化しつつある生活困窮者問題や子どもの貧困問題、発達障害やその疑いのある子どもの増加、介護と育児に同時に直面する世帯（ダブルケアを抱える世帯）の増加など、世代等を超えた複雑多岐な生活課題、制度の狭間にある地域福祉的な課題に対応していくことが求められています。

このような社会状況にあるなか、国では、団塊の世代のすべてが75歳以上の後期高齢者になる、いわゆる“2025年問題”などを見据えて、子どもから高齢者まで、障害のある人もない人もすべての人々が、一人ひとりの暮らしと生きがいを、ともに創り、高めあう「地域共生社会」の実現を目指した取組がはじまっており、その対応が本市でも求められています。

(4) 新たな地域福祉計画の必要性と目指すもの

こうした様々な社会環境等の変化に伴って顕在化しつつある新たな課題や法制度に対応するため、第3次計画の見直しを行い、「第4次地域福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定することとしました。

大規模災害や生活環境の変化によって、すべての人が支援を必要とする可能性があります。また、地域福祉を取り巻く課題は、8050問題のような複合課題、制度の狭間の課題の存在、自ら相談に行くことができない状態にある社会的孤立・社会的排除への対応、地域の“つながり”の弱まりなどの課題が顕在化してきています。

そこで、本計画では、これまで本市で一貫して進めてきた「高齢者や障害のある人、子どもだけでなくすべての人や事業者等が、お互いに支え合い自分らしく暮らせる地域福祉」をより一層推進することを目指します。

そして、これによって、「我が事・丸ごと」による「地域共生社会」を実現していきます。

■地域福祉とは

- 地域福祉とは、すべての人が加齢や障害、その他様々な事情から福祉サービスや支援を必要とするようになって、地域の一員として、家族、友人、知人との関係を保ち、地域で日常生活を営み、文化や趣味、スポーツなどの社会的な活動に参加することができる地域社会づくりのことです。
- また、住民と行政、社会福祉協議会、ボランティア団体、福祉事業者、福祉関係団体、その他NPOなどの多様な主体が協働して、必要なサービスや支援を総合的に提供することや住民の福祉活動の組織化を通じて、誰もが安心して自分らしく暮らせる地域づくりを実現するための活動を地域福祉活動といいます。
- かつて、住民の相互扶助の仕組みがあった地域においても、生活環境が変わり、支え合いの仕組みや考え方も変わりました。そのため、厚生労働省は、住民と行政の協働による新たな福祉、地域における新たな支え合いについての方向性を、平成19年度に開催した「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」の報告書にまとめています。
- この報告書では、特に高齢者や障害のある人への公的な福祉サービスは飛躍的に充実したものの、制度の狭間にある問題や住民の多様なニーズをすべて公的に対応することは不可能であり、適切ではないため、基本的なニーズは公的なサービスで対応するという原則を踏まえつつ、成熟した社会における自立した個人が主体的に関わり、支え合う、新たな支え合い（共助）の拡大、強化が求められると提言しています。

■地域共生社会とは

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

■地域共生社会（「我が事・丸ごと」）の方向性

◆公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換

- 個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な支援
- 人口減少に対応する、分野をまたがる総合的サービス提供の支援

◆『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換

- 住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出す
- 地域の資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す

1-2 計画の位置づけと期間

1 根拠となる法律

本計画の根拠法は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）であり、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号。以下「改正法」という。）により、地域福祉計画の根拠法である社会福祉法（昭和26年法律第45号）の一部が改正され、平成30年4月1日に施行されました。

第4条において「地域福祉の推進」について明記しています。また、第107条では、以前は“任意”であった市町村地域福祉計画の策定が“努力義務”になりました。

法の趣旨を踏まえつつ、本計画は、住民と市、市社協、地区社協、ボランティア団体、福祉事業者、福祉関係団体、その他NPOなどが相互に協力し地域福祉を推進するための計画として位置づけるものです。

【改正社会福祉法（一部抜粋）】

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項*

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

★第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
- 三 生活困窮者自立支援法第2条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

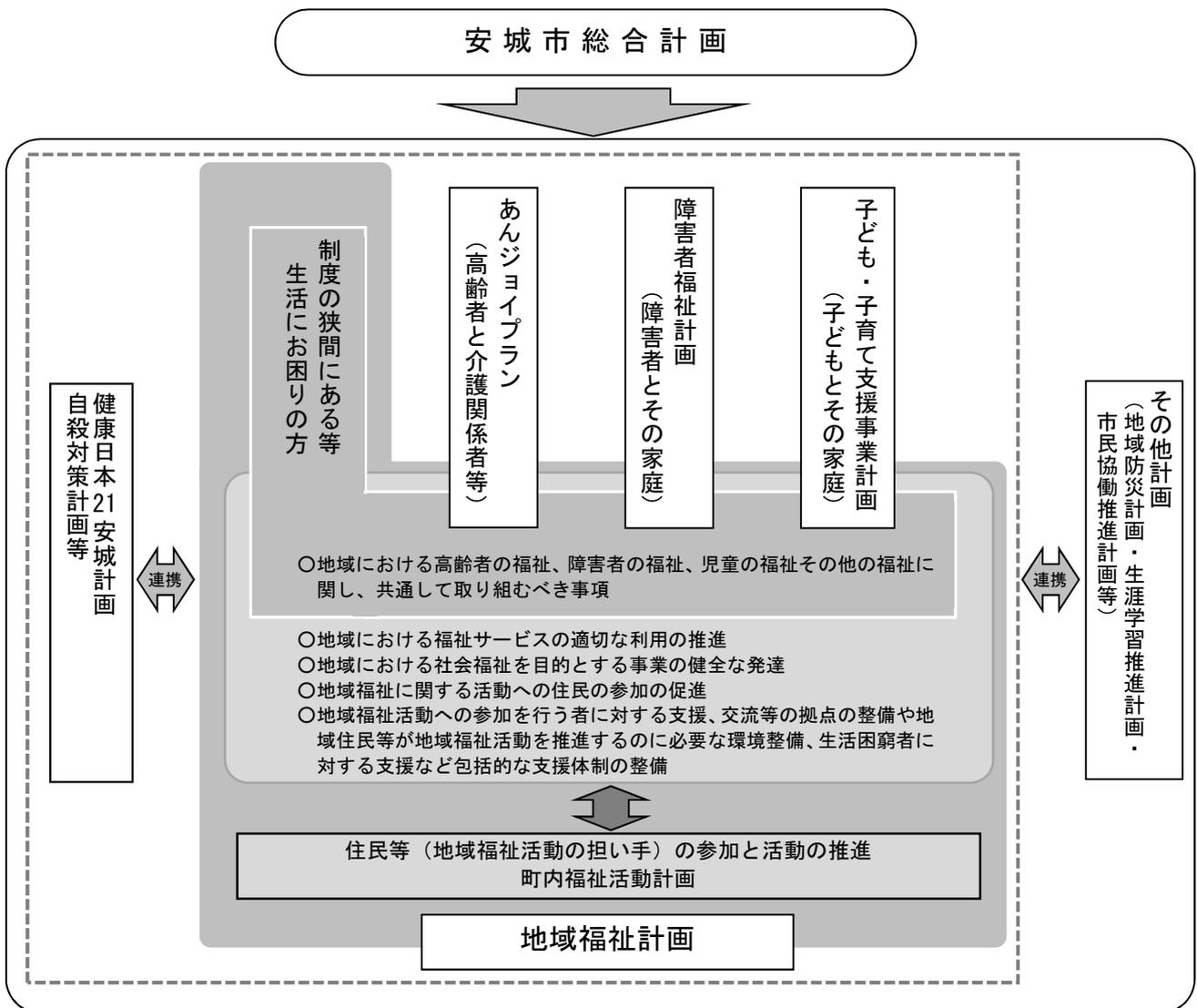
2 計画の位置づけ

本計画は、本市の最上位計画である「安城市総合計画」を地域福祉の視点から実現するための理念や方策を定め、住民や地区社協、市社協、市、その他社会福祉の向上を目的とした団体が主体的に参加し、地域福祉を推進していくための計画です。

また、高齢者、障害のある人、子どもなどを対象とした各分野の福祉等関連施策のうち、特に地域的な対応が必要な取組と支援策等の方向性を示し、それぞれの分野の施策等を横断的につないでいく性格を持ち合わせた総合的な計画として位置づけています。

地域福祉の推進には、住民や地区社協等の活動を支援する市社協の活動が必要であることから、第3次計画と同様、町内福祉活動計画の方針や地区社協の計画、市社協の施策、事業も含めて記載しています。

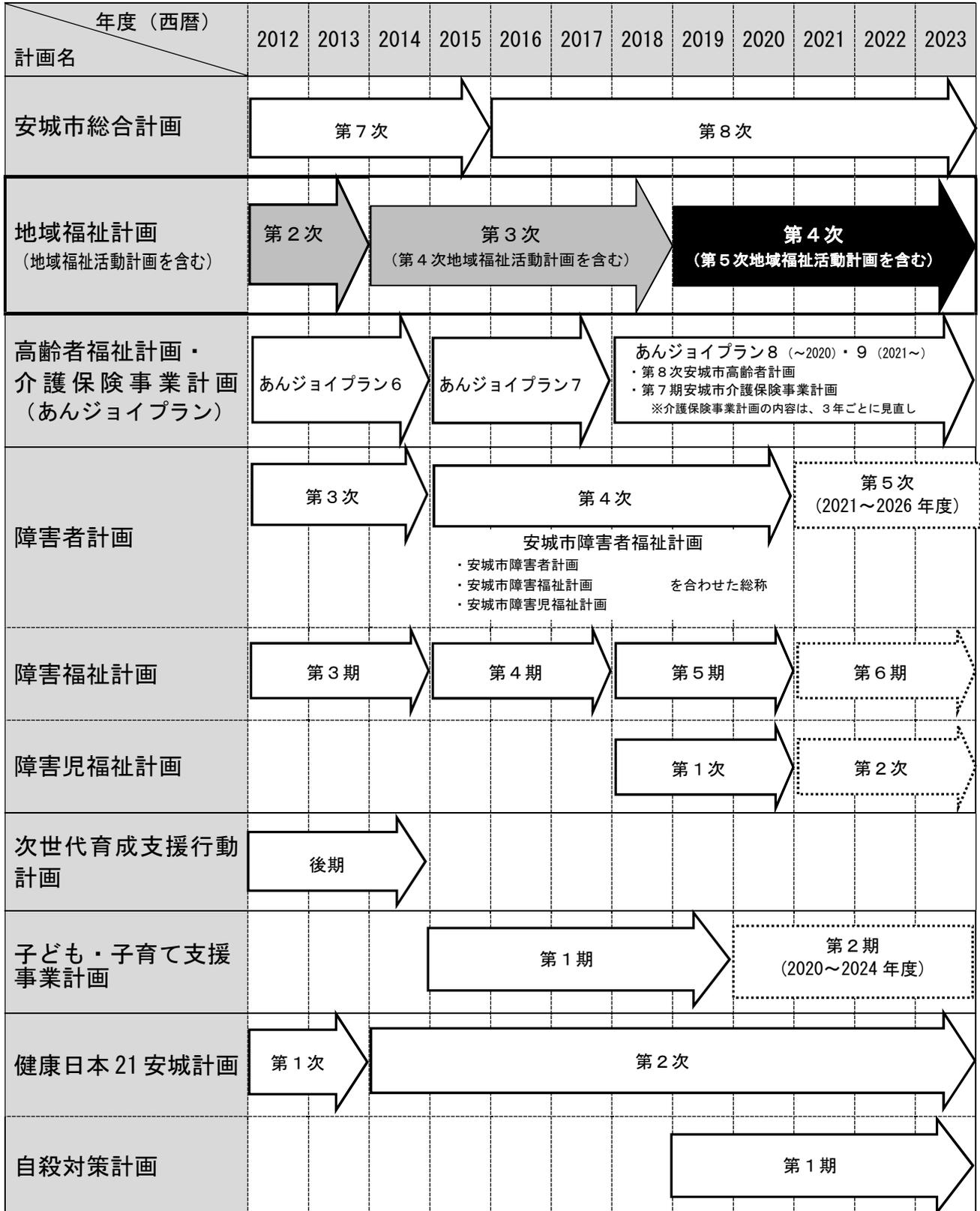
図1-1 地域福祉計画の位置づけ



3 計画の期間

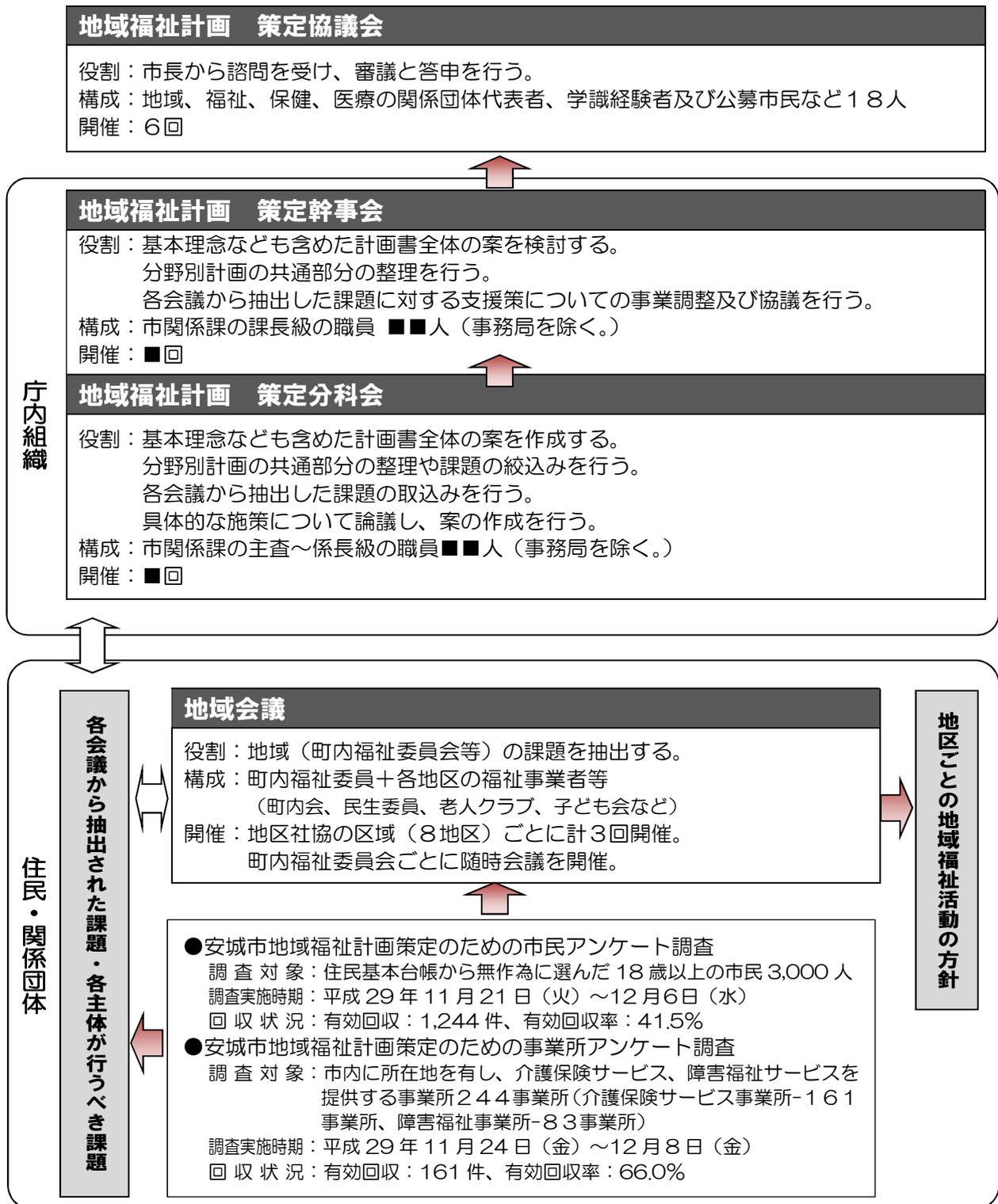
本計画の期間は、2019年度から2023年度までの5年間とします。

図1-2 関連する計画の期間



1-3 計画の策定体制

計画の策定体制は次のとおりです。



1-4 福祉圏域と自助・共助・公助の位置づけ

1 重層的な福祉圏域の考え方

本計画では、これまでの計画に引き続き、「隣近所、町内会の班・組の区域」、「町内会の区域」、「地区社協（概ね中学校区）の区域」、「市域」の4つの段階的な圏域を福祉圏域として捉えます。

具体的には、身近な困りごとを抱えている人を早期に発見しやすく、必要な支援等を迅速に行うことが可能となる「隣近所、町内会の班・組の区域」を単位福祉圏域として位置づけます。

また、単位福祉圏域では実施することが難しい組織的な対応や圏域内で共通する課題を把握する役割を担う「町内会の区域」を第1次福祉圏域として位置づけます。

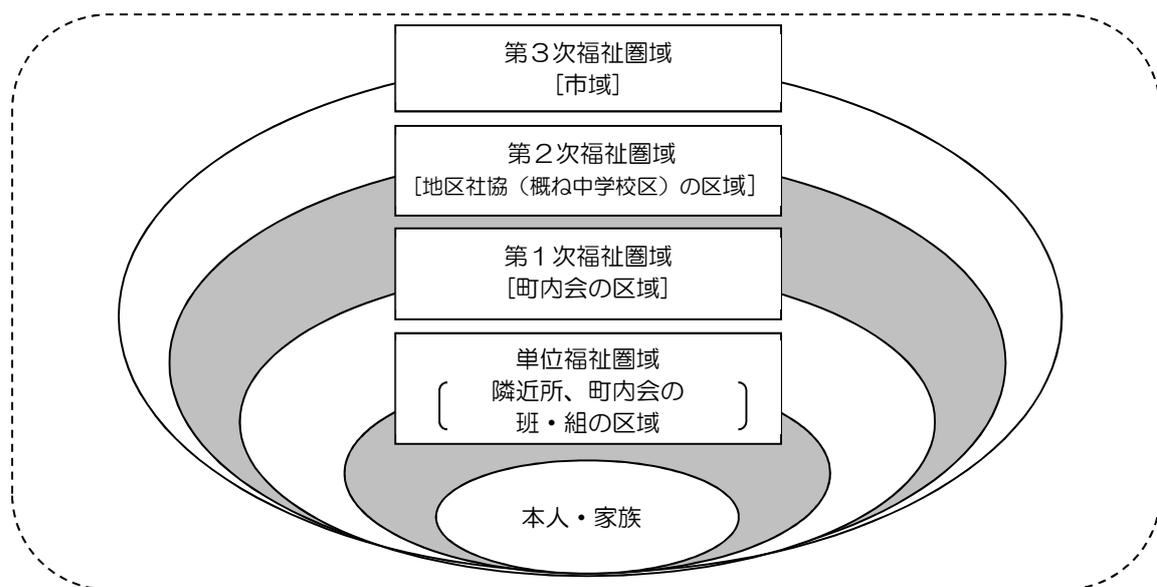
そして、町内福祉委員会をこの圏域における地域福祉活動の中心的組織として位置づけ、地域福祉活動の推進を図ります。

さらに、複数の町内で構成される「地区社協（概ね中学校区）の区域」を第2次福祉圏域として位置づけ、第1次福祉圏域での活動を支援するとともに、地域福祉に関する市及び市社協の施策を展開する圏域としての役割を担うものとします。また、地域福祉活動の拠点として、福祉センターを順次整備し、これまで8地区すべてに整備しました。

加えて、第2次福祉圏域の活動の支援と市全体での活動を行う圏域として、「市域」を第3次福祉圏域として位置づけます。

そして、これらの4つの圏域がそれぞれ、圏域としての役割と機能を発揮しながら多様な地域福祉活動を展開するとともに、相互の機能連携を図ることによって、4つの圏域における地域福祉活動を重層的に機能させ、地域福祉を推進します。

図1-3 重層的な福祉圏域の概念図



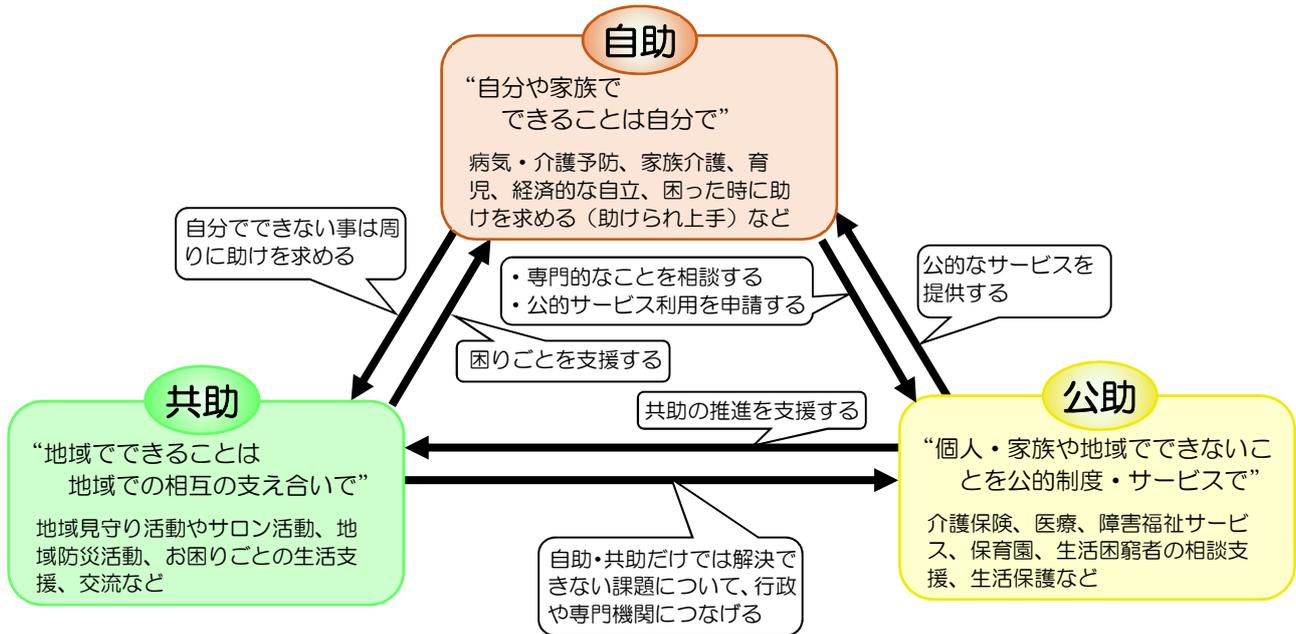
2 地域福祉の推進における自助・共助・公助の位置づけ

本計画では地域福祉における自助・共助・公助の位置づけを次のとおりとします。

表1-1 自助・共助・公助における役割

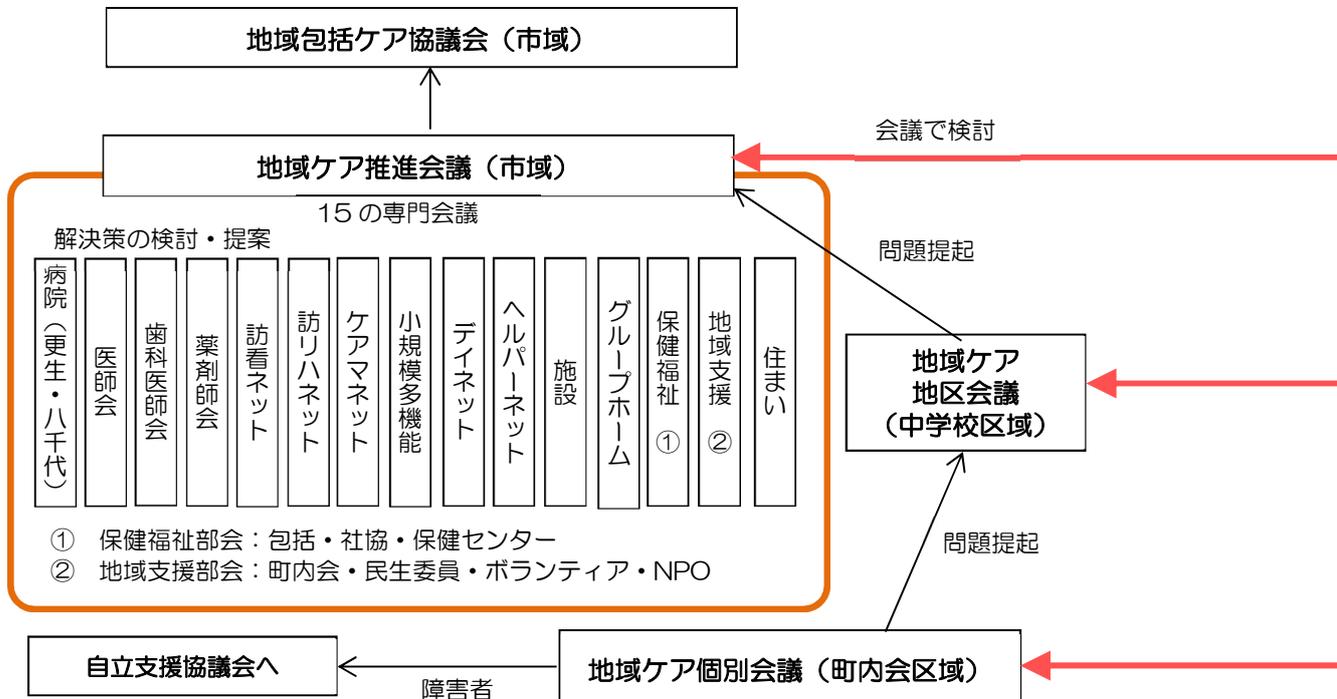
区分	地域福祉を担う主体	それぞれの役割
自助 (本人・家族の努力)	課題を抱えている本人、家族	<ul style="list-style-type: none"> ○自分でできることを考え、行う。 ○家族で支え合う。 ○自己解決できない課題が生じた場合はまわりに助けを求める。 ○同じ悩みを共有し助け合う当事者団体(セルフヘルプグループ)活動へ参加する。 ○地域の人との交流を深める。
共助 (お互いの支え合い)	近所の人 地域における身近な関係	<ul style="list-style-type: none"> ○住民同士が支え合う活動を実施する。 ○近所における課題を発見する。 ○いざという時の手助けを行う。 ○解決困難な課題を発見した場合、民生委員や町内会などと連携する。
	町内会、町内福祉委員会 地縁に基づいた住民組織	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の課題を把握する。 ○課題解決のための体制づくりを行う。 ○課題解決のために当事者、ボランティア団体、NPOと連携する。 ○解決困難な課題を市や専門機関と連携する。
	民生委員、主任児童委員	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の課題はもとより、困っている住民一人ひとりの個別の課題を把握する。 ○課題解決のために町内会などと連携する。 ○解決困難な課題を市や専門機関と連携する。
	当事者団体 同じ悩みや課題を抱える人達の組織	<ul style="list-style-type: none"> ○悩みを話し合うなど、セルフヘルプを推進する。 ○住民の理解を促進するための働きかけを行う。
	ボランティア団体、NPO 同じ目的を持つ自発的な構成員による組織	<ul style="list-style-type: none"> ○地域と連携した活動を行う。 ○専門性を活かし、町内福祉委員会はもとより、他の福祉事業者との連携・協働による「丸ごと」の支援ネットワークに関与・実践する。
	福祉事業者、NPO 福祉サービスを提供する組織	
公助 (公的な支援)	行政、社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○利用者本位のサービスを提供する。 ○従事者の専門性を向上させる。 ○事業運営の透明化を図る。 ○独自のサービスの開発と提供を行う。 ○自助を啓発する。 ○支え合いの体制づくりのための啓発と支援を行う。 ○ボランティア団体などの担い手の養成と支援を行う。 ○公的なサービスを提供する。 ○セーフティネットを整備する。 ○地域福祉活動推進のための拠点を整備する。 ○専門的な支援を必要とする人に対応する。 ○共助との連携を推進する。 ○当事者団体を支援する。

図1-4 自助・共助・公助の位置づけ



参考：厚生労働省の地域包括ケア研究会報告（平成25年3月）では、自助・共助・公助に加え「互助」の概念を用いています。このなかでは、“「共助」は介護保険などリスクを共有する仲間（被保険者）の負担であり、「互助」は相互に支え合っているという意味で「共助」と共通点があるが、費用負担が制度的に裏づけられていない自発的なものである。”としています。

図1-5 高齢者の支援イメージ図（安城市版地域包括ケアシステムのイメージ）



3 自助、共助、公助が連携した支援体制

支援を必要とする人が地域のなかで安心して暮らすには、身近な支え合いから専門的な支援まで、自助、共助、公助が連携する必要があります。

日常生活で困りごとが生じたときに、誰に相談すればよいか、専門的な相談機関がどこに何があるかなど、普段の生活に馴染みがないため知らない人が多いのが実情です。

ここでは、高齢者、障害のある人、子育て家庭の3分野における、それぞれの役割と関わりについて、当事者を中心にした支援イメージを図案化しました。

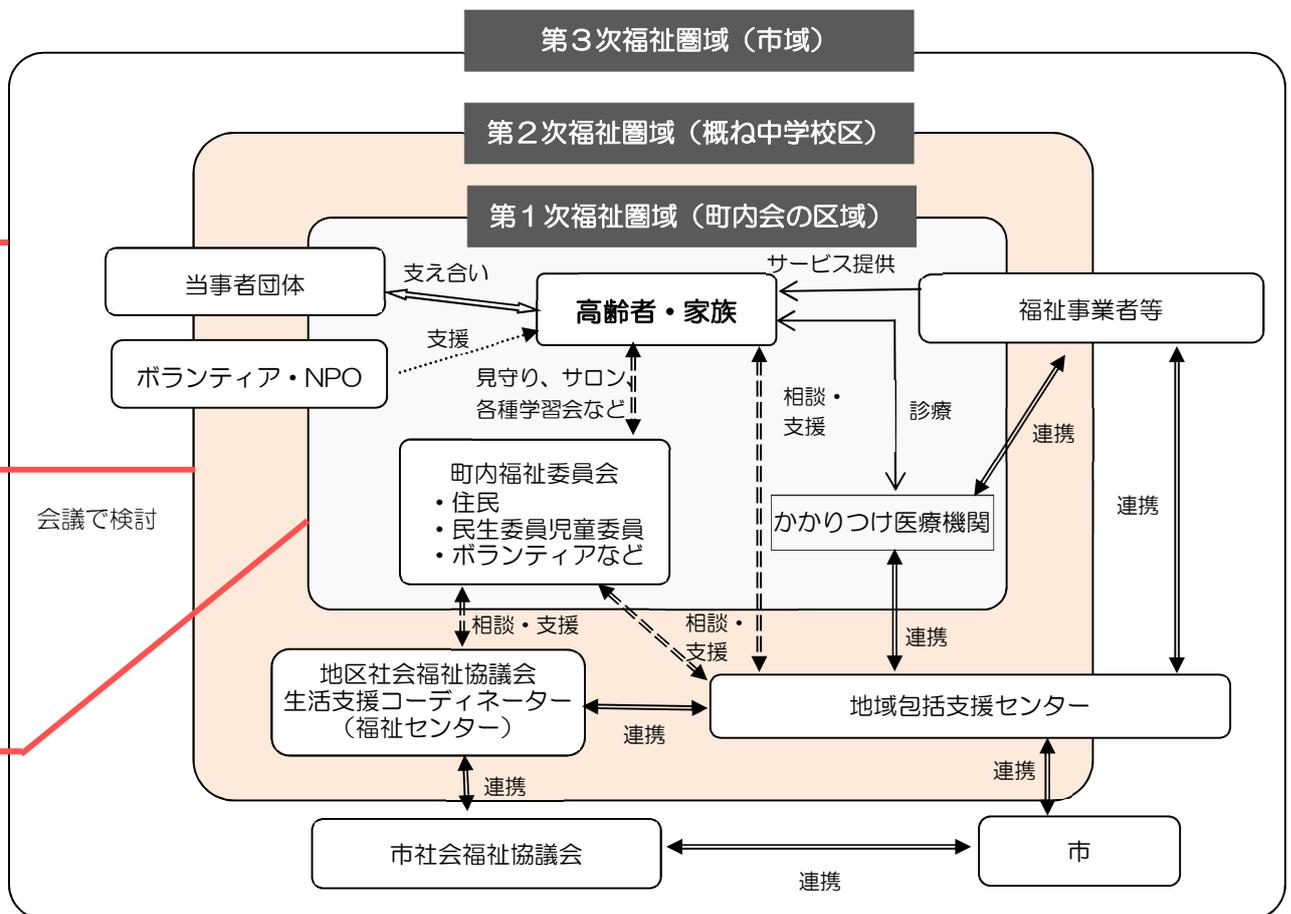


図1-6 障害のある人の支援イメージ図

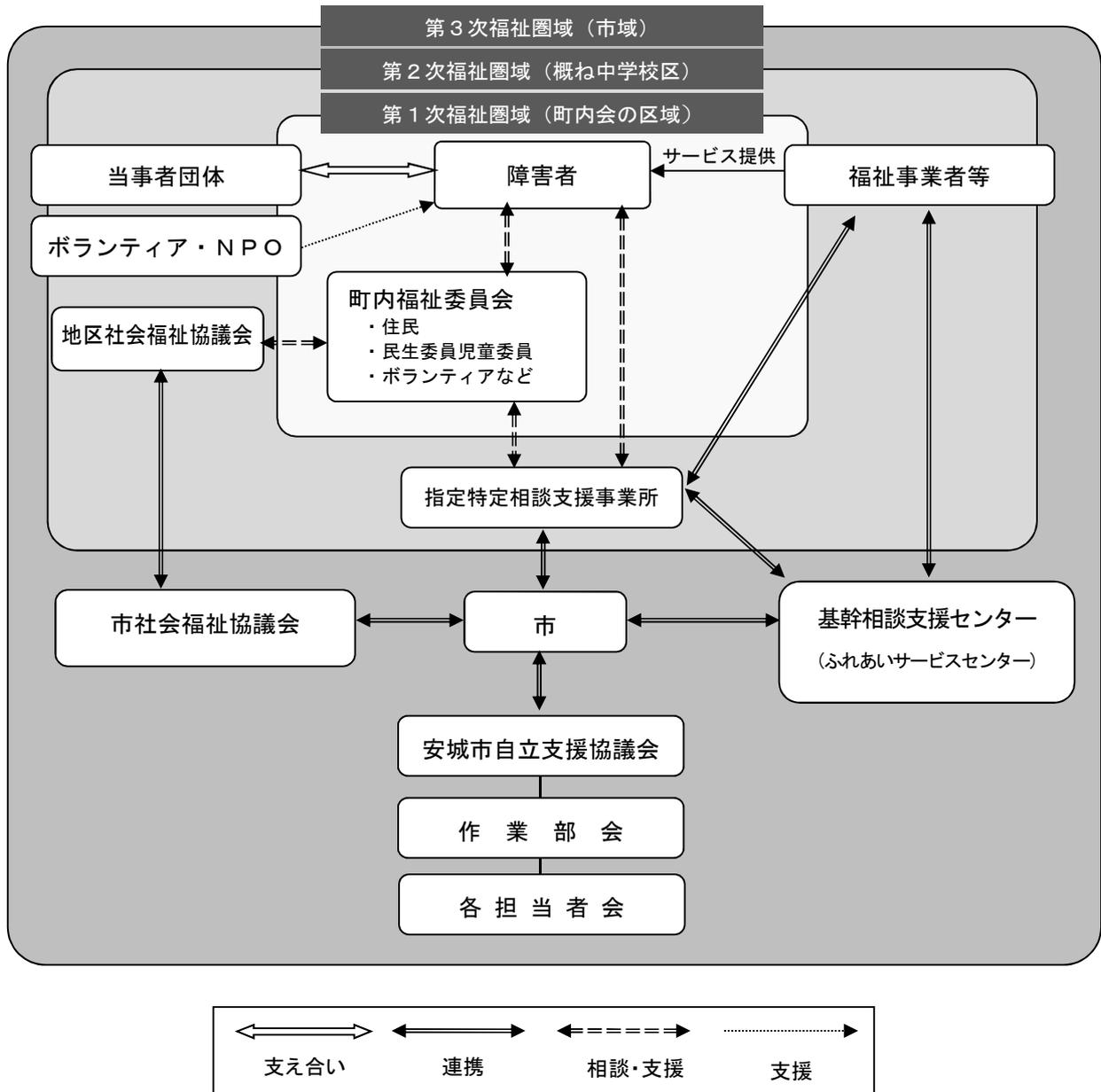
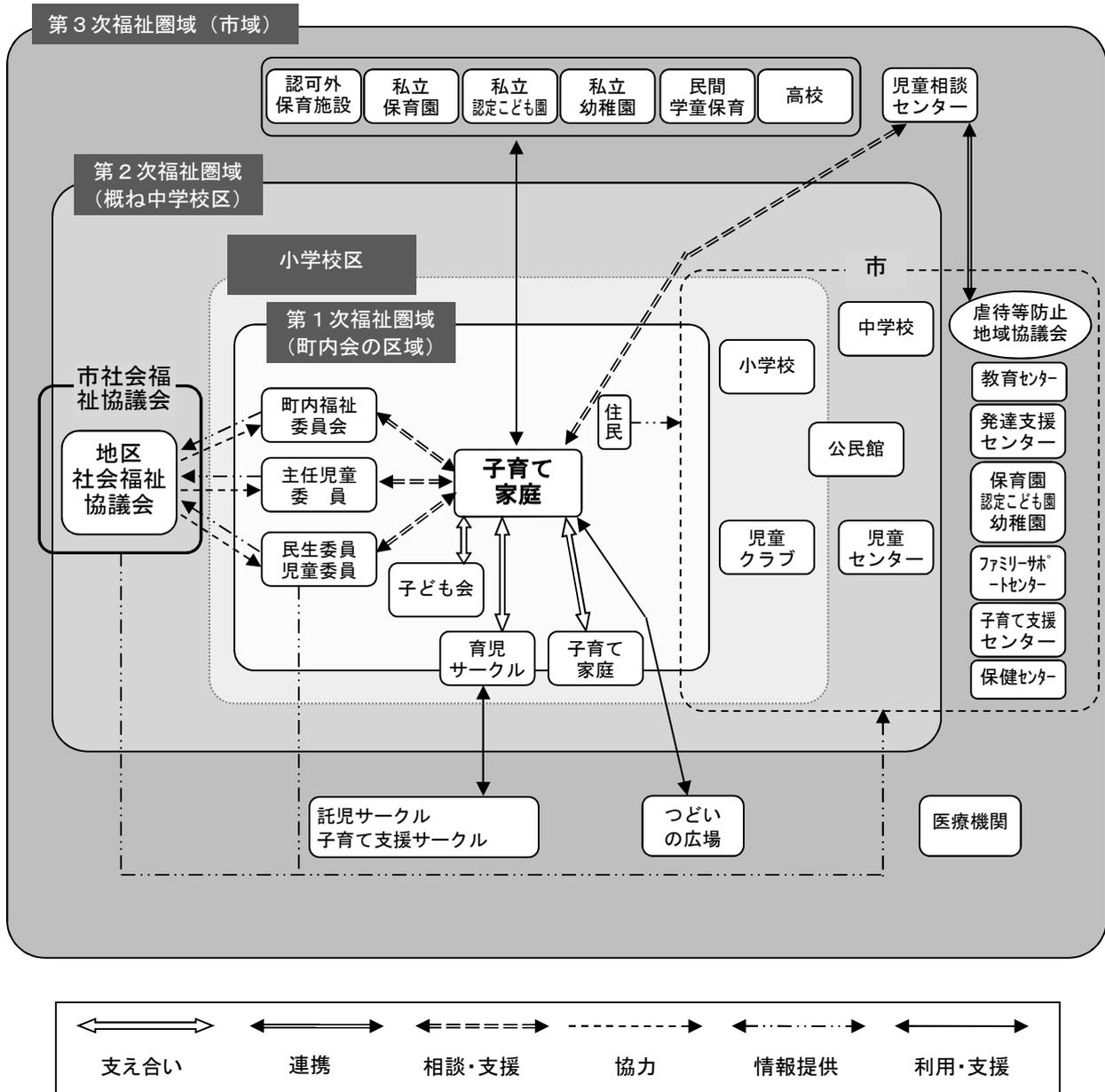


図1-7 子育て家庭の支援イメージ図



第2章 本市における地域福祉の現状と課題

2-1 本市の現状

1 人口及び世帯数の推移と推計

赤文字は2018年4月1日のデータ。
後日10月1日のデータに置き換える。

2018(平成30)年4月1日現在における本市の総人口は、188,693人、総世帯数 74,628世帯です。年齢3区分をみると、2013(平成25)年から2018(平成30)年にかけて、年少人口(0~14歳)は減少、生産年齢人口(15~64歳)は横ばいとなっており、大きく増加しているのは高齢者人口(65歳以上)です。また、2018(平成30)年時点で年少人口は 28,851人で人口比 15.3%となっており、2013(平成25)年と比較すると 918人も減少しています。一方、高齢化率は2013(平成25)年の18.1%から2018(平成30)年には 20.4%にまで上昇しており、今後、高齢化率はさらに上昇することが予想されています(表2-1)。

なお、我が国は2008(平成20)年を境に人口減少社会を迎えています。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、本市の人口は今後もわずかながら増加を続けると予想されています(表2-2)。

団塊の世代が後期高齢者(75歳以上)の仲間入りをする2025年には、前期高齢者(65~74歳)よりも後期高齢者の人口の方が多くなると推計されています(図2-2)。

表2-1 年齢区分別(3区分)住民基本台帳人口の推移

		2013年 (平成25年)	2014年 (平成26年)	2015年 (平成27年)	2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)	2018年 (平成30年)
人口 (人)	総人口	183,552	184,780	185,179	186,806	187,860	188,693
	0~14歳	29,769	29,541	29,370	29,184	28,881	28,851
	15~64歳	120,583	120,335	119,982	120,332	120,798	121,349
	65歳以上	33,200	34,904	36,263	37,290	38,181	38,493
構成比率 (%)	0~14歳	16.2	16.0	15.9	15.6	15.4	15.3
	15~64歳	65.7	65.1	64.8	64.4	64.3	64.3
	65歳以上	18.1	18.9	19.6	20.0	20.3	20.4
世帯数(世帯)		70,098	71,238	72,105	73,193	74,090	74,628

(出典) 住民基本台帳 2013(平成25)年~2017(平成29)年は10月1日現在

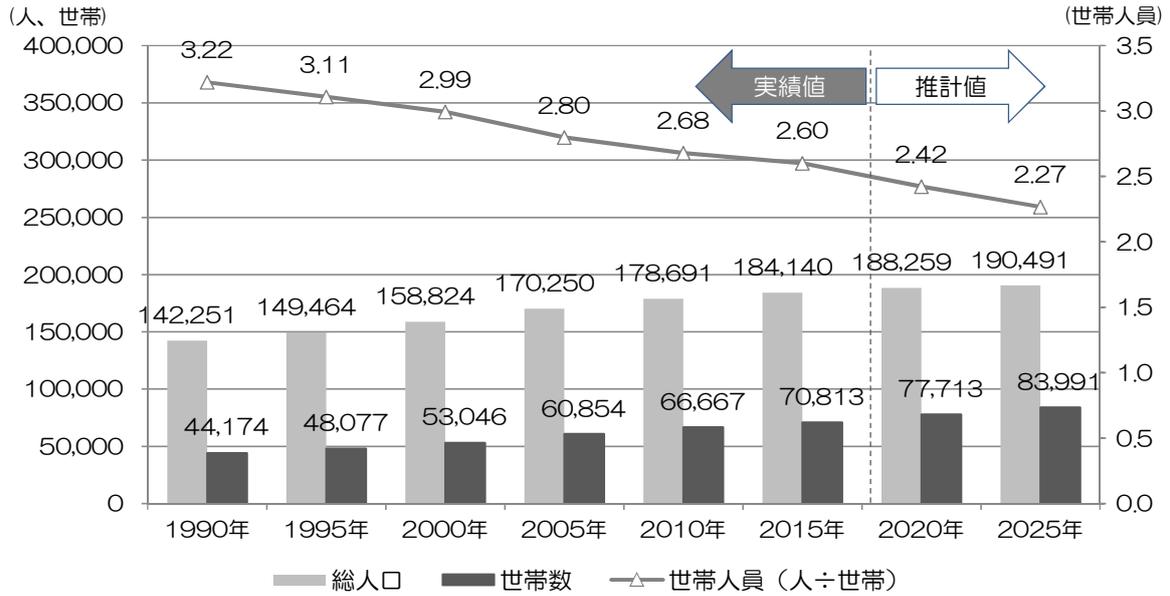
表2-2 年齢区分別(3区分)国勢調査人口の将来推計

		実績値		推計値	
		2010年 (平成22年)	2015年 (平成27年)	2020年	2025年
人口 (人)	総人口	178,691	184,140	188,259	190,491
	0~14歳	29,556	28,829	28,016	26,833
	15~64歳	119,012	118,563	120,216	121,775
	65歳以上	29,164	35,936	40,027	41,883
構成比率 (%)	0~14歳	16.6	15.7	14.9	14.1
	15~64歳	67.0	64.7	63.9	63.9
	65歳以上	16.3	19.5	21.3	22.0
世帯数(世帯)		66,667	70,813	70,169	72,196

2018年は4月1日現在
(後日、10月1日現在
に改める)

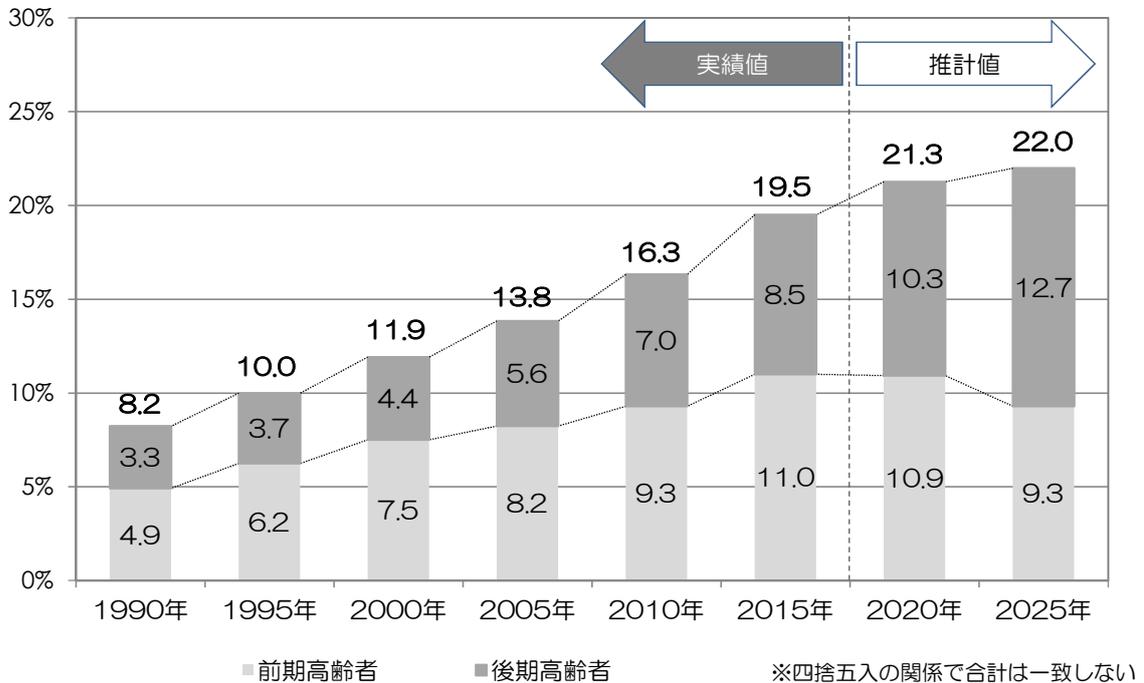
(出典) 実績値 国勢調査(総務省)
推計値 国立社会保障・人口問題研究所(平成30年3月推計)
※実績値・推計値とも各年10月1日現在

図 2-1 本市の人口及び世帯数の推移



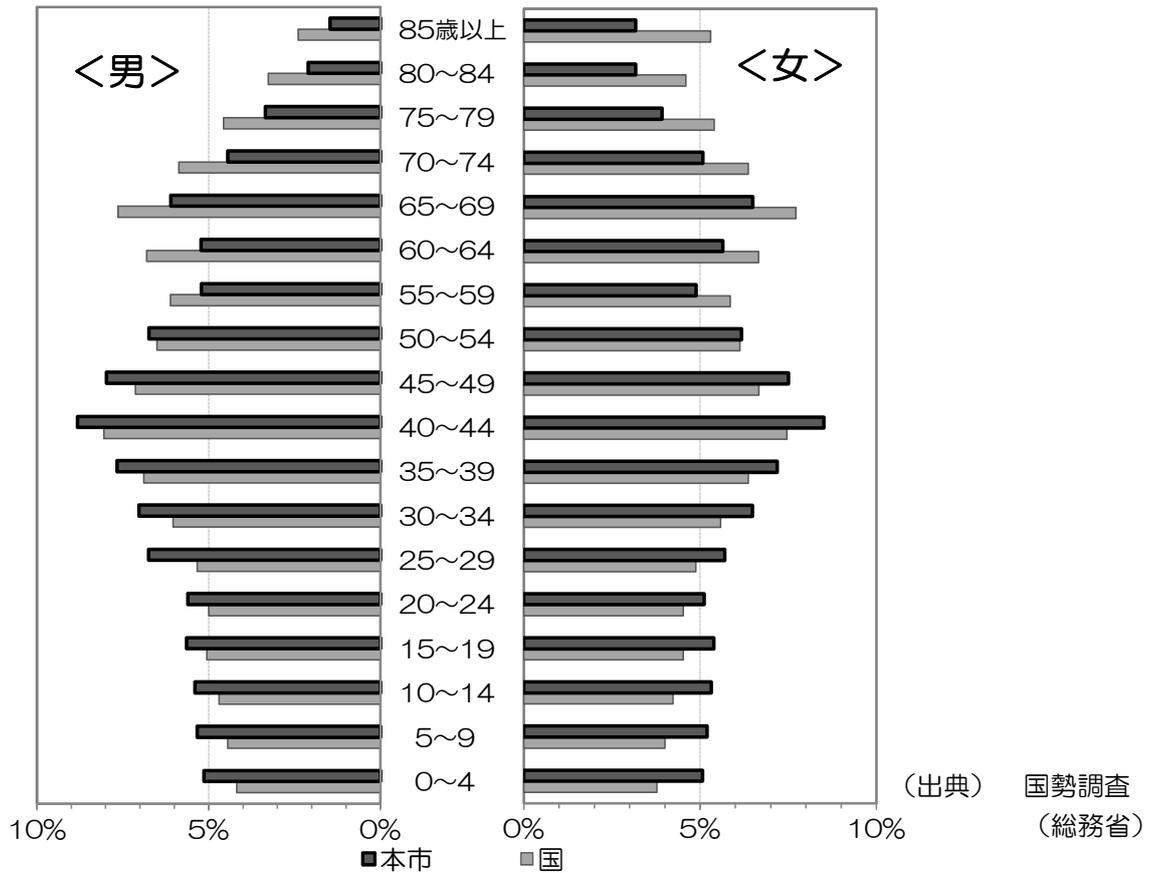
(出典) 実績値 国勢調査(総務省)
 推計値 総人口：国立社会保障・人口問題研究所(平成30年3月推計)
 推計値 世帯数：国勢調査を基に独自推計

図 2-2 高齢化率の推移



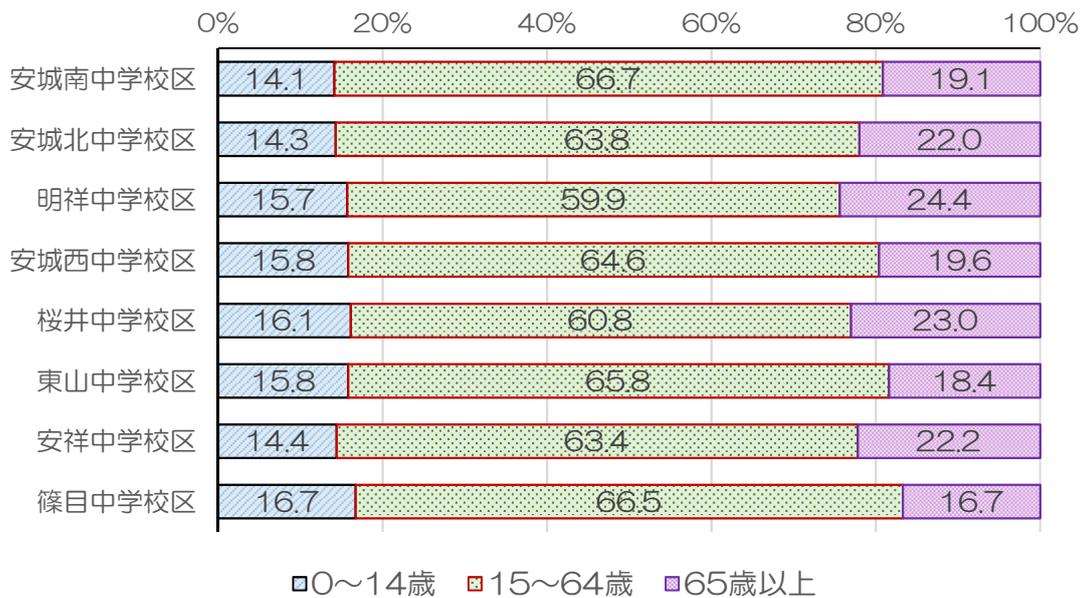
(出典) 実績値 国勢調査(総務省)
 推計値 国立社会保障・人口問題研究所(平成30年3月推計)

図2-3 2015（平成27）年 年齢別（5歳階級）男女別構成比



2018年4月1日現在（後日、10月1日現在に改める）

図2-4 中学校区別、年齢区分別（3区分）人口割合



(出典) 住民基本台帳 2018（平成30）年10月1日現在

2 社会福祉の概況

(1) 高齢者世帯数

本市の総世帯数及び高齢者を含む世帯数は年々増加しています。

表 2-3 世帯の状況

	2013年 (平成25年)	2014年 (平成26年)	2015年 (平成27年)	2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)	2018年 (平成30年)
総世帯	70,098	71,458	71,927	72,717	73,691	74,628
高齢者のいる世帯 (総世帯数比)	22,903 (32.7%)	23,938 (33.5%)	24,347 (33.8%)	25,336 (34.8%)	25,544 (34.7%)	25,964 (34.8%)
うち高齢者単身世帯 (総世帯数比)	5,136 (7.3%)	5,632 (7.9%)	5,827 (8.1%)	6,383 (8.8%)	6,470 (8.8%)	6,667 (8.9%)
うち高齢者のみ世帯 (総世帯数比)	4,869 (6.9%)	5,252 (7.3%)	5,467 (7.6%)	5,900 (8.1%)	6,264 (8.5%)	6,498 (8.7%)

(出典) 住民基本台帳 2013・2014年は10月1日現在、2015年以降は4月1日現在

(2) 障害のある人の内訳

手帳所持者数から本市に在住する障害のある人の人数をみると、すべての障害で年々手帳保持者数は増加しています。

表 2-4 手帳保持者数

	2013年 (平成25年)	2014年 (平成26年)	2015年 (平成27年)	2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)	2018年 (平成30年)
身体障害者手帳	4,788	4,841	4,809	5,039	5,022	5,038
療育手帳	1,112	1,098	1,159	1,214	1,264	1,305
精神障害者保健福祉手帳	824	849	960	1,061	1,118	1,254

(出典) 福祉のあらし (各年4月1日現在)

(3) 子どもの年齢内訳

本市に在住する子どもの人数は減少傾向にあります。年齢内訳は次のとおりです。

表 2-5 年齢別子ども数

	2013年 (平成25年)	2014年 (平成26年)	2015年 (平成27年)	2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)	2018年 (平成30年)
0～2歳(乳児)	5,909	5,879	5,916	5,620	5,643	5,576
3～5歳(幼児)	5,952	5,897	5,791	5,824	5,722	5,772
6～11歳(小学生)	11,738	11,747	11,727	11,734	11,741	11,676
12～14歳(中学性)	6,202	6,108	6,083	6,041	5,936	5,827
0～14歳(合計)	29,801	29,631	29,517	29,219	29,042	28,851

(出典) 住民基本台帳 (各年4月1日現在)

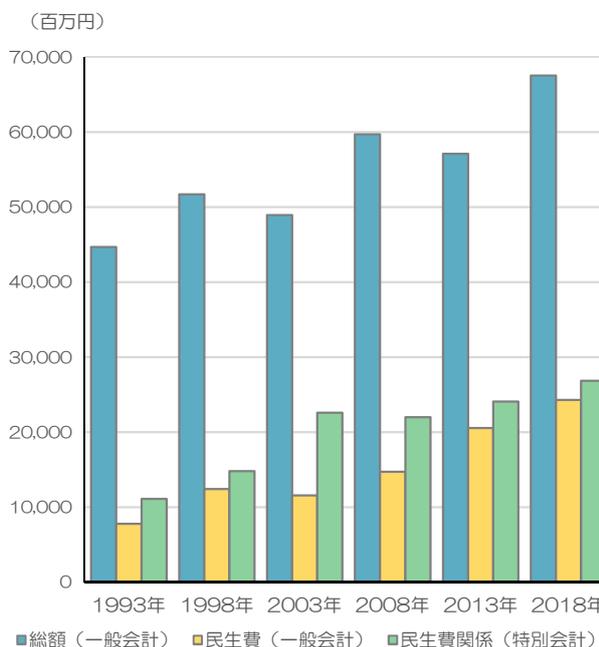
3 予算の状況

本市の一般会計の当初予算歳出総額は、年によって増減がありますが、民生費はその増減の影響をさほど受けずに、概ね増加の傾向にあります。2013（平成25）年度から2018（平成30）年度にかけての最近5年を比較してみると、一般会計の民生費は18.2%増、特別会計の民生費関係^(※)は11.4%増となっています。また、2018（平成30）年度でみると、一般会計の総額のうち民生費の割合が36.0%を占めています。

表2-6、図2-5 市当初予算歳出の推移

（単位：百万円）

市当初予算			
年度	一般会計		特別会計
	総額	民生費	民生費関係
1989（平成1）年	30,940	6,257	8,420
1993（平成5）年	44,660	7,790	11,114
1998（平成10）年	51,700	12,440	14,800
2003（平成15）年	48,940	11,572	22,587
2004（平成16）年	54,280	12,068	23,147
2005（平成17）年	51,500	12,392	24,247
2006（平成18）年	52,940	12,879	25,221
2007（平成19）年	56,590	14,626	26,942
2008（平成20）年	59,690	14,705	21,988
2009（平成21）年	56,720	14,947	20,575
2010（平成22）年	56,250	17,852	21,052
2011（平成23）年	56,920	19,972	21,692
2012（平成24）年	56,720	20,215	22,930
2013（平成25）年	57,100	20,551	24,093
2014（平成26）年	61,800	21,549	25,325
2015（平成27）年	63,130	23,379	28,563
2016（平成28）年	72,920	23,094	28,458
2017（平成29）年	66,880	24,532	29,536
2018（平成30）年	67,500	24,294	26,844



※特別会計の民生費関係

- ①「国民健康保険事業」「老人保健事業」「介護保険事業」「後期高齢者医療」の4会計を合計した金額です。
- ②「介護保険事業」は2000（平成12）年度から、「後期高齢者医療」は2008（平成20）年度から予算化されています。
- ③「老人保健事業」は2010（平成22）年度で廃止されています。

2-2 地域福祉資源の概況と特徴

1 福祉関係施設

市内には、福祉センターをはじめとした様々な施設があります。地区社協の区域ごとの福祉関係施設の分布は図 2-6 のとおりです。

図 2-6 市内の福祉関係施設分布



2 福祉関係団体等

(1) 町内福祉委員会

① 町内福祉委員会の組織

町内福祉委員会は、各町内会の地域の実情に合わせて設置され、住民による地域福祉活動を推進する組織です。

構成員は、地域で活動されている人、福祉に関心のある人により構成されています。構成人数は、特に規定していませんが、約10～20人の委員会が多数です。

② 町内福祉委員会の主な活動

町内福祉委員会の主な活動は次のとおりです。

- ア 福祉意識の啓発
- イ ふれあいいきいきサロン、世代間交流事業の実施
- ウ 住民意識調査、福祉マップの作成
- エ 福祉や介護などに関する勉強会等の開催
- オ 福祉だよりの発行
- カ 地域での見守りが必要な方への見守り・生活支援・災害時支援

表 2-7 町内福祉委員会の区域

地区社協名 〔概ねの中学校区※〕	活動拠点	町内会名（76福祉委員会）	備考
東山地区社会福祉協議会 〔東山中学校区〕	北部福祉センター	里、井畑、石橋、橋目、柿碓、尾崎、宇頭茶屋、浜屋、東栄、今本	東栄、今本の2町内会は、東栄・今本町福祉委員会として活動
中部地区社会福祉協議会 〔安城北中学校区〕 (住吉町の一部を除く)	中部福祉センター	今池、コープ野村新安城、池浦、新田、西別所、東別所、別郷、別所団地、北山崎、高木、大岡、山崎、明治本町、昭和、大東	
作野地区社会福祉協議会 〔篠目中学校区〕 (住吉町の一部を含む)	作野福祉センター	住吉、篠目、井杭山、美園、二本木新町、三河安城、依佐美・美園住宅	美園、二本木新町、三河安城の3町内会は二本木連合作野地区として活動
中央地区社会福祉協議会 〔安城南中学校区〕 (石井町を除く)	総合福祉センター	栄町、御幸、本町、本通り、朝日町、相生、末広、花ノ木、日の出、南町、百石、城南、大山、横山、赤松	
安祥地区社会福祉協議会 〔安祥中学校区〕	安祥福祉センター	上条、土器田、西尾、秋葉、東尾、河野、古井、古井新町、古井住宅	
西部地区社会福祉協議会 〔安城西中学校区〕	西部福祉センター	下管池、箕輪、二本木、緑、三河安城本町、高棚、福釜、榎前	二本木、緑、三河安城本町の3町内会は二本木連合西部地区として活動
明祥地区社会福祉協議会 〔明祥中学校区〕 (石井町を含む)	明祥プラザ	石井、和泉、東端、根崎、城ケ入	
桜井地区社会福祉協議会 〔桜井中学校区〕	桜井福祉センター	藤野、堀内、桜井北、城山、城向、桜井西町、東町、姫小川、鶴出、鹿乗、小川、三ツ川	

※地区社会福祉協議会と中学校区の範囲は一致しないところもある。

(2018(平成30)年6月1日現在)

(2) 民生委員・児童委員、主任児童委員

民生委員は、民生委員法により社会福祉の奉仕者として、厚生労働大臣の委嘱を受けて活動しています。また、同時に児童福祉法により児童委員を兼ねています。任期は3年で、県知事が定める区域（概ね中学校区）ごとに民生委員児童委員協議会（以下「地区民協」という。）を組織しています。また、主任児童委員は、各小学校区に1人が配置されており、地区民協に属しています。

なお、次表には、民生委員及び主任児童委員の人数を記載しています。

市域で組織される安城市民生委員・児童委員協議会では、次の7項目を2018（平成30）年度の活動重点事項として定め、積極的に取り組んでいます。

- ① 援助を必要としている人々への訪問活動等の推進
- ② 災害時にひとりも見逃さない運動の確立
- ③ 福祉活動への住民参加の促進
- ④ 児童虐待防止活動の推進
- ⑤ 高齢者及び障害者への虐待防止活動の推進
- ⑥ 研修への取組強化
- ⑦ 情報の共有・管理保護の徹底

表2-8 地区民協構成人数

地 区	民生委員数 (人)	主 任 児童委員数 (人)	計 (人)	担当地区 [概ねの中学校区*]
東山地区民協	27	3	30	東山中学校区
中部地区民協	37	4	41	安城北中学校区
作野地区民協	25	3	28	篠目中学校区
中央地区民協	34	2	36	安城南中学校区
安祥地区民協	22	2	24	安祥中学校区
西部地区民協	24	3	27	安城西中学校区
明祥地区民協	12	2	14	明祥中学校区
桜井地区民協	19	2	21	桜井中学校区
計	200	21	221	

※：地区民協と中学校区の範囲は一致しないところもある。

(2018（平成30）年8月1日現在)

(3) ボランティアセンター、市民活動センター

市社協は、ボランティアの活動推進を図ることを目的に、1978（昭和53）年10月にボランティアセンターを設置しました。

ボランティアセンターでは、ボランティア活動に参加したい人を登録するとともに、ボランティアの派遣を希望する人や関係機関との連絡調整等に対応するボランティア相談、ボランティアの育成、福祉学習の推進、ボランティア活動の支援、啓発などを行っています。

ボランティアセンターの登録は、特に趣味等を主な活動としながら、ボランティア活動も行う団体の登録が増加傾向にあります。

東日本大震災をきっかけに個人のボランティア登録者数が大きく増加しましたが、その後は、個人のボランティア登録を継続する人は少なくなっています。現在は、ボランティア活動をする際に必要に応じて登録する傾向があります。

市民活動センターは、市民活動のサポート拠点として2005（平成17）年1月に設置され、市民活動に関する様々な情報の提供、活動団体相互の交流と連携の促進や市民活動団体の自立を支援しています。

また、本市では、国や県に認可を受けた特定非営利活動法人（NPO法人）が保健福祉や防災、環境、まちづくりなどの分野において活動しており、今後も幅広い活動の展開が期待されています。

なお、国や県に認可を受けていない非営利活動団体に関しても、本計画では、認可の有無に関わらずNPOと表記しています。

表2-9 ボランティアセンター登録数

	2014年 (平成26年)	2015年 (平成27年)	2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)	2018年 (平成30年)
登録人数(人)	5,657	5,869	5,885	5,834	4,921
登録団体数(団体)	202	225	239	252	213

(各年3月31日現在、2018（平成30）年は6月1日現在)

表2-10 市民活動センター登録数

	2014年 (平成26年)	2015年 (平成27年)	2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)	2018年 (平成30年)
登録団体数(団体)	358	339	385	410	418

(各年3月31日現在、2018（平成30）年は6月1日現在)

(4) 地区社会福祉協議会

住民の地域福祉活動への参加や福祉のまちづくりを進めるため、1997（平成9）年度から2000（平成12）年度にかけて、市社協が概ね中学校区ごとに地区社協の発足を支援し、コミュニティワーカーを担当職員として配置してきました。

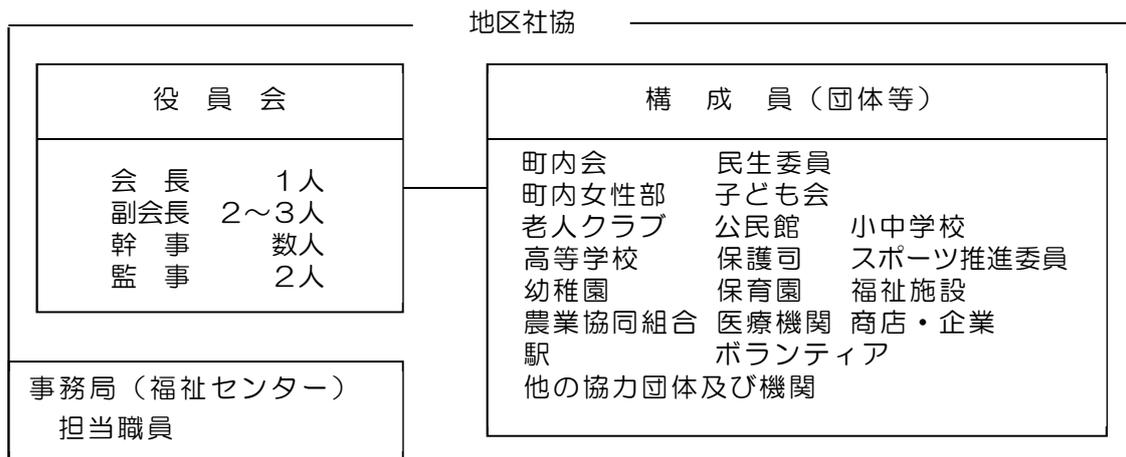
町内会を区域とする町内福祉委員会の発足を働きかけ、2016（平成28）年度までにすべての町内会で町内福祉委員会が発足しました。

日常生活のなかで共助を推進する組織である町内福祉委員会の組織化や活動を通じて、地域福祉活動を推進しています。

表 2-11 地区社協の主な事業

区分	事業内容
小地域福祉活動の支援	町内福祉委員会の活動支援 ボランティアの育成・支援
啓発活動	勉強会・福祉講座等の開催 広報紙の発行 講演会等イベントの開催
福祉サービスの窓口	車いすの貸出し 車いす移送車「サルビア号」の貸出し

図 2-7 地区社協の組織図（例）



(5) 社会福祉協議会

社会福祉協議会とは、社会福祉法第109条に位置づけられた地域福祉の推進を図ることを目的とした団体です。市社協は1952（昭和27）年に設立され、1968（昭和43）年に社会福祉法人の認可を受けています。

市社協では、第1次地域福祉活動計画で地区社協にコミュニティワーカーを配置することを定め、町内福祉委員会の活動を支援してきました。2015（平成27）年度から生活支援コーディネーターを配置し、高齢者を対象とした地域に不足するサービス・支援の創出に努めています。

また、地域福祉の推進を図ることを目的として、次表に掲げるように、市からの委託事業の実施や福祉センター等の指定管理を行うなど、多様な福祉事業を展開しています。

表2-12 市社協の主な事業（※は本市の委託又は指定管理事業）

町内福祉委員会等の活動支援	障害相談支援事業※
地区社協の運営支援	移送サービス、院内介助サービス事業
広報紙の発行	福祉サービス利用援助事業
福祉教育の推進	心配ごと相談等相談事業
車いす・車いす移送車の貸出し事業	ふれあいサービスセンター事業
自主防災組織支援事業※	生活支援体制整備事業※
ボランティアセンター事業・災害ボランティアセンターの運営	居宅介護支援事業
善意銀行事業	地域包括支援センター事業※
生活福祉資金等の貸付け	高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業※
児童センターの経営※	成年後見支援事業
訪問介護等事業（ホームヘルプサービス）	介護予防事業※
通所介護等事業（老人デイサービス）※	安城市共同募金委員会としての事業
福祉センター・社会福祉会館の経営、福祉避難所の運営※	日本赤十字社安城市地区としての事業
身体障害者デイサービスセンターの経営※	福祉まつり実行委員会としての事業

【社会福祉法（市町村社会福祉協議会関係部分）】

（市町村社会福祉協議会）

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が参加するものとする。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

3 地域福祉活動の特徴

(1) 地区社協の区域（概ね中学校区）を福祉圏域とした活動展開

市社協では、地域をサポートするコミュニティワーカーを地区社協の区域ごとに配置することで、住民主体の小地域福祉活動を推進しています。

市内全町内会に町内福祉委員会が発足しており、サロンや昼食会などのふれあい交流活動、介護教室などの学習活動のほか、福祉マップの作成、見守り支援といった様々な小地域福祉活動に、地域の実情にあった方法で取り組んでいます。本市では、この町内福祉委員会が地域福祉の中核として機能しています。

(2) 町内福祉活動計画に基づく計画的な小地域福祉活動の実践

各町内福祉委員会では町内福祉活動計画を策定し、計画的に地域福祉活動に取り組んでいます。また、町内福祉活動計画は、地区社協単位で毎年進行管理を行っています。

[町内福祉委員会の活動事例]

- ①見守り活動（見守りが必要な人の実態調査、福祉マップの作成、個別訪問等によるニーズ調査、住民支え合いマップの作成など）
- ②見守りが必要な人への個別支援（買い物支援、ゴミ出し支援、認知症高齢者の徘徊の見守り支援など）
- ③まちの安心と安全を守る取組（小学生登下校時の見守り活動、避難行動要支援者に配慮した避難訓練など）
- ④学習活動（まちかど講座、ハートフルケアセミナーなど）
- ⑤広報・啓発活動（広報紙、講演会など）
- ⑥地域の絆を深める活動（ふれあい交流会、サロン活動など）

(3) 事業者やNPO等との協働による地域福祉活動の展開

2015（平成27）年度から生活支援コーディネーター業務を市から市社協に委託し、職員を配置しました。多様な社会資源の発掘、並びに生活支援ネットワーク会議の開催を通じた多様な社会資源のネットワーク化を図っています。

これら取組の成果として、町内福祉委員会を中核としつつも、事業者やNPO法人等との協働による地域福祉活動が展開されるようになっていきます。

[生活支援・介護予防の推進に向けた取組事例]

①生活支援ネットワーク会議

- ・地区社協の区域で毎年2回程度会議を開催。高齢者の生活支援を行う地域住民、NPO、ボランティア、民間企業、店舗、協同組合、社会福祉法人等多様な主体間の定期的な情報共有・連携の場となっています。

②地域福祉マッチング交流会&サロン活動博覧会

- ・2012（平成24）年度からサロン活動博覧会、2013（平成25）年度から地域福祉マッチング交流会を開催。2015（平成27）年度からは生活支援コーディネーターの業務として位置づけ、同時開催しています。
- ・地縁型活動組織の町内福祉委員会、テーマ型活動組織のボランティア・NPO・市民活動団体、福祉事業者の出会いの場となっています。

③生活支援・見守り協力事業

- ・地域において生活支援や見守り活動を行う店舗を協力店に位置づけています。

④地域リハビリテーション活動支援事業

- ・市内のリハビリ専門職が介護予防に資する地域活動の場等（体操教室、サロン等）へ出向き、地域活動の担い手である住民へ介助方法や体操の内容など介護予防に関する技術的助言を行っています。

⑤あんじょうコミュニティBOOKの発行

- ・市と市社協が協働して、地域のサロン活動など高齢者の集いの場の情報を集約して発信しています。

（4）地域共生社会の実現に向けた先駆的取組を展開

市社協・地区社協が主に町内福祉委員会に働きかけながら、事業者やNPO等との協働による地域福祉活動を展開しています。

一部の町内会やNPO等では、高齢者のみならず、すでに子育て支援、障害者や生活困窮者への見守りや生活支援を実践するなど、「地域共生社会」の先駆的な取組もみられます。

2-3 これまでの施策の主な成果と課題

第3次計画の主な成果と課題を、基本目標別に整理しました。内容は次のとおりです。

基本目標1 地域丸ごと支え合いの仕組みを創ろう

－ 自助・共助による住民主体のまちづくり －

(1) 基本施策1-1 地域福祉の啓発と住民主体の地域福祉活動の推進

成果	<ul style="list-style-type: none"> ① 毎月全戸配布を行っている市社協広報紙で住民の関心の高いテーマでの特集記事の掲載、全市的に開催している研修会や地区社協単位で開催している勉強会における先進的な活動をしている町内福祉委員会の活動事例の発表や講演などを通じて、地域福祉活動の重要性と活動を展開するうえで役立つ情報提供を進めました。 ② 市公式ウェブサイトや市広報紙、転入手続時におけるチラシの配布などによって、町内会への加入を促進しました。 ③ 2013（平成25）年度時点で町内福祉委員会が未設置であった3町内会に対して、町内福祉委員会発足の働きかけを行った結果、2016（平成28）年度には、すべての町内会に町内福祉委員会が発足しました。また、すべての町内福祉委員会で地域見守り活動が展開されるようになっています。 ④ 町内福祉委員会やボランティアへの支援を充実したことなどにより、地域の高齢者や障害のある人等が気軽に集まれる居場所や交流の場であるサロンの開設数を大幅に増加することができました（2017（平成29）年度：127か所）。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ① 多くの住民が地域福祉の重要性に関心を持ち、住民の主体的な地域課題の解決のための取組を市内全域に広げていく必要があります。 ② 第1次福祉圏域である町内会単位での活動が重要であるとの認識のもと、引き続き、町内加入率の向上を目指すとともに、いざという時に誰もが漏れなく地域福祉の恩恵が受けられるよう、在住外国人を含め、町内会未加入者への働きかけが必要です。 ③ メンバーの固定化や高齢化が進んでいる町内福祉委員会もみられることから、地域の状況に応じた活動支援と活動の担い手の発掘・育成の支援を進め、各町内福祉委員会の組織力の強化と活動の活性化を図っていく必要があります。 ④ これまでは町内会単位での活動を中心に地域福祉活動を展開してきましたが、新たな地域福祉活動の担い手を確保・育成していくために、今後は地縁組織に依存しないボランティアやNPO等の活動や事業型の活動を支援し活発化していくことも必要となっています。

(2) 基本施策1-2 地域における連携と協働の推進

成果	<p>① 見守り活動推進会議や地域ケア個別会議等を通じて、町内にある各組織間での連携がとれる体制ができつつあり、ケース検討会議についても必要に応じて町内福祉委員会と連携をとりながら進めています。</p> <p>② 2015（平成27）年度に生活支援コーディネーターを各地区社協単位に配置し、多様な社会資源の発掘を進めています。また、生活支援ネットワーク会議の開催を通じて多様な社会資源のネットワーク化に努めています。</p> <p>③ 福祉事業者やNPO、当事者団体、町内福祉委員会等が相互に連携し、協働による地域福祉活動を進めるきっかけをつくるため、毎年「地域福祉マッチング交流会&サロン活動博覧会」を開催し、様々なマッチングを実現してきました。</p>
課題	<p>① 多様な社会資源の発掘と多様な社会資源のネットワーク化と包括的な相談及び支援を「丸ごと」行う地域福祉コミュニティの形成を目指し、生活支援ネットワーク会議の充実を図る必要があります。</p> <p>② 8050問題や高齢化・少人数世帯化、生活困窮者問題など、地域福祉課題が多様化・複雑化するなか、町内福祉委員会と専門的な機関・団体との連携・協働をより一層強化していく必要があります。</p>

(3) 基本施策1-3 地域ぐるみの安全・安心活動（防災、防犯、交通安全）の推進

成果	<p>① 2015（平成27）年度から市内全中学校において防災教育を開催してきました。また、自主防災組織に対して防災訓練の開催を働きかけるとともに、自主防災リーダー養成研修などを行い、地域の防災力の向上に努めてきました。</p> <p>② 木造住宅無料耐震診断や木造住宅耐震改修費補助事業などに加えて、木造住宅耐震シェルター整備費補助事業を創設して、家屋の減災対策を進めてきました。</p> <p>③ 避難行動要支援者制度の登録者の拡大と登録者への救急医療情報キット（安心キット）の配布を行いました。</p> <p>④ 市広報紙や市公式ウェブサイト、安全安心情報メール配信などによる犯罪情報の提供を実施しました。</p> <p>⑤ 防犯教室や街頭啓発キャンペーンを開催して防犯の啓発を図りました。</p> <p>⑥ 2016（平成28）年「消費生活センター」を開設し、相談日を増やして、悪質商法や商品、サービスに関するトラブルなど消費生活に関する苦情や問い合わせ、多重債務などの相談などに応じてきました。</p> <p>⑦ スクールガードやスクールガードリーダー2人を配置し、小学生の登下校の見守りや交通安全を進めてきました。</p>
課題	<p>① 防災訓練が実施できていない自主防災組織もあることから、防災訓練の開催を引き続き支援していく必要があります。</p> <p>② 木造住宅耐震改修費補助事業や木造住宅耐震シェルター整備費補助事業といった家屋の減災対策の実施件数が伸び悩んでいることから、「自分や家族の命は自分たちで守っていく」という防災意識の高揚を図っていく必要があります。</p>

課題	<p>③ 避難行動要支援者支援制度の周知に努めるとともに、当該制度を日頃の見守り活動に活用しながら、お互いの顔が見える関係づくりについて、町内福祉委員会を基本に市内各所で展開していくことが望まれます。</p> <p>④ 地域や関係機関と連携し、高齢者や子どもをはじめと市民が犯罪被害や交通事故に合わないような防犯、交通安全活動を進めていく必要があります。</p> <p>⑤ 高齢者や障害のある人を狙った詐欺などの犯罪や悪質な訪問販売による消費者トラブルは依然として発生しており、安全・安心なまちづくりの推進が望まれます。</p>
----	--

(4) 基本施策1-4 生きがいと社会参加の創出

成果	<p>① 高齢者教室やシルバーカレッジの開催、おはよう！ふれあいラジオ体操会などを通じて、高齢者の閉じこもりの防止、社会参加と生きがいづくりを進めてきました。</p> <p>② 訪問型デイサービス、障害者福祉体育祭や作品展の開催、障害者の支援事業などを通じて、障害者の社会参加と一般就労を促進してきました。その結果、一般就労者は目標値を上回るような実績になっています。</p> <p>③ 社会問題としてクローズアップされてきたニートや若年無業者に対して支援する地域若者サポートステーション事業を進めてきました。</p>
課題	<p>① 高齢者は今後も増加していくことが予想されることから、介護予防や健康寿命の延伸という観点から、今後とも引き続き、高齢者の生きがいや健康づくりを進めていく必要があります。</p> <p>② 障害者雇用促進法の改正に伴い、2018（平成30）年4月から障害者の法定雇用率が引き上げられたことも踏まえつつ、障害者の一般就労、雇用促進を一層支援していく必要があります。特に、雇用の機会が乏しい知的障害者や精神障害者の就労支援に力を入れていく必要があります。</p> <p>③ ひきこもりやニートが高年齢化の傾向にあることから、40歳以上のひきこもりやニートを対象にした社会参加支援や就労支援を進める必要があります。</p>

基本目標2 地域福祉の取組を支援する施策を充実させよう

－ 地域福祉活動を支える人と活動の拠点づくり －

(1) 基本施策2-1 福祉のこころの醸成

成果	<ul style="list-style-type: none"> ① 市社協広報紙、全市的に開催している研修会や地区社協単位で開催している勉強会に加え、多いときは年間300回を超える地区社協主催の福祉学習を通じて、地域住民の福祉に対する意識啓発と福祉のこころの醸成を進めてきました。 ② ボランティア体験や福祉体験など小中学校における福祉学習や特別支援学級と普通学級との交流及び共同学習を通じて、児童・生徒の福祉のこころの育成とインクルーシブ教育の実践を進めてきました。 ③ 子どもの健全育成のためのリーフレットの作成・配布と教師や保護者等を対象にした講演会を通じて、いじめや不登校等の問題解決に向けたこころの教育を地域と連携して進めてきました。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ① 「福祉のこころ」を培うことは、地域における支え合い・助け合いの土台であることから、広報紙や研修会、福祉学習などを通じた地域における福祉教育と、ボランティア体験や福祉体験学習といった学校現場における福祉教育を引き続き進めていく必要があります。

(2) 基本施策2-2 地域福祉活動の担い手の養成と活動支援

成果	<ul style="list-style-type: none"> ① ボランティアセンターの相談機能とボランティア等の人材養成講座の充実を図り、ボランティアやまちづくり人材の発掘と養成、ボランティア団体や個人のボランティア登録の拡大に努めてきました。 ② 将来を担う中高生が福祉の現場を知り、ボランティアを始めるきっかけとなる機会を提供するため、市内の福祉施設や地域福祉に関するボランティア団体の協力を得ながら、毎年、夏休みの期間を活用して福祉の現場における中高生のボランティア体験を実施しました。 ③ 市民活動等助成事業やボランティア活動等助成事業を新設するなど、地域福祉活動等を担う団体や市民グループの活動を活動資金面から支援してきました。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ① ボランティア養成講座やボランティア体験等を通じてボランティアを発掘・育成すると同時に、求められているボランティア需要を的確に把握し、ボランティアとして活躍できる場・機会をしっかりと提供していく必要があります。 ② 市民活動団体やボランティア団体等による多様な活動が活発化するよう、状況やニーズに応じて助成内容の見直しを適宜行う必要があります。また、自立のかつ継続的な活動に発展するよう、市民活動団体やボランティア団体等の組織基盤や財政基盤の確立を支援する必要があります。

(3) 基本施策2-3 セルフヘルプ、当事者力の向上支援

成果	<ul style="list-style-type: none"> ① 当事者団体の周知を図るため、当事者団体に関する情報提供に努めてきました。 ② 当事者団体同士がお互いの活動を知り合うための情報交流と意見交換の場として関係団体等の懇話会を開催しました。また、当事者団体の活動の支援にも努めてきました。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ① 多くの当事者団体がありますが、加入率の低下や高齢化、会員の固定化など組織力の低下とそれに伴う活動低下が進んでいます。 ② 新たな当事者団体の育成・組織化を進めようとしたのですが、成果が上がっていないのが実情です。

(4) 基本施策2-4 地域福祉活動を支える拠点機能の整備

成果	<ul style="list-style-type: none"> ① 2013（平成25）年4月に安祥福祉センターを、また、2016（平成28）年4月には市内8か所目となる明祥福祉センターを開設しました。これによって市内8か所すべての福祉センターの開設に至りました。 ② 身近な地域福祉の活動拠点になっている町内公民館の建設・改修を資金面から支援してきました。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ① 福祉センターの建設は完了したことから、今後は、将来にわたって、快適・安全に利用できる施設運営と予防保全的な観点からの計画的な施設の補修・修繕等を進めていく必要があります。 ② 施設や設備の老朽化が進んでいる町内公民館もみられることから、引き続き、施設の建替えや改修、修繕の支援を進める必要があります。 ③ 身近な地域に多様な居場所をつくっていくために、空き家や自宅などを活用した活動拠点づくりの支援を検討する必要があります。

基本目標3 暮らしを支える多様なサービスを充実させよう

－ わかりやすい情報の提供と地域に根ざした支援体制づくり －

(1) 基本施策3-1 福祉サービスに関する適切な情報提供

成果	<ul style="list-style-type: none"> ① 市や市社協の広報紙やウェブサイトへの掲載、情報誌（小冊子）の配付等により、福祉サービスに関する情報を提供しました。 ② 市社協では、2017（平成29）年度にアクセシビリティに配慮したウェブサイトを構築し、2018（平成30）年4月に全面リニューアルしました。市公式ウェブサイトにおいても、アクセシビリティに配慮した情報提供を行っています。 ③ 視覚障害者の方には点字、音声による情報提供を、聴覚障害者の方には手話通訳者、要約筆記者派遣事業を行っています。 ④ 生活ガイドブックを4言語に翻訳して配付しています。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ① パソコンに不慣れな高齢者等には、ウェブサイトの情報提供では伝わらないことがあります。説明会などで情報提供していくことも必要です。 ② スマートフォンを活用したプッシュ型の情報提供について、実施に向けた調査・研究が必要です。（※プッシュ型情報提供とは、サーバー側から自動的に情報が配信されるしくみ） ③ 登録手話通訳者が高齢化等により減少しています。手話通訳者、要約筆記者の確保が必要です。 ④ 外国人住民が多国籍化しており対応策を検討する必要があります。

(2) 基本施策3-2 きめ細かな相談支援体制の確立

成果	<ul style="list-style-type: none"> ① 福祉に関する各種相談業務は、市の専門相談窓口で対応しているほか、市社協でも多様な相談窓口を設置し、総合的に対応しています。 ② 全町内会に町内福祉委員会を発足しました。委員会の活動を通じて把握した困りごとは、地区会や個別会議を通じて住民同士や関係機関が連携できる体制が整っています。 ③ 機関紙を作成して民生委員の役割の重要性を周知しました。 ④ 全中学校区に高齢者の総合相談窓口としての地域包括支援センターを設置しました。 ⑤ 障害福祉サービス利用者全員に相談支援専門員が対応する体制を整えました。 ⑥ 利用者支援事業の基本型と母子保健型を立ち上げ、子育て世代包括支援センター機能を確立しました。 ⑦ ドメスティックバイオレンス（DV）については、様々な相談事業のなかで相談に応じています。庁内連絡会を開催し、関係課の間で情報共有を図る体制を整えました。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ① 複雑かつ複合的な福祉課題に的確に対処するため、包括的・総合的な相談支援体制を構築する必要があります。 ② 民生委員は地区により、欠員となっているところがあります。 ③ 高齢者の総合相談窓口としての地域包括支援センターの周知を図ることが必要です。 ④ 専門的な相談支援体制を充実するとともに、生活困窮者の自立や、罪を犯した者等の社会復帰に向けた支援体制についても充実を図っていくことが必要となっています。

(3) 基本施策3-3 公的な福祉サービスの充実

成果	<ul style="list-style-type: none"> ① 2017（平成29）年度より介護予防・日常生活支援総合事業を開始しました。 ② 障害者等の地域生活支援事業の一環で、市独自の事業として日中一時支援事業や移動支援事業などのサービスの充実を図りました。 ③ 2014（平成26）年度に子ども・子育て支援事業計画を策定しました。この計画に基づき、保育サービスや子育て支援施策を実施しています。 ④ 介護保険事業計画に基づき、特別養護老人ホーム、地域密着型特別養護老人ホームをはじめとする施設整備を進めました。 ⑤ 民間事業者が障害者等の地域生活の場となるグループホームを整備する際、支援（補助）しました。 ⑥ 保育園の整備に関しては、2014（平成26）年度に整備計画を策定し、改築2園、中規模改修工事を3園で実施しました。 ⑦ 小学校特別教室を改修するなどして、児童クラブの受入対象学年の拡大を図ってきました。 ⑧ 公立の保育園では、毎年2～3園で第三者評価を受審しています。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ① 介護予防・日常生活支援総合事業の市民への周知と理解が必要です。また、介護事業者が参入しやすい制度設計が必要です。 ② 障害者自立支援法（現：障害者総合支援法）の施行以降、障害者の地域移行が進められていますが、障害者に対する地域住民の理解が十分に得られていない状況があります。また、就労支援等の自立に向けた支援の充実が必要です。 ③ 福祉ニーズが多様化、複雑化しており、ケースによっては、高齢者、障害者、子ども・子育て支援等の福祉サービスの分野横断的な対応が求められるようになっていきます。 ④ 障害者等が地域生活へ移行する、地域生活の場としてのグループホームの役割が重要となっており、施設の開設を促していく必要があります。 ⑤ 入会希望者が多い小学校区の児童クラブについては、定員増を検討する必要があります。 ⑥ 苦情相談窓口の周知がまだ十分とは言えません。 ⑦ 民間の福祉事業者の間では、第三者評価制度を利用しているところはまだ少数にとどまっています。

(4) 基本施策3-4 セーフティネットの整備

成果	<p>① 市社協では、親族等がおらず後見人等となる人がいない低所得者等を対象に、法人として後見人等を受任しています。</p> <p>② 虐待等の発生防止、虐待を受けた者及び家族の保護等について協議するための機関として、関係者による虐待等防止地域協議会を毎年3回開催しています。</p> <p>③ 福祉電話や友愛訪問活動、緊急通報システム、給食サービスなど各種のサービスを通じて、ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯などの安否確認を行ってきました。すべての町内福祉委員会によって見守り活動が行われています。</p>
課題	<p>① ひとり親家庭に対する家庭生活支援員の派遣事業などを行っていますが、利用件数の増加につながっていません。</p> <p>② 成年後見制度の利用は増えることが予想されます。制度の周知を図るとともに、各機関や専門職と連携して対象者の生活を支える体制を強化していく必要があります。</p> <p>③ 虐待対応件数は増加してきており、虐待対応のための体制強化が必要です。</p> <p>④ 自殺対策基本法において、地方自治体に地域の状況に応じた施策を策定し実施することが義務づけられたことから、自殺対策に向けた取組を講じていく必要があります。</p>

(5) 基本施策3-5 保健、医療、福祉と地域との連携の強化

成果	<p>① 高齢者の支援に関しては、地域包括支援センターが核となり、多職種が集まって、地域ケア会議が開催できています。</p> <p>② 2014(平成26)年度より、関係機関による療育関係機関連絡会を毎年2回開催し、関係機関の情報共有と連携の体制が整いました。</p> <p>③ 障害者が共に暮らせる地域をつくるため、自立支援協議会を設置しています。新たに児童担当者会を設置して、参加事業者間での情報連携に取り組みました。</p> <p>④ 高齢者、障害のある人の基本的な支援体制について、専門機関のみならず地域住民も交えた地域ケア会議を開催し、地域ニーズの確認並びに対応方針などについての協議ができる体制が整っています。</p>
課題	<p>① 地域ケア会議では、介護予防に向けた検討が今後の課題となっています。</p> <p>② 2018(平成30)年度より、療育関係機関連絡会の事務は子ども発達支援センターに移管されたことから、体制の見直し・強化を図ることが望まれます。</p> <p>③ 自立支援協議会に参加する事業所が少ないため、多くの事業所の参加を得ることが必要です。また、自立支援協議会を通じて、地域と専門機関との連携を図っていくことも必要です。</p> <p>④ 地域住民を交えた地域ケア会議の開催は一部の地域にとどまっています。</p>

(6) 基本施策3-6 高齢者や障害のある人の自立を支える都市環境等の整備や移動手段の充実

成果	<p>① 小中学校3校、保育園3園でバリアフリー化（室内、昇降口などで段差解消）を実施したほか、新設の保育園ではユニバーサルデザインに適合する工事を実施しました。</p> <p>② 2014（平成26）年度より、新設の道路整備にあたってはバリアフリー化の歩道を整備しており、現在8路線で整備が行われています。</p> <p>③ あんくるバス（コミュニティバス）は11路線すべてにおいて、低床、ノンステップ、車いす対応など、バリアフリーに対応した車両での運行が実現しています。</p> <p>④ 2018（平成30）年度に南安城駅にエレベーターの設置が行われました。</p> <p>⑤ 人にやさしい住宅リフォーム費助成事業は、利用の対象を総合事業対象者（一部）にも拡大するなどしました。年間160～180件の利用があります。</p> <p>⑥ 外出支援を目的とした、車いす貸出し事業、車いす移送車の貸出し事業、高齢者外出支援サービス事業は、計画目標を上回る利用があります。</p> <p>⑦ あんくるバスでは、75歳以上の高齢者、障害のある人の乗車運賃を無料にしています。このサービスを利用する人は年々増加しています。</p>
課題	<p>① 人にやさしい住宅リフォーム費助成事業、車いす移送車の貸出し事業、高齢者外出支援サービス事業は、事業の周知を図っていく必要があります。</p> <p>② 特に、車いす移送車の貸出し事業については、限られた方の利用にとどまっています。必要とする方に周知が図られていない可能性があります。</p> <p>③ 高齢障害者の方は、高齢の福祉タクシー料金助成は利用しづらく、障害の福祉タクシー利用助成を利用する傾向にあります。</p>

2-4 アンケート結果

1 結果の概要

本計画の策定にあたっては、市民並びに福祉サービスを提供している事業者に対するアンケートを実施しました。その調査概要は次のとおりです。

(1) 市民アンケート

① 調査の目的

市民の福祉に関する意識、現在や将来の暮らしの課題、地域福祉活動等の取組実態や意向等を明らかにすることを目的に実施しました。

② 調査対象及び調査方法

調査対象 住民基本台帳から無作為に選んだ 18 歳以上の市民 3,000 人
 調査方法 郵送による配布・回収
 調査実施時期 2017（平成 29）年 11 月 21 日（火）～12 月 6 日（水）

③ 調査票の回収状況

回収状況は以下のとおりです。

A : 配布数	B : 有効回収数	C : 有効回収率 (%) C=B/A × 100
3,000	1,244	41.5%

(2) 事業所アンケート

① 調査の目的

地域において福祉サービスを提供している事業所から、本市の地域福祉に関する現状の分析、今後に向けた施策の検討を行う際の基礎資料とすることを目的に実施しました。

② 調査対象及び調査方法

調査対象 市内に所在地を有し、介護保険サービス、障害福祉サービスを提供する事業所 244 事業所
 （内訳） 介護保険サービス事業所 161 事業所
 障害福祉事業所 83 事業所

調査方法 郵送による配布・回収

調査実施時期 2017（平成 29）年 11 月 24 日（金）～12 月 8 日（金）

③ 調査票の回収状況

回収状況は以下のとおりです。

A : 配布数	B : 有効回収数	C : 有効回収率 (%) C=B/A × 100
244	161	66.0%

2 地域福祉の現状と主な課題

調査結果から整理した本市の地域福祉の現状と主な課題は次のとおりです。

(1) 福祉に関連する情報に容易にアクセスできる環境づくり

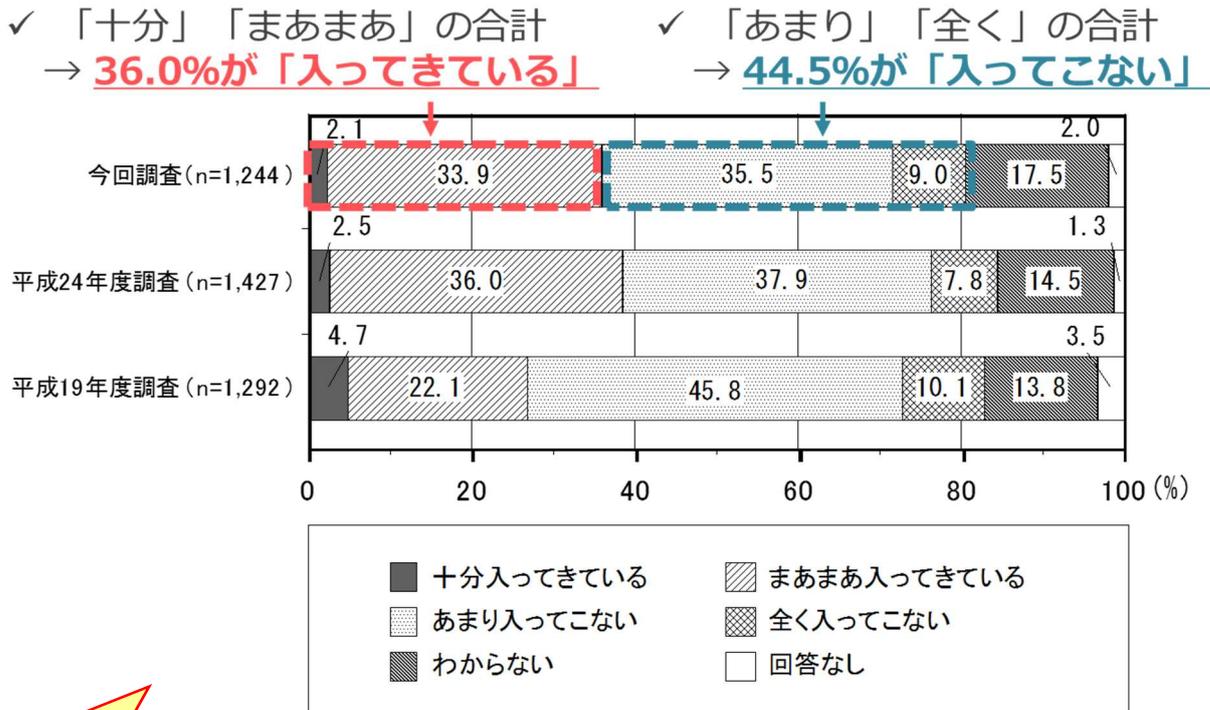
【現状】

- “情報が入ってきていると感じている人” が36.0%であるのに対して、“情報が入ってこないと感じている人” は44.5%となっています（図2-8）。
- 「健康づくりについての情報」と「高齢者についてのサービス情報」、「生きがいづくりについての情報」といった特に高齢者層にとって必要な情報については、福祉に関する情報が全く入ってきていない人においても、それぞれ19.6%、33.0%、21.4%みられ、知りたいと思っていながらも、必要な情報にアクセスできていない状況がうかがえます（表2-13）。
- 「子育てについての情報」についても、福祉に関する情報があまり入ってこない人において割合（24.3%）が多くなっており、必要な情報に十分アクセスできていない状況をうかがわせる結果となっています（表2-13）。

【課題】

- 福祉に関する情報を知りたいと思っていながらも、必要な情報にアクセスできていない人が一定数確認されました。情報を必要とする人が必要な情報を容易に入手できるように、情報の提供方法や相談体制の整備・充実が必要です。

図2-8 「福祉に関する情報入手の程度」（前回・前々回比較）



※グラフのフォントのばらつきを直す
（最終原稿までに修正）

表 2-13 福祉に関する情報入手の程度別「知りたい福祉に関する情報内容」

上段:回答数 下段:%	全体	健康づくり についての 情報	子育てに ついての 情報	高齢者に ついての サービス 情報	障害者 (児)につ いての サービス 情報	ボランティ アやNPO などの市 民活動、 企業の社 会貢献活 動につい ての情報	生きがい づくり(講 座、教室、 サークル 活動など) につい ての情報	その他	今は特に ない	回答なし
全体	1,244 100.0	324 26.0	233 18.7	473 38.0	95 7.6	132 10.6	395 31.8	8 0.6	359 28.9	14 1.1
十分入ってきている	26 100.0	11 42.3	3 11.5	14 53.8	5 19.2	8 30.8	12 46.2	1 3.8	5 19.2	1 3.8
まあまあ入ってきている	422 100.0	132 31.3	78 18.5	182 43.1	30 7.1	44 10.4	165 39.1	3 0.7	92 21.8	5 1.2
あまり入っていない	441 100.0	132 29.9	107 24.3	182 41.3	44 10.0	56 12.7	155 35.1	3 0.7	85 19.3	4 0.9
全く入っていない	112 100.0	22 19.6	21 18.8	37 33.0	9 8.0	11 9.8	24 21.4	1 0.9	41 36.6	1 0.9
わからない	218 100.0	22 10.1	22 10.1	49 22.5	7 3.2	13 6.0	31 14.2	-	127 58.3	1 0.5
回答なし	25 100.0	5 20.0	2 8.0	9 36.0	-	-	8 32.0	-	9 36.0	2 8.0

全体値の割合よりも10ポイント以上多い。
 全体値の割合よりも5ポイント以上10ポイント未満多い。
 行の中で最も割合の多いもの(「回答なし」を除く)。

(2) 身近な地域での日常的な見守り活動の充実

【現状】

○介護や病気、子育てなどで困った時、地域の人たちに支援してほしいこととしては、「日頃の声かけ・見守り」が36.5%、次いで「災害時などの緊急時の支援」が24.8%、「介護の相談」が20.0%、「話し相手」が18.4%でした(表2-14)。

○近所の人から頼みごとをされたり、お手伝いしたりしたこととしては、「日頃の声かけ・見守り」が47.8%、次いで「話し相手」が35.7%などとなっています(表2-14)。

【課題】

○困りごとを抱えた時に自分が支援して欲しいこと、近所に頼まれて支援したこと、これらはともに「日頃の声かけ・見守り」が最多数を占めました。身近な地域での日常的な見守り活動については大きな期待があります。

表 2-14 自分が支援して欲しいこと、近所に頼まれて支援したこと

順位	自分が支援してほしいこと	近所に頼まれて支援したこと
1	日頃の声かけ・見守り (36.5%)	日頃の声かけ・見守り (47.8%)
2	災害時などの緊急時の支援 (24.8%)	話し相手 (35.7%)
3	介護の相談 (20.0%)	ゴミ出しや掃除などの家事 (14.0%)
4	話し相手 (18.4%)	災害時などの緊急時の支援 (10.2%)

(3) 多様な社会資源のネットワークによる地域福祉ニーズへの対応

【現状】

○地域の人に支援して欲しいことと、近所に頼まれて支援したこと（自分ができること）との間にはギャップがあります。（図2-9）。

○地域での支援を求める範囲が、支援してほしい事柄によって向こう三軒両隣や町内会単位など異なっています（図2-10）。

【課題】

○事業所やNPOなどの専門家や行政等との連携を深めるなかで、地域の福祉ニーズに応えることのできる体制を構築していくことが必要です。

図2-9 地域の人たちに支援してほしいこと

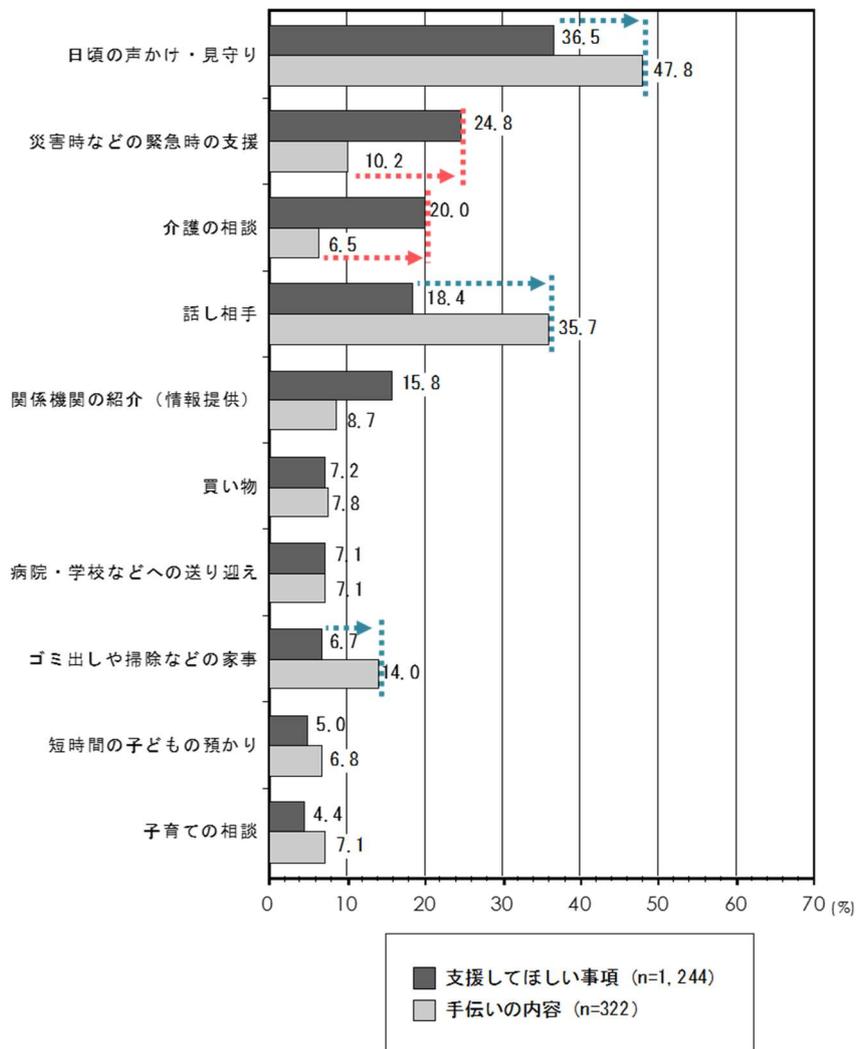
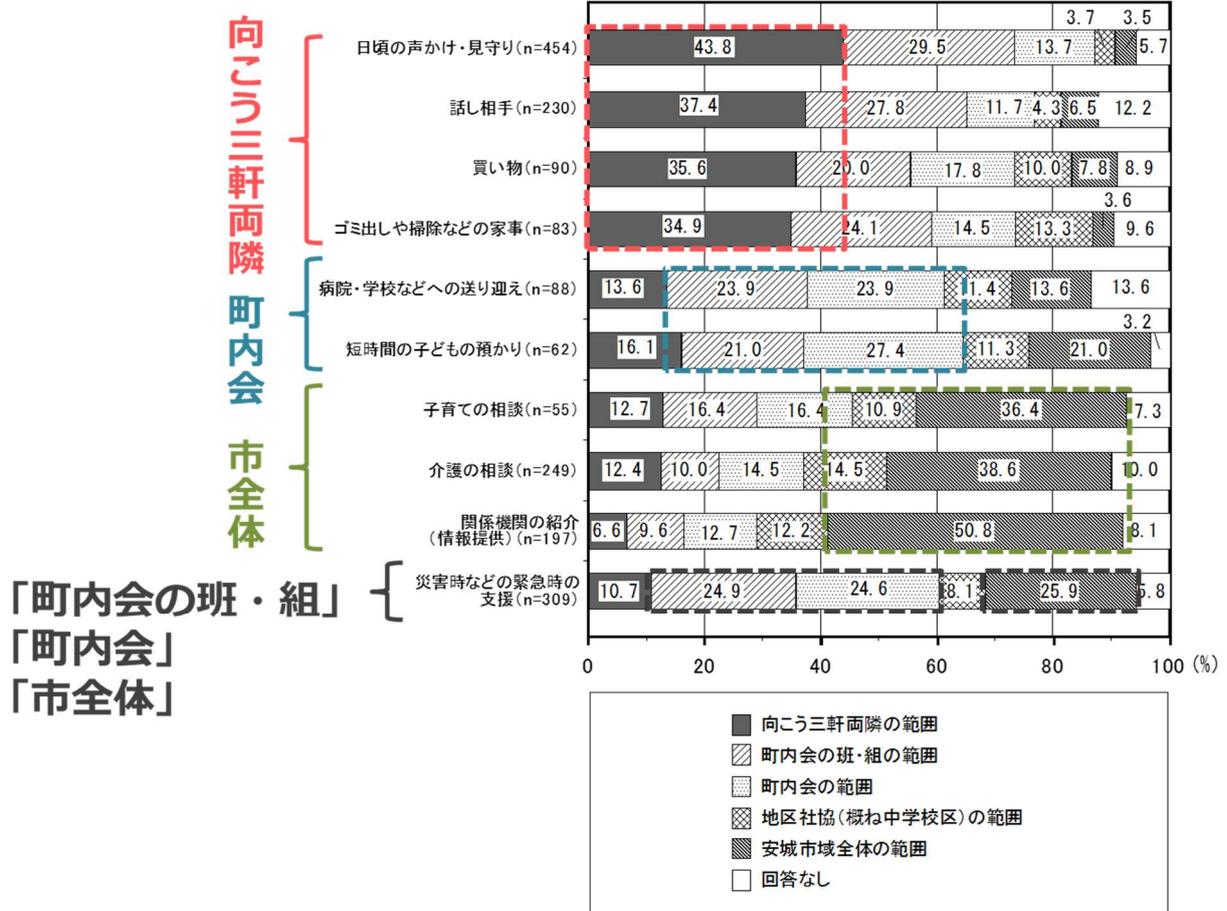


図 2-10 地域の人たちに支援してほしい事項の地域の範囲



(4) 福祉活動に対する受益者負担の検討

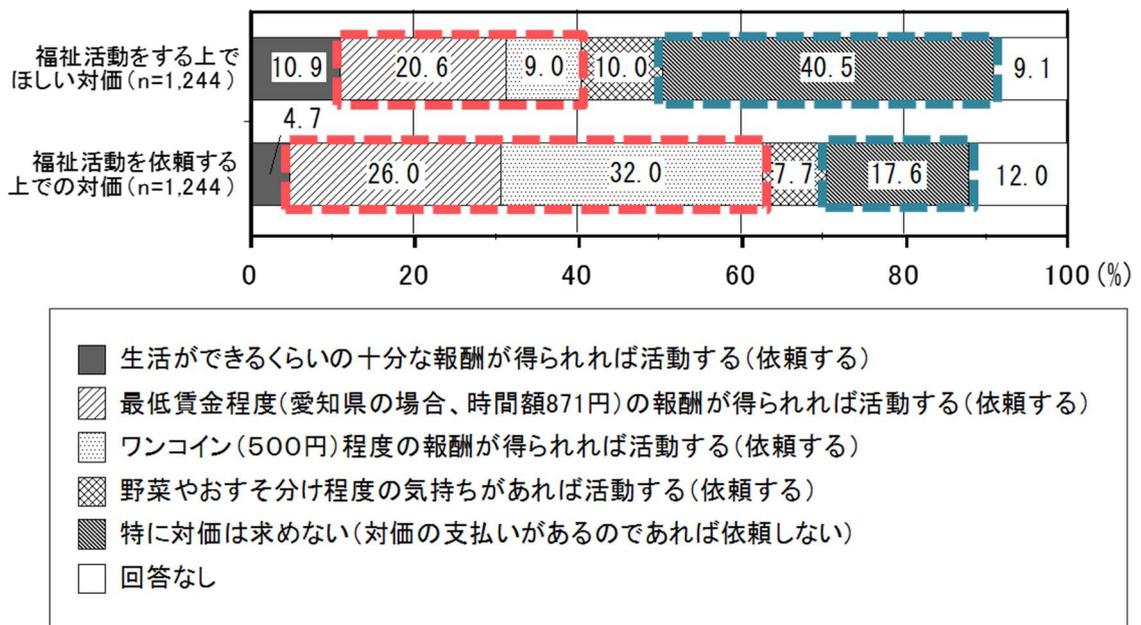
【現状】

- 「ワンコイン（500円）程度であれば支払って依頼する」が32.0%を占め最も多く、次いで多い「最低賃金程度であれば支払って依頼する」（26.0%）と合わせると58.0%を占めています（図2-11）。
- 福祉活動する側は、無償ボランティアの志向が強いのにに対して、福祉活動を依頼する側の立場では有償ボランティアの方が気軽であるという意識が強い状況がうかがえます（図2-11）。

【課題】

- 地域での福祉活動を依頼する人にとっては、対価を払って依頼する人の方が割合として多い結果となりました。今後、福祉活動に対する受益者負担の考え方を視野に入れて福祉活動を展開していく必要があります。

図2-11 福祉活動をするうえで「ほしい」対価と福祉活動を「依頼する」うえでの対価



(5) 地域で福祉活動に関わる人材の確保

【現状】

○「町内福祉委員会の活動内容を知っている」と回答した168人(全回答者の13.5%)に町内福祉委員会への関わりについてたずねたところ、“主催側の立場で関わっている人”(「積極的に活動している」+「依頼があれば活動している」)は42.9%を占めています(図2-12)。

○この割合は、前回調査(平成24年調査)と比較して増加しています。(図2-12)。

○現在参加している・これまで参加したことがある地域福祉活動をみると、最も多いのは、「防火・防災」で342人となっています。次いで多いのは、「防犯・交通安全」の257人、「健康づくり」の224人、「子育ての支援や子どもの見守り活動」の173人となっています(図2-13)。

○しかし、今後も参加する・今後は参加する地域福祉活動をみると、いずれの地域福祉活動も「これまで参加せずー今後は関わってみたい」といった潜在的な参加者はかなりの数(割合)になっています(図2-13)。

【課題】

○地域福祉活動やボランティア・NPO等の活動に「今後参加したい」と考える人は相当数存在しており、こうした層を活動に結びつけるためにも、今後も啓発を継続することが必要です。

図2-12 町内福祉委員会へのかかわり

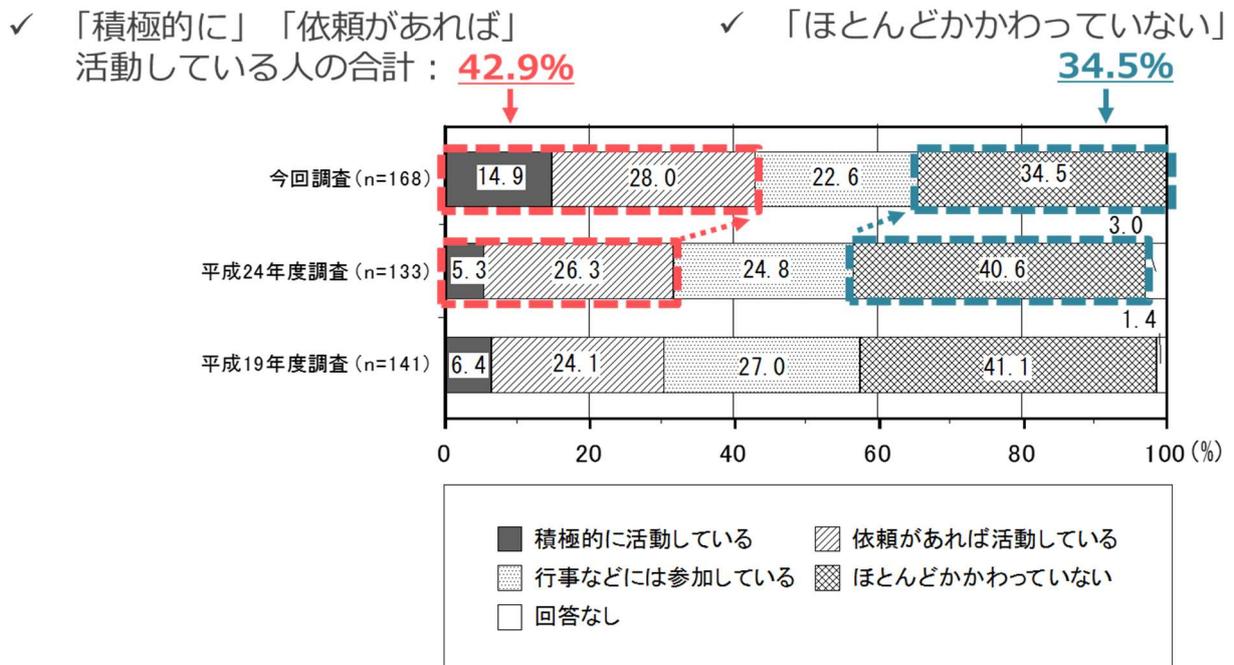
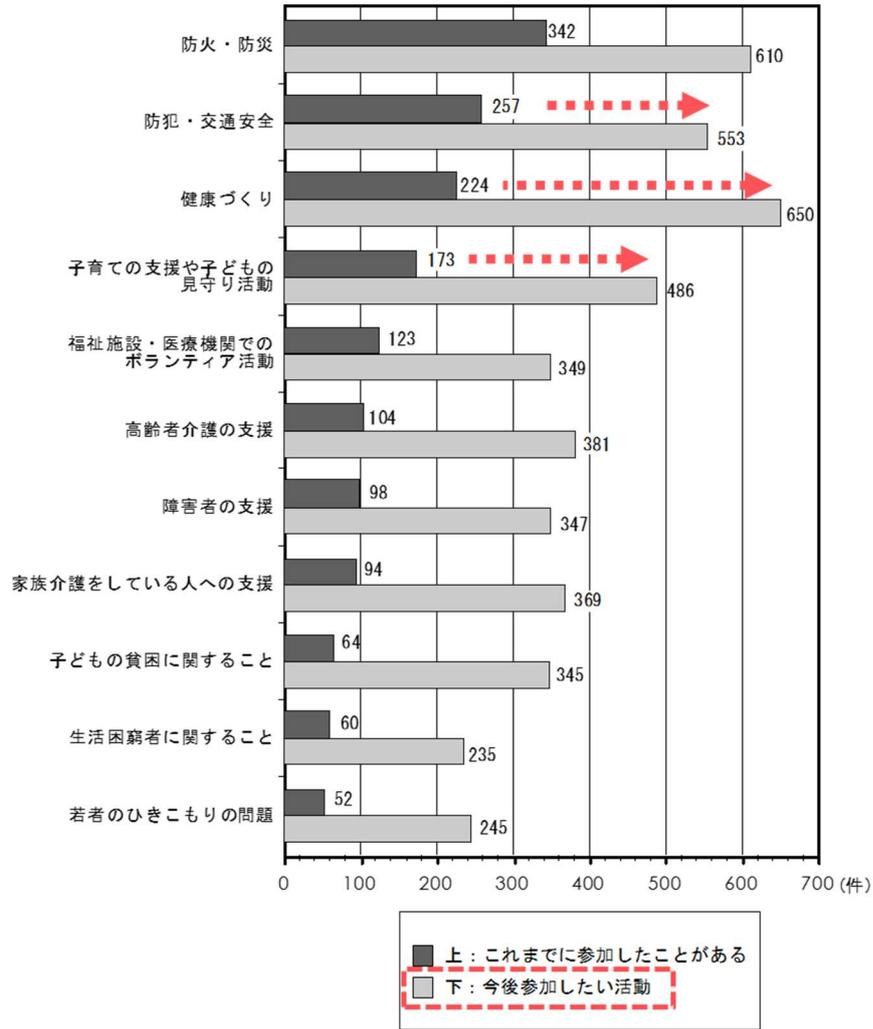


図 2-13 これまで参加したことがある活動と今後も（今後は）参加したい活動の比較



(6) 町内会・町内福祉委員会と福祉サービスを提供する事業所との関係構築

【現状】

○今後、地域の諸団体と協力しても良いと思われる取組について、「特にない」と回答した事業所は11.2%にとどまっています。町内会など地域の諸団体と、何らかの事業において協力して取り組んでもよいと考えている事業所が全体の9割近くを占めていることとなります（図2-14）。

○なかでも、「災害時における相互協力」、「介護・支援が必要な人の早期発見のための情報共有」に関しては、半数以上の事業所が協力して取り組んでもよいと回答しています（図2-14）。

○現在、地域の諸団体等と交流や協力関係をもっている事業所も少なくありませんが、今後、新たに交流したい・協力したいという意向もあわせると、8割以上の事業所が町内会・町内福祉委員会との交流・協力を望んでいます（図2-15）。

【課題】

○地域福祉活動のさらなる充実を図っていくためにも、専門知識を有するこれら事業所と町内会・町内福祉委員会との関係づくりを多面的に進めていくことが必要です。

図2-14 諸団体と協力してもよい事柄 [事業所アンケート]

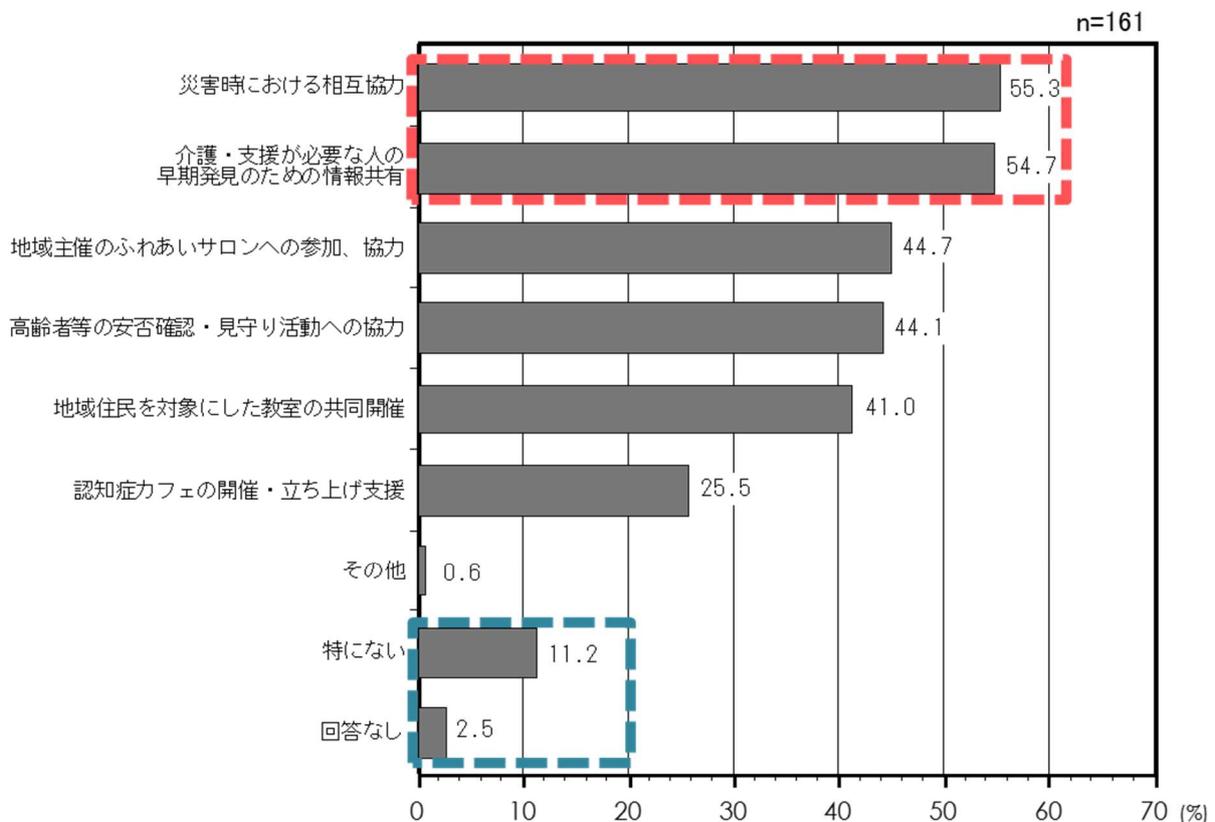
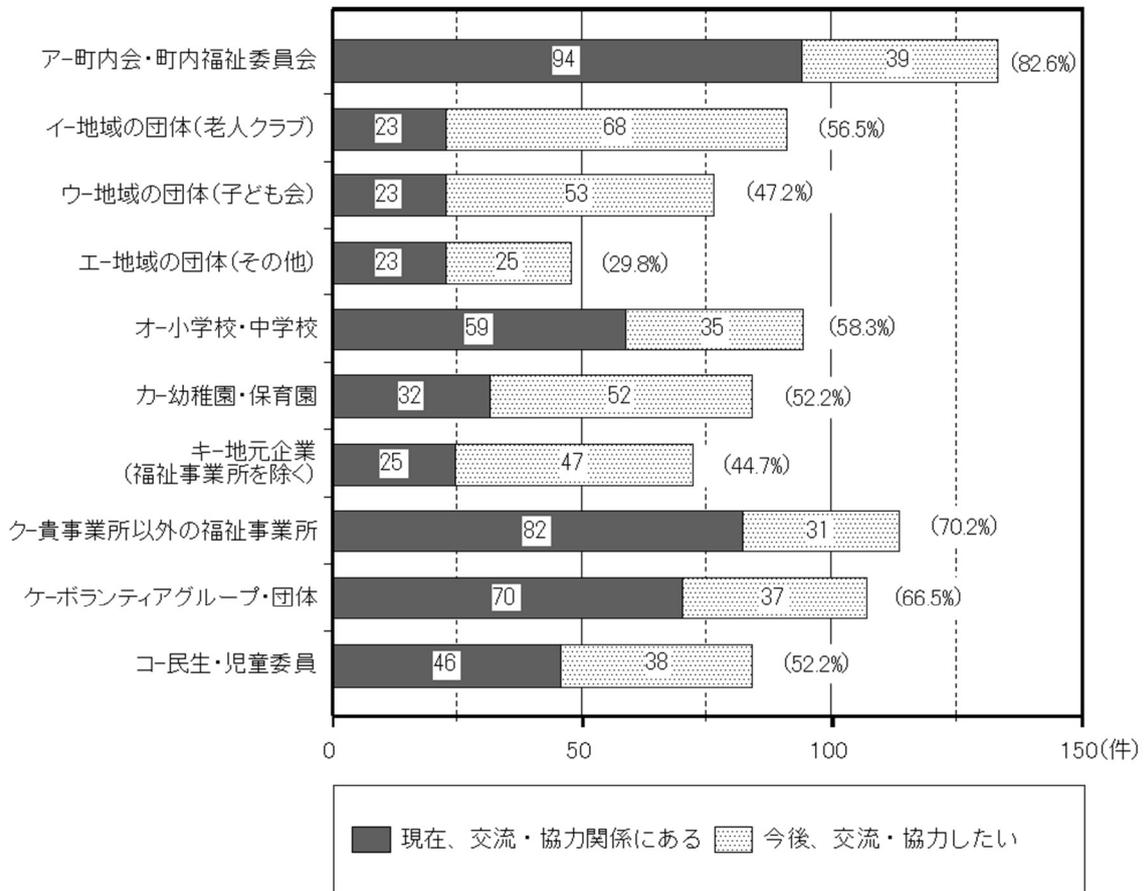


図 2-15 地域の諸団体との交流の現状・交流意向 [事業所アンケート]



2-5 本市の地域福祉の主要課題

本市における地域福祉の現状と課題を踏まえ、地域福祉の主要課題を整理しました。内容は次のとおりです。

(1) 公的支援のあり方の『縦割り』から『丸ごと』への転換

子育てと介護のダブルケア、高齢者とひきこもりの8050問題、さらには子どもの貧困問題など、複雑かつ複合的な社会問題が顕在化してきています。

このような多様な支援ニーズに対応するには、個人や世帯が抱える様々な課題に包括的に対応していくこと必要となっており、公的支援のあり方を『縦割り』から『丸ごと』へと転換が求められています。また、多様な個人や家庭（世帯）が抱える様々な生活課題や悩み等に対して包括的に相談支援していく機能・システムを構築していく必要があります。

(2) 『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへと転換

「社会的孤立」の問題や、制度が対象としないような身近な生活課題への支援の必要性が顕在化しています。また、軽度の認知症など公的支援制度の受給要件を満たさない「制度の狭間」の問題も存在しています。こうした課題の多くは、地域や家族などのつながりが希薄化するなかで表面化してきたものであり、その解決においては、地域における人と人とのつながりの再構築と住民がつながり支え合う取組を育んでいくことが必要です。

このためには、自分の暮らす地域をより良くしたいという気持ちを一人ひとりの地域住民がもち、『他人事』ではなく『我が事』として捉えて地域福祉活動に取り組んでいくことにより一層力を入れていくことが必要不可欠です。

(3) 地域共生社会の実現

上記の(1)(2)の実現を目指しつつ、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」を目指していく必要があります。このため、高齢者・障害者・子どもなどすべての人々が、一人ひとりの暮らしと生きがいを共に創り、高め合う「全世代を対象にした丸ごとの地域福祉」を展開していく必要があります。

(4) ひとり暮らし高齢者と高齢者のみの世帯などの増加への対応

本市においても着実に高齢化や世帯の少人数化が進んでおり、今後はひとり暮らし高齢者と高齢者のみの世帯が増加することが予想されます。また、認知症などの要介護状態の高齢者も増加することが予想されます。

このため、日頃の見守り活動を行う住民と福祉や医療などの専門機関が連携を図りながら、地域ぐるみで対応することが求められています。

(5) 地域コミュニティの変容による子育てや高齢者の孤立化などの諸問題への対応

本市においても農村地域の都市化やライフスタイルの変化が進み、「向こう三軒両隣」といった近所付き合いや世代間の交流が減るなど、地域コミュニティの結びつきが希薄になりつつあります。このため、これまで地域コミュニティが有していた支え合いの力が弱くなり、子育てに悩んでいる母親や介護を必要とする高齢者とその家族など、悩みや困りごとを抱えた人が地域のなかで孤立しがちな状況があります。これらが、子どもへの虐待や孤立死、介護疲れによる自殺など深刻な問題に発展しないように、従来からの地縁に加え、同じ悩みを持つ人がお互いに支え合う場づくりなどの日常的な支援が求められています。

(6) 障害のある人が地域で生活しやすい社会基盤づくりへの対応

障害の有無にかかわらず、地域で自分らしく生活できることを目指すのが理想です。しかし、現実には様々な課題があり、必ずしも障害のある人が暮らしやすい地域とはいえない場面もあります。特に、発達障害やその疑いのある子どもや精神的な疾患を抱えている人が増加傾向にあるなか、家族や周囲からの理解が得られずに悩んだり、苦しんだりしている人も少なくないと思われます。

このため、住民の一層の理解を促す啓発や生活を支援するための社会資源の充実を図っていくことが必要です。

(7) 社会問題となっている 8050 問題や子どもの貧困問題等への対応

失われた 10 年、就職氷河期などを背景に増えた未就労者や非正規雇用者、ニートやひきこもり、未婚者が 40 歳後半から 50 歳の年齢を迎え、年老いた親との同居で地域社会と隔絶する形で介護問題も抱えつつ貧困生活を送る「8050 問題」や「パラサイト破産・老後破産」が社会問題となっています。また、経済格差を背景に、子どもの貧困についても社会問題として認識されるようになっていきます。

こうした問題は、本市内でも見受けられるようになっており、近い将来大きな地域福祉課題となることが懸念され、その対応が求められます。

(8) 福祉事業者を含めた多様な社会資源と連携、協働した地域福祉活動の展開

孤立死を出さないまちづくりの実現に向け、本市では現在、地域での見守り活動を推進しており、市内全域での展開を目指しています。こうした小地域福祉活動を推進するには、町内福祉委員会といった地域住民だけではなく、福祉事業者や福祉関連のNPOはもとより、それ以外の事業者にも無理のない範囲で協力を求め、多様な社会資源の連携、協働による地域福祉活動の推進が必要です。

(9) 複合的な支え合いの仕組みづくり

住民の福祉ニーズが多様化する一方で、自らが地域福祉の担い手となってできることから支援したいという思いを持った住民も着実に増えています。

そこで、様々なニーズにきめ細かく対応するとともに、自分が持っている技術や思いを活かして無理なく地域福祉の担い手として参画できる機会を増やすために、見守り活動をはじめとする多種多様な支え合いによる複合的な仕組みづくりが求められています。

(10) 当事者からの働きかけや住民への積極的な啓発による小地域福祉活動の実現

福祉は担い手と受け手の共同作業です。当事者が支援者に上手に働きかけられるようにすること（助けられ上手）と、身近な要支援者をできる範囲で日常的に見守り、助けていこうという住民の積極的な意識が求められます。どちらか一方の考えではなく、双方が自分でできることを行う小地域福祉活動を推進することが必要です。

(11) わかりやすい福祉情報の提供と相談支援の体制づくり

アンケート調査の結果からわかるように、情報をどれだけ発信しても本人が必要と判断しない限り、情報は届いていないのが実情です。「火事は119番」のように、福祉でも困ったときにどうするかという点をわかりやすく伝えるため、相談支援の体制づくりと、その周知が必要です。

また、市だけでなく、市社協や地区社協、ボランティア、福祉事業者、福祉団体、その他NPOなどの関係機関、団体の取組で、専門的な内容もわかりやすく伝える情報発信の工夫も必要です。

(12) 地域ぐるみでの安全・安心なまちづくりの推進

災害時に避難行動や避難生活を行うことが難しく、支援を必要とする避難行動要支援者は、避難状況や時期によって求められる支援が異なるため、きめ細かな対応が求められています。

自助としての避難行動要支援者本人と家族による備えは必要ですが、市や地域の連携による日頃からの安否確認や地域での見守り活動などの福祉と防災の連携、共助と公助の協働の仕組みの強化が求められています。

また、高齢者や障害のある人を狙った詐欺などの犯罪や悪質な訪問販売による消費者トラブルは依然として発生しており、安全・安心なまちづくりの推進が望まれます。

第3章 基本理念と基本目標

3-1 基本理念

本市では、平成16年度に策定した第1次計画以来、第2次、第3次計画においても、「大きく広げられ福祉の輪 みんなで支える地域の輪」を基本理念に掲げてきました。この基本理念には、「みんなで力を合わせて、誰もが自分らしく安心して暮らしていける地域社会づくりを推進していこう」という思いが込められています。

この基本理念は、本市が目指すべき福祉のまちづくりの方向性として普遍的なあり方を表現しており、その趣旨は現在においても変わっていないことから、本計画においても引き続き踏襲します。



大きく広げられ福祉の輪 みんなで支える地域の輪



基本理念に込めたおもしろい

この基本理念には、住民一人ひとりは、誰もが生きる力を備えた存在であり、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らしていける地域社会づくりを推進する思いが込められています。

誰もが住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らすには、まず自分でできることを考え、行動することが重要です。

しかし、人はひとりで生きているのではなく、誰もが支え合いのなかで暮らしています。私たちの生活は、多くの人や事業者などが関わることで成り立っています。そのため、これからの地域福祉の推進には市や市社協だけでなく、住民や地区社協、ボランティア団体、福祉事業者、福祉関係団体、その他NPOなど、すべての人々が地域福祉の担い手となり協働することが必要です。

また、介護保険など福祉サービスが充実した現在においても、公助のみですべての課題を解決することは不可能です。住民や地区社協、ボランティア団体、福祉事業者、福祉関係団体、その他NPOなどと市、市社協みんなで力を合わせ、公助と、住民による自助、共助といった福祉活動が連携することが必要です。

それに加えて、その人自らが本来持っている力を引き出していくという、エンパワメントの視点を持ち、自助の力を引き出すことで、さらに大きな福祉の輪、地域の輪を創りだすことができます。

3-2 推進テーマ

1 『地域共生社会』の実現に向けた先駆的取組を展開

本市では、前記の基本理念のもと、町内福祉委員会とそれを支援する地区社協を中心に地域福祉を推進してきました。

こうした本市の取組は、第1次～第3次計画を通じて、地域福祉の推進における自助・共助・公助の役割、福祉活動圏域設定の考え方等を整理し、地域における横断的・重層的な関係者のネットワークと、そのネットワークのもとでの包括的な支援体制づくり、いわば安城版の“地域丸ごと”の支援体制の確立を追求してきた結果です。

平成28年度より、国では、『地域共生社会』という新しい地域福祉の概念を提唱しています。国は『地域共生社会』を「制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながら、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すもの」と説明していますが、本市の地域福祉の取組は、国が提唱する『地域共生社会』の実現に向けた先駆的取組を展開してきたと捉えることができます。

2 第3次計画の成果を基にさらなる充実・発展を目指す

第3次計画では、『相談してみよう お願いしてみよう お互いさまの地域づくり』を推進テーマとして施策・事業を展開してきました。この推進テーマは次の4点に重点をおいたものでした。

- (1) 住民が主体的に地域で支え合う「共助」の再構築
- (2) 小地域福祉活動の推進と担い手の発掘、育成
- (3) 民間組織との連携、協働による課題解決型の地域福祉活動の推進
- (4) 当事者から支援者への働きかけがしやすい環境づくりの推進

市内すべての町内会で発足した町内福祉委員会が中核となって『お互いさまの地域づくり』を推進してきました。各町内福祉委員会では町内福祉活動計画を策定し、計画的に地域福祉活動を展開しており、見守り活動をはじめとする様々な取組が実施されるようになりました。

加えて、生活支援ネットワーク会議や地域福祉マッチング交流会&サロン活動博覧会などの活動を通じて、テーマ型活動組織であるボランティア・NPO、地域の店舗、医療・介護・福祉の専門職・事業者とのつながりが生まれるなど、多様な主体の連携による地域福祉活動が展開される地域も徐々に増えてきています。

第4次計画では、こうした第1次～第3次計画までの成果を基本としつつ、地域福祉活動のさらなる充実・発展に向けた取組が必要です。

3 さらなる充実・発展を目指すうえでの推進テーマ

以上のような認識と国が示す『地域共生社会』の実現を視野に、第4次計画では次の推進テーマを掲げ、今後の5か年の地域福祉活動のさらなる充実・発展を目指します。

“つながる” “つなげる” お互いさまで支え合う地域づくり

『“つながる” “つなげる”』の言葉には、次の意味を表現しました。

- ・ 支援を必要とする人が地域とつながる。
- ・ 地域と事業者・専門機関がつながる。
- ・ 事業者・専門機関へつなげる。
- ・ 丸ごとつながる（=横断的にサービスをつなげる）

また、『お互いさまで支え合う地域づくり』の言葉は、第3次計画の推進テーマである『お互いさまの地域づくり』を継承・発展する意味と、地域の課題解決に向けて、“我が事”として主体的に関わり、“支え合い”の地域づくりを推進する意味を込めました。

（1）地域住民が“我が事”として主体的に取り組む支え合いの地域づくり

町内福祉委員会による地域に根付いた活動を基本に、住民が世代や立場を超えてつながり、相互に役割を持ち、「支え手」「受け手」という関係を超えて支え合う地域コミュニティの育成が望まれます。

そこには、すでに第3次計画でも目標としてきたように、地域住民だけに限らず、ボランティアやNPO、事業者・専門機関などの多様な主体を社会福祉サービスの担い手として捉える視点が大切です。また、高齢者や障害者等の当事者についても従来のようにサービスの対象として一方的に捉えるのではなく、サービス提供の主体として捉える視点も必要です。

こうした視点に加え、住民が主体的に地域課題を把握し、課題解決に向けて協働する意識の醸成、また地域福祉活動への参加のきっかけづくりなどを展開しながら、地域住民が“我が事”として主体的に行動する支え合いの地域づくりを継承・発展させていく必要があります。

(2) 専門機関と地域の連携・協働の強化（地域課題を包括的に受け止める体制づくり）

上記（1）の地域福祉活動を推進していくうえでは、ケースによって事業者・専門機関といった専門職につなぐことが必要な状況が出てきます。

国は、『地域共生社会』を実現するうえで、地域福祉活動を通して住民が把握した課題を包括的に受け止め、相談、助言、情報提供を行うとともに、必要に応じて支援機関につなぐことができる体制を構築していくことが必要であるとしています（“丸ごと”の地域づくり）。

本市では、生活支援ネットワーク会議や地域福祉マッチング交流会&サロン活動博覧会などの活動を通じて、専門機関と地域との連携、出会いの場づくりに努めてきました。このような取組の継続・充実、新たな出会いの場づくりを通じて、専門機関と地域の連携・協働の強化を図っていくことが求められます。

こうした専門機関をはじめとする多様な主体との連携・協働の関係性を築きながら、地域課題を包括的に受け止める体制を整備していくことが必要です。

(3) 制度の狭間にある人たちへの支援（包括的相談システムの構築と地域との連携）

「老老介護世帯」や「認認介護世帯」、生涯未婚者の増加に伴う「身寄りのない中高年者」、「ニートやひきこもり」、「8050問題やパラサイト破産・老後破産の問題を抱える世帯」、増加傾向にある「発達障害（大人になってわかる発達障害も含む）」や「子どもの貧困問題」など、制度の狭間におかれてしまいそうな人や世帯が増えつつあり、既に地域課題として認識されるところとなっています。

国は『地域共生社会』実現に向けて、高齢者や障害者、子どもといった対象者ごとに制度化され、サービス提供が区分されてきた“縦割り”から、相互に又は一体的に利用しやすくなる仕組みによる“丸ごと”への転換を図る必要があり、そのため市町村が「丸ごと」総合相談支援できる体制を整備する必要があるとしています。

本市においても、公的サービスを横につなぎ、介護・育児・障害・生活困窮などに総合的に対応できる包括的相談システムを構築していくことが重要な課題の一つとなっています。

あわせて、（1）で記した地域づくりの一環としての見守り活動等による制度の狭間にありそうな人の早期発見、（2）で記した地域課題を包括的に受け止める体制づくり、専門機関の窓口の的確につなげていくような仕組みの構築と相互の連携を強固な関係にし、寄り添い支援していく必要があります。

3-3 施策の体系

施策の体系と主な内容は次のとおりです。

基本理念

大きく広かれ福祉の輪 みんなで支える地域の輪

第1次計画より踏襲している本市の地域福祉の基本理念

本計画の 推進テーマ

“つながる” “つなげる” お互いさまで支え合う地域づくり

重点項目

- 1 「丸ごと」相談支援体制の構築と社会資源の育成・ネットワーク化
- 2 地域における見守り活動のさらなる充実
- 3 町内福祉委員会及び地区社協の活動支援
- 4 避難行動要支援者の支援体制の強化

基本目標1

地域丸ごと支え合いの仕組みを創ろう

－自助・共助による住民主体のまちづくり－

- 基本施策
- 1-1 地域福祉の啓発と住民主体の地域福祉活動の推進
 - 1-2 地域における連携と協働の推進
 - 1-3 地域ぐるみの安全・安心活動（防災、防犯、交通安全）の推進
 - 1-4 生きがいと社会参加の創出

基本目標2

地域福祉の取組を支援する施策を充実させよう

－地域福祉活動を支える人と活動の拠点づくり－

- 基本施策
- 2-1 福祉のこころの醸成
 - 2-2 地域福祉活動の担い手の養成と活動支援
 - 2-3 セルフヘルプ、当事者力の向上支援
 - 2-4 地域福祉活動を支える拠点機能の整備

基本目標3

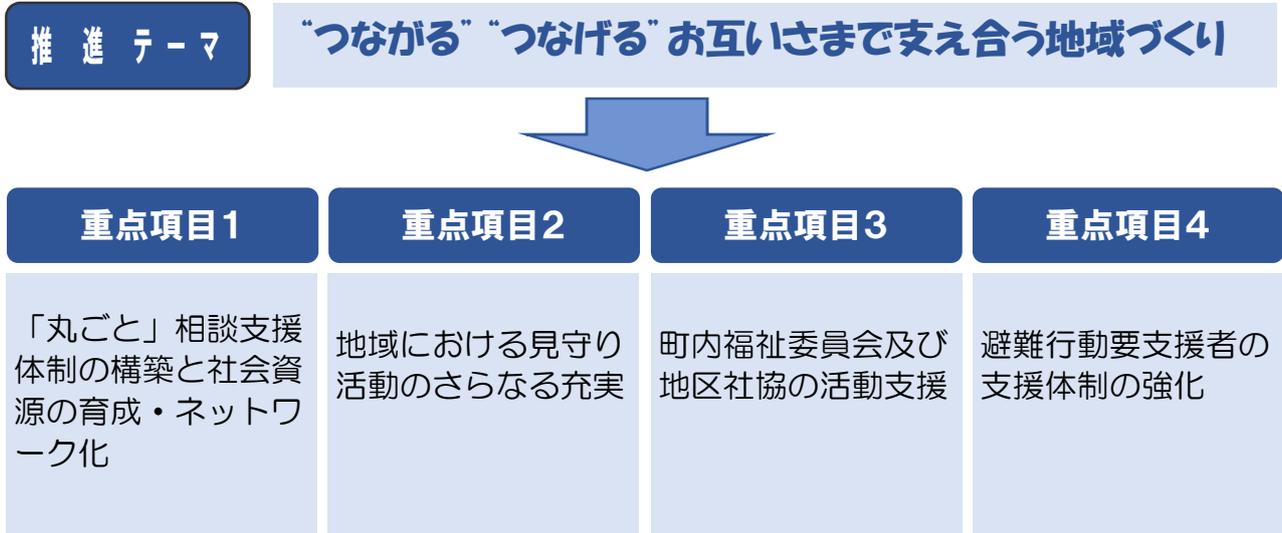
暮らしを支える多様なサービスを充実させよう

－わかりやすい情報の提供と地域に根ざした支援体制づくり－

- 基本施策
- 3-1 福祉サービスに関する適切な情報提供
 - 3-2 きめ細かな相談支援体制の確立
 - 3-3 公的な福祉サービスの充実
 - 3-4 セーフティネットの整備
 - 3-5 保健、医療、福祉と地域との連携の強化
 - 3-6 高齢者や障害のある人の自立を支える都市環境等の整備や移動手段の充実

3-4 重点項目

3-1で掲げた基本理念を具現化するため、3-2で示した推進テーマの意図を踏まえ、次の4項目を重点項目として総合的かつ効果的に施策・事業を推進します。



重点項目1 「丸ごと」相談支援体制の構築と社会資源の育成・ネットワーク化

地域福祉は、住民が自らの生活基盤である地域社会での多様な生活課題やそれに対応するサービスの現状や果たすべき役割を自らの問題として認識し、インフォーマルサービスの担い手としても活動するなど、地域全体で取り組むことが必要です。このため、地域福祉活動を推進するには、担い手を発掘、養成することが必要です。

また、地域の見守り活動から発見される専門的で多様な課題に対応するには、住民を地域福祉の担い手と位置づけるとともに、福祉事業者やNPO、当事者団体なども地域福祉活動の担い手として捉え、町内福祉委員会との連携や協働を進めることによって、多様な団体が担い手として関わる地域福祉活動に発展させることも重要です。

さらに、子育てと介護の「ダブルケア」や制度の狭間にある高齢者とひきこもり世帯の「8050問題」、発達障害やその疑いのある子どもの増加、生活困窮者問題の顕在化など、複雑・複合化した社会問題が顕在化しつつあります。このような状況にあるなか、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つなげていく必要があります。そのために、まずは、様々な生活課題を複合的に抱えている個人や世帯に対して『丸ごと』相談に応じ、フォーマルサービスとインフォーマルサービスの双方を組み合わせながら『丸ごと』支援していくことが求められます。

そこで、次に示す(1)と(2)の事項の推進を通じて、地域福祉を担うひとづくりと「丸ごと」の相談支援体制づくりを進めます。

(1) 講演会や講座等を通じた人材育成とボランティア団体等の活動を支援します

福祉講演会や福祉講座等を引き続き開催するなど、日頃の地域での見守り活動等の担い手となる人材を発掘します。また、各種ボランティア講座を充実することによって、地域福祉活動を担うボランティアの養成を図るとともに、ボランティア団体を活動資金面で支援する助成事業を実施します。

(2) 多様な団体等の連携、協働を促進します

交流会の開催等を通じて、福祉関係団体やNPO、当事者団体、町内福祉委員会が相互に連携し、協働による地域福祉活動を促進します。

また、地区社協の区域（第2次福祉圏域）を基本単位として、高齢者や障害者、子どもはもとより、生活困窮者などの生活課題を抱えている多様な個人・世帯を対象に分野横断的かつ総合的・専門的な相談に応じる「仮称・福祉丸ごと相談窓口」の設置を検討していきます。そして、こうした生活課題を抱えている個人・世帯を、地域住民や地域包括支援センター等の福祉関連の専門機関、事業者、地区社協などが連携・協働して「丸ごと」支援していくための社会資源のネットワーク化を図ります。

主な事業

事業名	事業コード（掲載ページ）
1 町内福祉委員会全体研修会開催事業	1-1-(1)-②P67
2 地区社協地域福祉活動勉強会開催事業	1-1-(1)-③P67
3 町内福祉委員会と連携したケース検討会議の実施等による社会資源のネットワーク化	1-2-(1)-②P72
4 生活支援ネットワーク会議の開催による社会資源の創出及びネットワーク化【新規】	1-2-(1)-③P73
5 福祉事業者と関係団体等との交流促進	1-2-(2)-①P73
6 住民組織と福祉団体・福祉事業者とのマッチング	1-2-(2)-②P73
7 福祉センターサロンの開催【新規】	1-4-(1)-④P85
8 各種ボランティア等の養成講座の充実	2-2-(2)-①P96
9 ボランティア活動助成事業	2-2-(3)-⑥P98
10 地域福祉活動助成事業	2-2-(4)-①P99
11 包括的な相談支援体制の整備【新規】	3-2-(1)-①P110
12 市社協の相談支援体制の整備・充実	3-2-(1)-②P110
13 町内福祉委員会での相談支援活動の支援	3-2-(2)-①P111
14 地域ケア体制の推進	3-2-(2)-③P111
15 分野横断的な福祉サービスの展開【新規】	3-3-(1)-⑥P117
16 共生型サービスの推進に向けた支援【新規】	3-3-(2)-⑥P119
17 高齢者に対する総合的な支援体制の確立	3-5-(1)-①P130

重点項目2

地域における見守り活動のさらなる充実

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加に伴って、介護を必要とする人をはじめ、日常生活を送るうえで様々な困りごとを抱えた高齢者や障害のある人などの支援が必要な人が増加しつつあります。その一方で、本市においても孤立死の発生や住民同士の関係の希薄化が懸念されています。

こうした状況に対応するため、本市では、平成23～24年度の2か年をかけて16町内福祉委員会を対象に実施した「地域見守り活動モデル事業」を経て、平成25年度からは本格的な事業展開を図り、平成29年度にはすべての町内福祉委員会（76町内福祉委員会）で推進指定が完了しました。

地域の見守り活動の充実には、町内会の区域（第1次福祉圏域）よりも身近な圏域である隣近所（単位福祉圏域）における日頃の見守りと支え合いを促進する必要があります。また、地域住民が“我が事”として主体的に取り組む支え合いの地域づくり、高齢者や障害のある人などの当事者が支援者に対して上手に働きかけをしたり、支援者が積極的に手助けを行うことができる「お互いさま」の地域づくりを進めることが重要です。さらに、こうした住民による見守り活動と市や市社協、地区社協、地域包括支援センターなどの関係機関との連携をより強化することによって、公的な支援が必要な人たちに専門的な機関につなげる必要があります。

そこで、次に示す（1）から（3）までの事項の推進を通じて、多種多様な支え合いによる地域での見守り活動を促進します。

（1）身近な地域における見守りと支え合いを促進します

サロンなどの住民が集う機会を通じて見守りを行う居場所提供型の見守り活動と、民生委員や町内福祉委員会、隣近所の住民等による見守りや高齢者孤立防止事業（福祉電話や老人クラブによる友愛訪問等）などの訪問型の見守り活動を促進します。

また、このような隣近所の身近な地域における日頃の見守りや支え合いの活動を通じて、支援が必要な人の困りごとや生活課題を日常的に把握することができるお互いの顔が見える関係づくりを進めます。

（2）高齢者以外の支援が必要な人への地域の見守り活動を促進します

町内福祉委員会が、福祉事業者等に協力を求めるなど多様な社会資源と連携し、高齢者以外にも支援が必要な人に対しても、地域の見守り活動を促進します。

（3）「民生委員協力員」制度の創設を検討します。

地域見守り活動の一翼を担っている民生委員の負担軽減と新たな地域福祉の担い手の掘りおこしを目的に、民生委員の活動を補佐する「民生委員協力員」制度の創設について検討します。

(4) 課題解決に向けて地域と専門機関との連携を強化します

見守り活動を行う町内福祉委員会と市や市社協、地区社協、地域包括支援センターなどの関係機関との連携を強化します。

また、身近な地域における見守り活動を通じて様々な困りごとを抱えた人を把握するとともに、こうした人に対して、公的な福祉サービスとサービスの対象とならない生活支援などの個別課題の解決方策や情報共有を図るため、福祉の専門機関等と町内福祉委員会が連携して対応するためのケース検討会議を実施する体制を強化します。

主な事業

事業名	事業コード（掲載ページ）
1 地域見守り活動推進事業	1-1-(3)-①P68
2 福祉マップ作成の支援	1-1-(3)-②P69
3 民生委員による安否確認・見守りの推進	1-1-(3)-③P69
4 地域でのサロンの開催支援	1-1-(3)-⑤P69
5 地域における住民組織間の連携体制づくり	1-2-(1)-①P72
6 地域ケア体制の推進	3-2-(2)-③P111

重点項目3

町内福祉委員会及び地区社協の活動支援

本市では、市社協が概ね中学校区ごとに8つの地区社協を発足させるとともに、コミュニティワーカーを配置して、町内会を区域とする町内福祉委員会の発足を働きかけ、すべての町内で小地域福祉活動の組織基盤が築かれました。

しかし、町内会規模や年齢構成、都市化による地域コミュニティの変容による住民同士の関係の希薄化などの地域特性により活動の状況は様々であり、地域の情報を整理する福祉マップを作成していない地域もあるなど、日頃の見守り活動を行う体制が十分ではない町内福祉委員会もあります。

困りごとや生活課題を抱えている人を早期に発見し、支援を迅速かつきめ細かに実施するには、身近な隣近所（単位福祉圏域）における日常的な支え合いを町内福祉委員会として組織的に推進することが必要です。

そこで、次に示す（1）と（2）の事項の推進を通じて、町内福祉委員会及び地区社協の活動を支援します。

（1）町内福祉委員会の活動を支援します

隣近所における日常的な支え合いを推進するため、町内会を区域とする町内福祉委員会の重要性を啓発するとともに活動を支援します。

そのため、各地区社協の地域福祉活動勉強会や地域福祉活動助成事業などにより町内福祉委員会に対する支援を継続します。また、隣近所における日頃の見守り活動を展開するため、地域の情報を整理する福祉マップの作成を町内福祉委員会に働きかけます。

本計画を策定するにあたって実施した市民向けのアンケート結果によればワンコインや最低賃金程度の有償の地域福祉サービスを希望する市民が半数を超えていることを踏まえ、有償型の地域福祉サービスの展開や事業型の町内福祉委員会のあり方を模索していくものとします。

（2）町内福祉委員会を支援する地区社協の事業を充実します

町内福祉委員会による小地域福祉活動を促進するため、町内福祉委員会を支援する役割を担う地区社協の事業及び組織体制の充実を図ります。

主な事業

事業名	事業コード（掲載ページ）
1 町内福祉委員会全体研修会開催事業	1-1-(1)-②P67
2 地区社協地域福祉活動勉強会開催事業	1-1-(1)-③P67
3 町内福祉委員会の組織体制の充実支援	1-1-(2)-①P68
4 町内福祉活動計画の策定と進行管理の支援	1-1-(2)-②P68
5 福祉マップ作成の支援	1-1-(3)-②P69
6 地区社協事業の充実	1-1-(4)-①P70
7 地区社協の組織体制の充実	1-1-(4)-②P70
8 住民組織と福祉団体・福祉事業者とのマッチング	1-2-(2)-②P73
9 地域福祉活動助成事業	2-2-(4)-①P99
10 町内福祉委員会での相談支援活動の支援	3-2-(2)-①P111

重点項目 4

避難行動要支援者の支援体制の強化

東日本大震災の犠牲者のうち6割が65歳以上の高齢者でした。また、障害のある人の死亡率は、住民全体の割合の約2倍でした。

本市では、南海トラフ地震に伴う大規模災害が懸念されていることから、避難行動要支援者支援制度の効果的な運用が重要となります。

そのため、地域支援者の確認や選任など避難行動要支援者登録台帳の更新や地域の自主防災訓練時に安否確認訓練や避難訓練などの実施を働きかけることが必要です。

また、災害時に避難行動要支援者支援制度を機能させるには、こうした平常時における備えや日頃の見守り活動等の取組を充実させることが必要です。

そこで、次に示す(1)と(2)の事項の推進を通じて、避難行動要支援者の支援体制を強化します。

(1) 避難行動要支援者支援制度が円滑に機能するよう効果的に運用します

災害が発生したときに避難行動要支援者支援制度が機能し、制度の目的が達成できるよう、登録台帳の定期的な更新を進めます。また、要支援者等が参加した安否確認や避難訓練を行う防災訓練等の実施を支援します。

この取組により、要支援者と地域支援者をはじめとした住民同士の顔の見える関係づくりを促進します。

(2) 避難行動要支援者支援制度の情報を日頃の見守り活動や緊急時に活かします

避難行動要支援者支援制度の情報を日頃の見守り活動や避難体制づくりに活用します。また、病気やケガなど緊急時に要支援者に関する情報を救急隊員に伝えるため、登録者に配布した救急医療情報キットが効果的に活用されるように努めます。

主な事業

事業名	事業コード (掲載ページ)
1 地域見守り活動推進事業	1-1-(3)-①P68
2 福祉マップ作成の支援	1-1-(3)-②P69
3 民生委員による安否確認・見守りの推進	1-1-(3)-③P69
4 地域防災訓練の支援 (自主防災組織支援事業)	1-3-(1)-①P77
5 避難行動要支援者支援制度の啓発	1-3-(4)-①P79
6 避難行動要支援者支援制度の効果的運用	1-3-(4)-②P79

3-5 基本目標

基本理念、推進テーマを実現するために、次の3つの基本目標を掲げ、各種施策・事業を推進します。

なお、3つの基本目標は、第3次地域福祉計画の基本目標を踏襲しています。

基本目標1 地域丸ごと支え合いの仕組みを創ろう

－ 自助・共助による住民主体のまちづくり －

誰もが住み慣れた地域や家庭で、いつまでも安心して暮らし続けることができる地域社会を実現するには、本人や家族の自助に加え、住民同士が主体的に関わり合う地域づくりが必要です。

このため、町内会や隣近所の小地域福祉活動などの共助の重要性についての啓発をさらに進め、福祉活動に参加する人の輪を広げ、地域での見守り活動やふれあい交流活動などの住民主体の小地域福祉活動の充実・発展を支援します。

また、住民と地区社協や市、市社協、ボランティア団体、福祉事業者、福祉関係団体、その他NPOなどとの連携、協働を推進します。さらに、避難行動要支援者支援制度の周知や自主防災組織の支援を通じた地域での防災活動の活性化、自主防犯活動、交通安全運動などを推進します。加えて、誰もが可能な限り健康で生きがいのある暮らしを続けられるよう、学習活動や就労機会などの社会参加の機会を充実します。

これらを行うことによって、地域丸ごと支え合いの仕組みの構築を目指します。

基本目標2 地域福祉の取組を支援する施策を充実させよう

－ 地域福祉活動を支える人と活動の拠点づくり －

地域福祉活動を推進するには、地域福祉に対する理解の浸透と地域福祉活動を担う人材の育成が必要です。また、住民やボランティアなどの自発的な取組に加え、地域福祉活動に取り組む機会の提供や活動拠点の整備、活動資金の支援など、市や市社協、地区社協による支援も必要です。

このため、福祉教育やボランティア等の養成講座の開催を通じて、子どもから高齢者まですべての住民が関心を持ってボランティア活動や地域福祉活動に参加する地域社会を目指します。

また、多くの住民が地域福祉活動に取り組めるよう、その拠点となる施設の整備や活動の支援を進めます。さらに、高齢者や障害のある人などの当事者についても、福祉サービスの対象として捉えるだけでなく、地域福祉活動を担う主体として捉え、その支援を進めます。

これらを行うことにより、地域福祉の取組を支援する施策の充実を目指します。

基本目標3 暮らしを支える多様なサービスを充実させよう

－ わかりやすい情報の提供と地域に根ざした支援体制づくり －

支援が必要になっても、地域で安心して暮らし続けるには、自助や共助に加えて、必要なときに、公助による専門的なサービスが円滑かつ適切に受けられることが必要です。

このため、個々の生活や身体等の状況に応じたサービスが利用できるよう、わかりやすい情報の提供ときめ細かな相談体制の充実を図ります。とりわけ、複雑・複合化した社会問題に的確かつ迅速に対応するため、個々の相談支援機関の横の連携を強化し、包括的かつ総合的な相談支援体制の構築を進めます。

また、ニーズに応じた公的なサービスが提供できるようサービスの質と量の確保と、保健、医療、福祉の連携強化に努めます。さらに、社会保障制度の適正な運用など、暮らしを支えるサービスや制度などの充実と適正化を図ります。加えて、公共施設等のバリアフリー化とユニバーサルデザインの導入を推進し、住みよい生活環境の整備や移動に制約のある人の社会参加を促すとともに、公共施設を利用しやすくするため、移動、外出支援の充実を図ります。

これらを行うことによって、暮らしを支える多様なサービスの充実を目指します。

第4章 地域福祉施策の推進

基本目標1

地域丸ごと支え合いの仕組みを創ろう

－ 自助・共助による住民主体のまちづくり －

基本施策 1-1

地域福祉の啓発と住民主体の地域福祉活動の推進

現状と課題

本市では、市社協が概ね中学校区ごとに地区社協を発足させ、コミュニティワーカーを配置してきました。町内会・自治会（以下「町内会」）を区域とする町内福祉委員会の発足を働きかけ、小地域福祉活動を推進してきました。その結果、平成30年4月1日時点で、すべての町内会において町内福祉委員会（連合も含むと76町内福祉委員会）が発足しています。

各町内福祉委員会では、策定した町内福祉活動計画に基づいて、サロンや昼食会などのふれあい交流活動、介護教室などの学習活動、福祉マップなどの作成、地域での見守り活動などの小地域福祉活動が、地域の実情にあわせて取り組まれています。

しかし、地域特性が異なることから活動状況は様々であり、これまで推進してきた地域での見守り活動をより充実させることが今後の課題です。

また、町内によっては住民の高齢化に伴い活動の担い手が不足し、地域の町内活動に影響しています。今後は、外国人も含め、ひとり暮らし高齢者のみならず、障害のある人（発達障害を含む）や8050問題、生活困窮者問題など、より専門的な対応が求められるようになりつつあることから、福祉関連事業者やNPO等との連携・協働が必要になってきています。

施策方針

- ① 住民が地域福祉活動に主体的に取り組めるよう、福祉や健康に関する情報提供や勉強会等を通じて啓発を図ります。
- ② 当事者が支援者に上手に働きかけること（助けられ上手）や住民が助けを求めやすい環境づくりをすること、積極的に手助けを行うことの重要性について、当事者や住民への周知を図ります。
- ③ 町内福祉活動計画に基づいて、地域の実情に応じた小地域福祉活動を町内福祉委員会が計画的に進められるよう支援します。

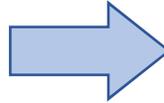
- ④ 町内福祉委員会等による多様な小地域福祉活動を推進するため、地区社協事業及び地区社協の組織体制の充実を図ります。

活動指標

※代表的な活動指標および目標値を抜粋して記載する予定です。
(以下、同様)

- ① (例示) 町内福祉活動計画に基づきサロン活動を実施している町内福祉委員会数

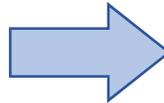
現状値 (2017年度)
■■町内会福祉委員会



目標値 (2023年度)
■■町内会福祉委員会

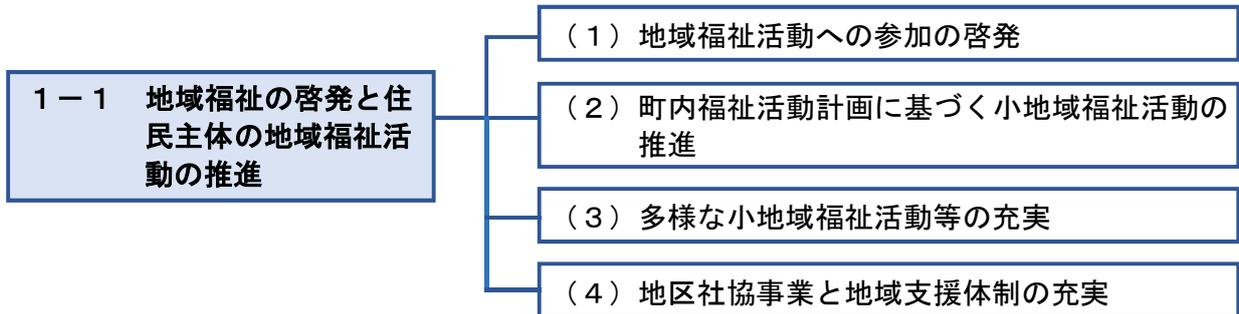
- ② (例示) 地区社協地域福祉活動勉強会参加者数 (我が事と考えている市民の数)

現状値 (2017年度)
1,049人



目標値 (2023年度)
1,500人

施策体系



推進施策・事業

1-1-(1) 地域福祉活動への参加の啓発

事業名				
事業の概要と現状	今後の方向性	活動指標		主担当課
		実績 2017年度	目標 2023年度	
①市社協広報紙発行业業				
市社協広報紙の特集記事を通じ、先進的な地域福祉活動等の事例を紹介しています。	読者の関心の高いテーマの特集記事にするなど、引き続き、地域福祉活動の啓発をするため、毎月、全戸配布を行います。	発行回数 12回		市社協
②町内福祉委員会全体研修会開催事業				
先進的な活動をしている町内福祉委員会の活動事例の発表や講演により、町内福祉委員会全体のレベルアップを図っています。	地域福祉活動の啓発と住民の主体的活動を展開するうえで必要な先進事例に関する情報提供を進めます。	参加した町内福祉委員会 73	全町内福祉委員会	地区社協 市社協
③地区社協地域福祉活動勉強会開催事業				
先進的な活動をしている町内福祉委員会の紹介などを通じて、各地区の実情に合わせた地域福祉活動の活性化を図っています。	地域福祉活動を展開するうえで有益な情報を提供します。	実施回数 8回		地区社協
④町内会の必要性の啓発と町内会への加入促進				
町内会の加入促進を図るため、市公式ウェブサイトや市広報紙の特集記事などによる啓発や、市窓口での転入等手続時に町内会への加入を呼びかけるチラシの配布を行っています。	市公式ウェブサイトや市広報紙、転入手続時におけるチラシの配布など、多様な手段によって町内会の必要性や加入促進のための啓発を進めます。	町内会加入率 72.5%	75.0%	市民協働課 市民課
⑤外国人住民に対する地域情報等の提供				
4か国語に翻訳した生活ガイドブック等の配布を通じて、市内在住の外国人に対して地域生活に役立つ情報や町内会等の情報の提供を行っています。	市内在住の外国人が地域の一員として地域活動等に参加するよう促すため、生活情報や地域情報の提供に努めます。	—		市民協働課 市民課

1-1-(2) 町内福祉活動計画に基づく小地域福祉活動の推進

事業名				
事業の概要と現状	今後の方向性	活動指標		主担当課
		実績 2017年度	目標 2023年度	
①町内福祉委員会の組織体制の充実支援				
平成28年度には、81町内会すべてにおける町内福祉委員会の発足に至りました。地域の状況に応じた活動ができるよう、組織体制の見直しについての助言などを通じて、住民主体によるきめ細かい福祉活動を推進しています。	勉強会の開催や町内福祉委員会への助言を通じて地域の状況に応じた活動を支援するとともに、活動の担い手の発掘と育成に努めます。新しく町内会ができた場合には、町内福祉委員会の発足を働きかけます。	町内福祉委員会 発足町内会数	81 町内会	全 町内会 地区社協
②町内福祉活動計画の策定と進行管理の支援				
町内福祉委員会の町内福祉活動計画の策定と進行管理を支援しています。	町内福祉活動計画の実践のための支援と毎年度の進行管理の支援を行います。	町内福祉活動計画 策定町内福祉委員会数	76 町内福祉 委員会	全 町内福祉 委員会 地区社協

1-1-(3) 多様な小地域福祉活動等の充実

事業名				
事業の概要と現状	今後の方向性	活動指標		主担当課
		実績 2017年度	目標 2023年度	
①地域見守り活動推進事業				
ひとり暮らし高齢者や障害のある人等の孤立防止や困難状況等の早期発見のため、町内福祉委員会の見守り活動を支援しています。平成29年度には「地域見守り活動チェックリスト」により活動の見直しを行いつつ、すべての町内福祉委員会への推進指定が完了しました。	「地域見守り活動チェックリスト」を活用して活動の支援を行います。また、活動についての周知に努めるとともに、活動を通じて把握した支援を必要とする人たちの気になる情報やニーズを専門機関と情報共有を図り、困りごとに対応できるよう活動内容の充実を図ります。	地域見守り活動 推進事業実施 町内福祉委員会数	76 町内福祉 委員会	全 町内福祉 委員会 地区社協 市社協

事業名				
事業の概要と現状	今後の方向性	活動指標		主担当課
		実績 2017年度	目標 2023年度	
②福祉マップ作成の支援				
地域での見守り活動などを支援するため、地図上に要配慮者や支援者、社会資源などの情報を整理する福祉マップの作成とその更新を支援しています。	町内福祉委員会の実情にあわせ、福祉マップの作成と更新を地域見守り活動推進事業等を通じて町内福祉委員会に働きかけます。	—	—	地区社協
③民生委員による安否確認・見守りの推進				
民生委員に対して、ひとり暮らし高齢者の認定者や避難行動要支援者などの情報を提供し、対象者宅への訪問による日頃の安否確認や見守りを実施しています。	民生委員による避難行動要支援者等の見守りを推進します。また、民生委員活動と町内福祉委員会等の活動の連携を促進し、日頃の安否確認や見守りに努めます。	民生委員による 訪問件数		社会福祉課
		25,140 件	26,000 件	
④食育メイトによる栄養教室の開催				
「食」に対する健康づくり行動を支援するため、安城市食育健康づくりの会会員（食育メイト）が講習会等で、高齢者向けの低栄養予防や一般成人等に「食」に関する知識を伝えています。	市民ボランティアである食育メイトを通じて、引き続き地域での「食」を中心とした健康づくり活動を推進します。	事業実施回数		健康推進課
		27回	26回	
⑤地域でのサロンの開催支援				
地域の高齢者や障害のある人等が気軽に集まれる居場所や交流の場づくりとして、町内福祉委員会やボランティアによるサロンの開催を支援しており、市内各地で大幅に増加しています。	地域におけるサロンの開催と開催頻度の拡大を図るため、担い手の発掘と育成を進めます。また、参加者にとって楽しく、効果的な活動内容や運営方法について情報を共有するため、活動者の交流を促進するとともに、活動の助言を行います。	月1回以上開催 されているサロン 実施箇所数		地区社協 市社協
		127 か所	150 か所	
⑥町内での福祉に関する勉強会の開催支援				
町内会を基本単位として、福祉を目的とした勉強会の開催支援をしています。主に介護者支援と介護予防啓発のための勉強会の講師の紹介を行ってきました。	各町内の状況に応じて、住民の要望に合った内容の勉強会が開催できるように講師の紹介をするなど、引き続き、開催を支援します。	—		地区社協 市社協 社会福祉課 高齢福祉課
		—	—	

事業名				
事業の概要と現状	今後の方向性	活動指標		主担当課
		実績 2017年度	目標 2023年度	
⑦老人クラブ等健康教育の推進				
まちかど講座として、保健師、管理栄養士、歯科衛生士を派遣し、老人クラブや町内会等を対象に、健康に関する講話等を実施しています。	生涯にわたり健康で豊かに暮らすために必要となる健康に関する正しい知識を普及し、健康づくりや介護予防の推進を図ります。	健康教育参加者数 5,889人	6,000人	健康推進課
⑧町内での介護予防教室の支援				
高齢者等が日常生活のなかで介護予防に取り組めるよう、地域の公民館等に体操講師を派遣し、体操教室の開催を支援しています。	高齢者等が身近な集まりの場で、介護予防の実践方法を学べるように、開催箇所や回数の増加を目指し、介護予防の啓発を図ります。	開催箇所 52箇所	60箇所	高齢福祉課 市社協

1-1-(4) 地区社協事業と地域支援体制の充実

事業名				
事業の概要と現状	今後の方向性	活動指標		主担当課
		実績 2017年度	目標 2023年度	
①地区社協事業の充実				
サロン活動の支援や町内福祉委員会の発足支援、小地域福祉活動の支援、勉強会や広報紙を通じた地域福祉の啓発活動など、住民主体の地域福祉活動を推進するための各種事業を実施しています。	小地域福祉活動の中心的組織である町内福祉委員会の機能強化に向けて、地域特性や活動状況などの実情を踏まえた活動の支援を行います。また、地区内の関係機関などと連携を図ります。	—	—	地区社協
②地区社協の組織体制の充実				
勉強会や講演会、啓発イベントの開催などを通じて、地区社協の役員及び構成員の地域福祉活動への主体的な参加を促し、地区社協の組織体制の充実を図っています。	地域福祉活動の拠点である福祉センターとの連携や構成員を拡充するなど、地区社協の組織体制の充実を図ります。	—	—	地区社協 市社協

基本施策 1-2

地域における連携と協働の推進

現状と課題

高齢化や核家族化、家族形態の多様化、地域コミュニティの変容が進むなか、地域では多様な生活課題が生じています。

地域で課題を解決するには、町内福祉委員会と民生委員や町内会、老人クラブ、ボランティア団体等の連携をより強固なものにすることが必要です。

また、町内福祉委員会では対応できない課題に対しては、市や市社協、地区社協、地域包括支援センター、障害のある人のための相談事業者、福祉事業者、NPOなどの関係機関との連携を図り、対応する必要があります。

これからは、福祉事業者、NPO、当事者団体、町内福祉委員会などの多様な組織が連携、協働することにより、地域福祉活動を推進していくことが求められています。

そこで、平成27年度から第2層の生活支援コーディネーターを各地区社協単位に配置し、多様な社会資源の創出とともに、生活支援ネットワーク会議の開催を通じて多様な社会資源のネットワーク化と地域福祉コミュニティの形成を進めています。

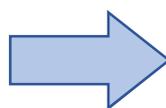
施策方針

- ① 地域での見守り活動などの地域福祉活動を推進するため、町内福祉委員会を中心としながら町内で活動する様々な住民組織や福祉事業者、福祉関係団体、その他NPOなどが連携、協働できるよう支援します。
- ② 孤立死を出さないまちづくりを目指して、福祉事業者だけでなく、新聞販売店などの事業者にもできる範囲で協力を求めるなど、多様な社会資源の連携による安否確認体制を充実します。
- ③ 地域では解決困難な虐待等の専門的な対応が求められる困りごとを抱えている人に対応するため、適切な専門機関へ迅速につなげる連携体制を構築します。

活動指標

① . . .

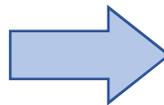
現状値（2017年度）
XX



目標値（2023年度）
XX

② . . .

現状値（2017年度）
XX



目標値（2023年度）
XX

施策体系

1-2 地域における連携と協働の推進

(1) 地域における支援体制の構築と円滑な推進

(2) 住民組織と福祉関係団体等の連携と協働の推進

推進施策・事業

1-2-（1）地域における支援体制の構築と円滑な推進

事業名				
事業の概要と現状	今後の方向性	活動指標		主担当課
		実績 2017年度	目標 2023年度	
①地域における住民組織間の連携体制づくり				
見守り活動推進会議や個別ケア会議等を通じ、町内で活動する組織（民生委員、老人クラブ、ボランティアなど）相互の連携体制づくりを進めています。	地域見守り活動推進事業の取組や個別ケースの支援を通じて、町内での連携体制づくりを進めます。	—	—	地区社協
②町内福祉委員会と連携したケース検討会議の実施等による社会資源のネットワーク化				
高齢者においては地域包括支援センターが中心となり、地域、介護、医療などの関係者を集め地域ケア個別会議を開催している。また、各中学校区域で、課題解決機能、ネットワーク機能を持つ地域ケア地区会議を開催している。	ケース検討会議などへ町内福祉委員会などインフォーマルな支援者の参加を進めることなどにより、町内福祉委員会と地域包括支援センター、地区社協、福祉事業者等の連携を強化します。また、困難事例だけでなく介護予防に取り組むための地域ケア会議のあり方について検討し、実践します。高齢者のみではなく障害者や子どもに関しても、町内福祉委員会と連携したケース検討会議などの開催を検討します。	—	—	市社協 地区社協 社会福祉課 障害福祉課 高齢福祉課

事業名				
事業の概要と現状	今後の方向性	活動指標		主担当課
		実績 2017年度	目標 2023年度	
③生活支援ネットワーク会議の開催による社会資源の創出及びネットワーク化【新規】				
平成27年度から生活支援ネットワーク会議を地区社協単位で開催しています。	多様な社会資源の発掘とネットワーク化及び地域福祉コミュニティの形成を図るため、生活支援ネットワーク会議の充実を図ります。	生活支援ネットワーク会議の開催回数 18回	各地区 2回以上	市社協 高齢福祉課

1-2-(2) 住民組織と福祉関係団体等の連携と協働の推進

事業名				
事業の概要と現状	今後の方向性	活動指標		主担当課
		実績 2017年度	目標 2023年度	
①福祉事業者と関係団体等との交流促進				
福祉事業者やNPO、当事者団体、町内福祉委員会等が相互に連携し、協働による地域福祉活動を進めるきっかけをつくるため、「地域福祉マッチング交流会&サロン活動博覧会」を開催するとともに、各地区において生活支援ネットワーク会議を開催しています	民間の知識や技能などの専門性を活用した多様な地域福祉活動を推進するため、町内福祉委員会やボランティア団体、福祉事業者、福祉関係団体、その他NPOなど多様な団体、組織が、お互いに有益な関係を構築できる場を設けます。	—	—	市社協 地区社協 社会福祉課 高齢福祉課
②住民組織と福祉団体・福祉事業者とのマッチング				
住民組織と福祉関係団体等の連携・協働を促進するため、市社協や地区社協が、具体的な相談や支援をしています。	町内福祉委員会やボランティア団体、福祉事業者、福祉関係団体、その他NPOなどの団体を相互に結び付けるため、市社協や地区社協が、重点的にコーディネートに取り組みます。	年間あたりの連携・協働マッチング件数 —	100件	市社協 地区社協

事業名				
事業の概要と現状	今後の方向性	活動指標		主担当課
		実績 2017年度	目標 2023年度	
③市民活動センター・ボランティアセンターにおける相談・コーディネート機能の充実				
市民活動やボランティアに興味はあるが、参加するきっかけがつかめない人の活動への参加を促すため、市民活動センターにおける講座の開催、市民活動センターやボランティアセンターによる相談・コーディネートを実施しています。	マッチング件数が伸び悩んでいることから、市民活動センターや社会福祉協議会ボランティアセンターにおける情報提供、相談・コーディネート業務を充実します。また、ボランティアセンターとの連携強化に努めます。	—	—	市民協働課 市社協
④団体同士がつながる交流会（市民活動交流会）の開催				
市民活動団体等がお互いの活動を紹介、交流し、知り合い、共に学び合いながら、それぞれの特徴を活かして、相互連携や仲間づくりにつながる市民活動交流会等を実施しています。	市民活動団体や町内会、企業などがそれぞれの活動を理解し、それぞれが顔見知りとなることで、新たな協働を生み出すことを目的とした交流会を開催します。	交流会開催回数 3回	1回	市民協働課
⑤市民活動活性化事業（市民活動団体支援）				
市民活動を活性化するため、市民活動センターにおいて、市民活動に関する情報を収集し、館内掲示や配布により広く情報の発信を行っています。また、相談を受けることで、個人と団体もしくは団体と団体のマッチングを行っています。	市民活動センターにおいて、センターや活動団体の事業のチラシなどを館内掲示や配布をすることで、市民活動に関する情報を広く発信します。また、個人と団体もしくは団体と団体のマッチングのための相談に応じていきます。	市民活動センターを通じたマッチング件数 47件	65件	市民協働課

基本施策
1-3地域ぐるみの安全・安心活動（防災、防犯、交通安全）の
推進

現状と課題

南海トラフ地震や風水害などの大規模災害に対して、市だけでは、住民の避難や救出ができないことから、地域における自主防災の取組が必要です。

このため、本市では、すべての町内に自主防災組織を設立し、自主防災訓練実施の指導や支援、救出のための資機材の整備のほか、地域防災マップの作成のための補助制度を設けるなど、防災活動を支援し、地域防災力の向上に努めています。

また、平成 25 年度には、産官学民が参加する減災まちづくり研究会を設立し、災害時における連携の強化に努めました。また、減災における様々な活動に取り組んでいます。

本市では、災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障害のある人などを支援する避難行動要支援者支援制度を整備しています。地域によっては避難行動要支援者に日常的な見守り活動を行う町内福祉委員会もみられます。

また、侵入盗や自動車関連窃盗などの犯罪を防ぎ、不審者から身を守るために自主防犯組織や防犯ボランティアリーダーに対し、パトロール用品などの提供や警察などの関係機関と連携して助言を行うなどの支援を行い、地域防犯力の向上に努めています。

あわせて、高齢者を狙った詐欺などの犯罪や悪質な訪問販売による消費者トラブルが増えています。本市では平成 28 年「消費生活センター」を開設し、消費生活相談を本格的に行っていますが、こうした被害を最小限に止めるため、他の専門機関と連携した対策を強化する必要があります。

市内における交通事故発生状況は、人身事故件数は年々減少傾向にあるものの、依然として死亡事故は増減を繰り返して発生しています。本市では街頭啓発キャンペーンや高齢者への交通安全教室、運転免許証自主返納者への支援などを実施していますが、引き続き交通安全の啓発が必要です。

施策方針

- ① 地域の防災力を高めるため、自主防災組織の活動を支援するとともに、避難行動要支援者なども参加した防災訓練の実施支援や防災の啓発、住宅の耐震化、家具の転倒防止などの防災、減災対策を進めます。
- ② 国のガイドラインに基づき、関係部署と協議し避難行動要支援者支援制度の充実に努めます。
- ③ 災害発生時に備え、市及び県内外からのボランティアの受入れを円滑に実施するため、災害ボランティアコーディネーターの養成を行うとともに、市や市社協、ボ

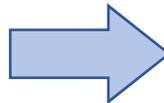
ランティア団体、NPOなどが協働し、災害ボランティアセンター設置に向けた効果的な運営方法を検討します。

- ④ 防犯教室の開催や防犯情報の提供、自主防犯活動の支援、消費生活相談を進めるとともに、交通安全の啓発を図ります。

活動指標

① . . .

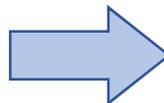
現状値（2017年度）
XX



目標値（2023年度）
XX

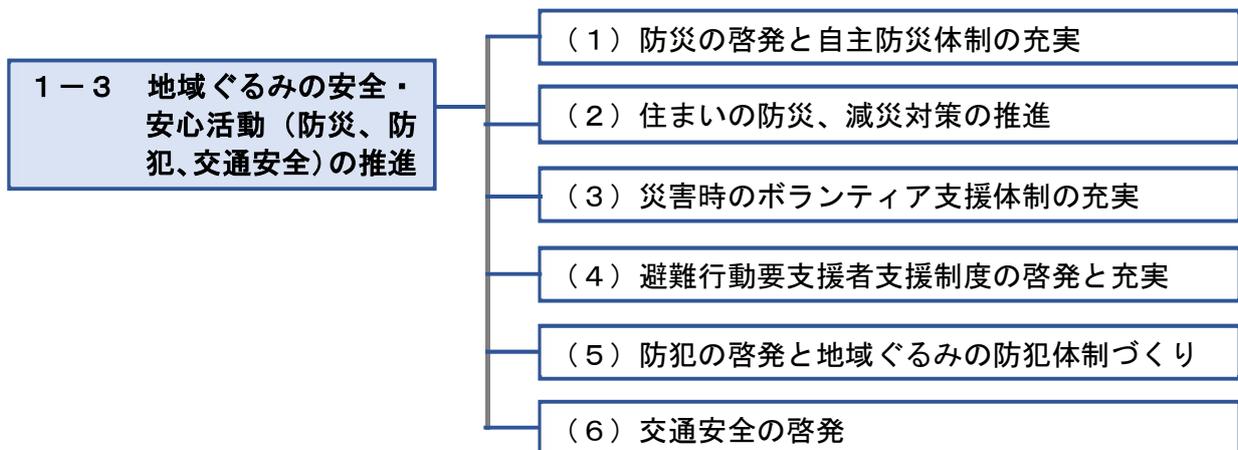
② . . .

現状値（2017年度）
XX



目標値（2023年度）
XX

施策体系



推進施策・事業

1-3-(1) 防災の啓発と自主防災体制の充実

事業名		活動指標		主担当課
事業の概要と現状	今後の方向性	実績 2017年度	目標 2023年度	
①地域防災訓練の支援（自主防災組織支援事業）				
災害時の公的な救助活動には限界があります。「自分たちのまちは自分たちで守る」ことができるよう地域ぐるみで災害に立ち向かうため、自主防災組織により防災訓練を実施しています。	平成 27 年度以降はすべての自主防災組織で訓練が実施できていないことから、自主防災組織を中心として、関係団体との協力のもと、地域の実情に沿った実践的な防災訓練の実施を引き続き支援します。	自主防災組織が実施した 防災訓練回数 90回	95回	危機管理課 市社協 地区社協
②自主防災リーダー養成研修事業				
自主防災活動のリーダー的な担い手を養成するため、防災の基礎知識のほか、先進事例の講演やグループ討議、訓練を通じて災害発生時を想定した救助、搬送、応急手当、非常食作りなどの実践的な知識や技術を学ぶ研修事業を平成 20 年度から毎年開催しています。	自主防災組織の役割と意義について啓発します。また、自主防災活動に必要な知識と技術を実践的に学ぶ機会となる防災リーダー養成研修を、新たな訓練メニューを加えたり、若い年代層や女性の参加を促したりするなど充実させながら、継続して実施します。	防災リーダー養成研修 会受講者数（累計） 707人	1,000人	危機管理課
③中学生防災隊活動推進事業				
日常的に地域に密着した生活をしている中学生は地域防災力の担い手として活躍が期待されるため、その力を活かせるよう、中学生を対象とした防災事業（中学生対象の防災教室や防災体験学習など）を実施しています。	NPOなどとの協働により「中学生防災隊」の活動を支援し、中学生の地域防災活動への理解を深める機会（中学生対象の防災教室や防災体験学習など）を提供するとともに、地域における防災力の向上を図ります。	—	—	危機管理課 地区社協 市社協
④家具転倒防止普及事業				
家屋内の家具、家電類の転倒、落下防止対策を行うことにより、家庭の安全を守り、地域の減災力向上につなげるため、平成 24 年度から、自主防災組織を対象に家具転倒防止の講演と取付け金具の実演を兼ねた訓練を実施しています。	家具転倒防止のための講演と訓練等をすべての町内の自主防災組織で実施することによって、自主防災組織を通じて、住民に家具転倒防止（減災）の必要性について普及、啓発します。	研修実施 自主防災組織数 53 組織	63 組織	危機管理課

1-3-(2) 住まいの防災、減災対策の推進

事業名				
事業の概要と現状	今後の方向性	活動指標		主担当課
		実績 2017年度	目標 2023年度	
①木造住宅無料耐震診断事業				
大規模地震から住民の命と財産を守るため、旧建築基準(昭和56年)以前に着工された2階建て以下の在来の木造軸組構法又は伝統構法の住宅の無料耐震診断を実施していますが、件数が伸び悩んでいるのが実情です。	住民意識を向上させることを目的として平成25年度に改定した耐震改修促進計画に基づき、引き続き住民への住宅耐震化の周知を行うとともに、無料耐震診断の活用促進を行います。	耐震診断実施件数 95件 100件		建築課
②木造住宅耐震改修費補助事業				
耐震診断の結果、耐震基準に適合しないと判断された木造住宅の耐震改修工事に対し30万円(簡易型)又は120万円(一般型)を上限に補助を実施していますが、件数が伸び悩んでいるのが実情です。	耐震改修促進計画に基づき、引き続き、住民への住宅耐震化の周知を行うとともに、耐震改修の促進を強化します。	耐震改修実施件数 一般型 18件 一般型 20件 簡易型 1件 簡易型 1件		建築課
③木造住宅耐震シェルター整備費補助事業				
地震発生時において、特に身を守ることが困難な高齢者や障害のある人の命を住宅の倒壊から守るため、耐震基準に適合しない住宅の耐震シェルター整備工事の支援を行っています。	身体障害者手帳所持者又は高齢者が居住する住宅を対象に、耐震診断の結果、耐震基準に適合しないと判断された木造住宅(耐震診断の判定値0.4以下)の耐震シェルター整備工事に対して、30万円を上限に補助を実施します。また、平成30年度よりメニューとした耐震ベッドの普及に努めます。	耐震改修実施件数 0件 1件		建築課
④家具転倒防止器具取付事業				
地震による家具の転倒を未然に防止し、減災を図るため、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯を対象に、家具転倒防止器具の取付けを実施しています。	障害者のいる世帯については、ほぼ設置された一方で、対象高齢世帯の件数が伸び悩んでいることから、対象高齢者を中心に、市広報紙や民生委員等を通じて周知を行うなど、家具転倒防止器具の取付け世帯数の増加を目指します。	家具転倒防止器具取付設置世帯数 高齢者 3世帯 高齢者 15世帯 障害者 0世帯		高齢福祉課 障害福祉課

1-3-(3) 災害時のボランティア支援体制の充実

事業名				
事業の概要と現状	今後の方向性	活動指標		主担当課
		実績 2017年度	目標 2023年度	
①災害ボランティアコーディネーターの養成				
大規模災害が発生したときに市内に駆けつけるボランティアを調整、配置する災害ボランティアコーディネーターを養成する講座を開催しています。本市単独開催に加え、碧海5市合同で毎年開催しており、登録者数は増加しています。	講座を通じたボランティアコーディネーターの養成に加え、より実践的な技能を身に着けるフォローアップ講座への参加促進や設置運営訓練を通してスキルアップを図ります。	災害ボランティアコーディネーター登録者数 73人	100人	市社協 市民協働課

1-3-(4) 避難行動要支援者支援制度の啓発と充実

事業名				
事業の概要と現状	今後の方向性	活動指標		主担当課
		実績 2017年度	目標 2023年度	
①避難行動要支援者支援制度の啓発				
まちかど講座や市広報紙、民生委員による個別訪問、地区社協の勉強会や町内福祉委員会による見守り活動の機会などを通じて、制度の啓発をしています。	多様な媒体やまちかど講座などの機会を通じて、介護支援専門員やボランティア団体などの関係者と連携しながら、避難行動要支援者支援制度の啓発に努めます。	説明会実施数 10回	15回	社会福祉課 地区社協
②避難行動要支援者支援制度の効果的運用				
災害発生時に避難行動要支援者支援制度を機能させるため、地域の防災訓練時に避難行動要支援者名簿を活用しています。また、要支援者と地域支援者が防災訓練と一緒に参加している町内福祉委員会もあります。	民生委員等の協力を得ながら同意者の拡大に努め、避難行動要支援者名簿の整備・更新を進め、引き続き日頃の見守り活動に活用しながら、顔の見える関係づくりを支援します。 また、要支援者に配布した救急医療情報キットの情報更新と更なる普及を通じて、緊急時に救急隊員に情報が伝わるよう適切な運用に努めます。	避難行動要支援者の情報提供にかかる同意者数 3,881人	4,000人	社会福祉課 地区社協 市社協

1-3-(5) 防犯の啓発と地域ぐるみの防犯体制づくり

事業名					
事業の概要と現状	今後の方向性	活動指標		主担当課	
		実績 2017年度	目標 2023年度		
①安全安心情報メールなどによる情報提供事業					
市広報紙や市公式ウェブサイトのほか、町内会の回覧を活用して犯罪情報を周知しています。また、安全安心情報メールにより不審者情報を配信し、情報共有することで子どもの犯罪からの安全確保に努めています。	多様な媒体を活用して犯罪防止や犯罪被害の予防に関する情報提供を進めます。情報発信の迅速性を確保するため、安全安心情報メールなどによる情報提供を積極的に行っており、加入者拡大を図っています。	安全安心情報メール 発信回数	262回	260回	市民安全課
②防犯教室や街頭キャンペーンなどによる啓発事業					
子ども（保育園や幼稚園、小学校等）から大人（老人クラブ、町内会、防犯ボランティア）まで幅広い住民を対象に防犯教室を開催しています。また、地域安全大会の開催や街頭啓発キャンペーンの実施を通じて、防犯の啓発を図っています。	防犯教室や地域安全大会の開催、街頭啓発キャンペーンの実施を通じて、住民への防犯の啓発を図ります。また、外国人や成人向けの効果ある啓発方法について検討を進めます。	防犯教室等 開催回数	112回	110回	市民安全課
③自主防犯組織活動支援事業					
自主防犯活動を実施している各町内会等に防犯用品提供などを支援しており、76町内会において、自主防犯パトロールを実施しています。	自主防犯パトロール隊未整備の町内会に隊の結成を働きかけるとともに、既に実施している町内会においては、引き続き支援を行い、市と自主防犯パトロール隊との犯罪情報の共有化のための伝達訓練を実施します。	自主防犯 パトロール隊数	76隊	81隊	市民安全課
④犯罪抑止モデル地区指定事業					
毎年、犯罪が多発もしくは増加傾向にある地区を犯罪抑止モデル地区に指定し、地域と市、警察が協働して防犯活動を実施しており、各地区において犯罪発生件数の減少につながっています。	犯罪防止抑止モデル地区を指定し、市、自主防犯パトロール隊、安城警察署などが連携して犯罪抑止に努めるとともに、同様な取り組みが他地区に広がっていくよう努めています。	犯罪抑止モデル地区 指定地区数（累計）	13地区	19地区	市民安全課

事業名				
事業の概要と現状	今後の方向性	活動指標		主担当課
		実績 2017年度	目標 2023年度	
⑤子どもの登下校の安全確保に向けたスクールガードの整備				
学校安全ボランティアであるスクールガードを各小学校で組織化し、登下校の児童の見守り活動を実施しています。市内にスクールガードリーダー2人を配置し、各校を巡回指導しています。	登下校の児童の安全を確保するため、地域と学校が連携したスクールガードによる見守り活動を今後も継続します。地域と連携した防犯運動や児童の健全育成面での推進という側面からも活動の充実を図ります。	スクールガード 登録者数 1,684 人	1,800 人	学校教育課
⑥消費相談事業				
平成28年「消費生活センター」を開設し、相談日をそれまでの週2回から週4回に増やし、悪質商法や商品、サービスに関するトラブルなど消費生活に関する苦情や問い合わせ、多重債務などの相談を受付けており、相談内容に応じて適切な相談機関の紹介や解決のための助言、援助をしています。	週4日、2人体制の相談体制により、相談者のプライバシーの保護に配慮しつつ、消費生活相談に的確に応じ、早期の問題解決に努めます。また、高齢者、若年者を含めた消費生活教育を実施し、特に高齢者の見守りについては、関係機関とも連携していけるよう環境を整備します。さらに、相談内容の多様化に対応するため、相談員の研修を随時行います。	消費相談窓口の 認知度 27.2%	40.0%	商工課

1-3-(6) 交通安全の啓発

事業名				
事業の概要と現状	今後の方向性	活動指標		主担当課
		実績 2017年度	目標 2023年度	
①交通安全教育推進事業				
園や学校、町内会や老人クラブ等の要望に基づき、安城警察署、市、交通指導員による交通安全教室等を実施しています。また、交通安全リーダーの育成や中高生への自転車運転マナー指導の実施など、子どもから高齢者まで幅広い世代に交通安全教育を推進しています。	交通事故を減少させるため、子どもや高齢者など各年齢層に応じた交通安全教室を開催するなど、引き続き交通安全教育を推進します。	交通安全教室 開催回数		市民安全課
		97回	97回	
②交通安全広報活動推進事業				
交通事故撲滅を推進するため、年4回の交通安全運動期間や死亡事故ゼロの日等に合わせ、街頭啓発キャンペーンや町内回覧、市広報紙、市公式ウェブサイト、ラジオ放送を行うほか、ひとり暮らし高齢者への反射材の配布等を通じて、交通安全の広報及び啓発を行っています。	現在の広報、啓発活動を引き続き行い、市民に広く啓発するよう努めていきます。	—		市民安全課
		—	—	

基本施策 1-4

生きがいと社会参加の創出

現状と課題

本市では、誰もが地域社会に参加するとともに、学ぶ機会を確保できるようにするため、公民館の自主グループ活動の支援や高齢者教室、シルバーカレッジの開催などの生涯学習を推進しています。

また、福祉分野においても、すべての福祉センターで高齢者等を対象とした各種講座を実施しています。

その他、就業機会の提供を通じた高齢者や障害のある人の生きがいづくりや社会参加を促進するため、シルバー人材センターの活用促進や障害のある人の就労支援を進めています。

また、ニート・ひきこもりなど、様々な困難を抱える若者の悩みや課題に対応するため、青少年の家において相談支援事業を開始しています。

なお、生活困窮者自立支援制度による就労準備支援事業や、若年無業者就労支援事業などの就労支援を進めていますが、ニートやひきこもりの高齢化への対応は十分ではありません。

今後とも、誰もが社会と関わりながら生きがいを持って生活できるよう、生きがいや社会参加、就労促進に関する事業の充実を図る必要があります。

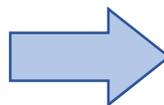
施策方針

- ① 誰もが生きがいを持って、地域社会と関わりながら豊かに暮らし続けられるよう、公民館や福祉センター等で開催する各種講座や教室の充実を図ります。
- ② シルバー人材センターの活用促進や障害のある人の就労支援、若年無業者等への対策など、就労面からの社会参加の機会の提供や生きがいづくりを進めます。

活動指標

① . . .

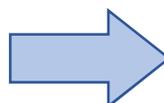
現状値 (2017年度)
XX



目標値 (2023年度)
XX

② . . .

現状値 (2017年度)
XX



目標値 (2023年度)
XX

施策体系

1-4 生きがいと社会参加の創出

(1) 社会参加の促進と生きがいづくり

(2) 就労機会の拡充

推進施策・事業

1-4-(1) 社会参加の促進と生きがいづくり

事業名				
事業の概要と現状	今後の方向性	活動指標		主担当課
		実績 2017年度	目標 2023年度	
①高齢者教室開催事業				
概ね65歳以上の住民を対象に、幅広いカリキュラムで1年間の連続講座（10回程度）を、地区公民館で開催しています。	高齢者にふさわしい社会適応力を高め、積極的に生きがいを求めるための学習機会の場の提供を、引き続き実施します。	高齢者教室 クラス数 11 クラス	11 クラス	生涯学習課
②シルバーカレッジ開催事業				
60歳以上の住民を対象に、毎年45人を定員で募集し、幅広いカリキュラムで2年間の連続講座（年間23回程度）を開講しています。	高齢者にふさわしい社会適応力と教養を高め、仲間づくりや生きがいづくりのための学習機会の提供を行うとともに、シルバーカレッジ卒業生らの社会貢献活動等を推進するための支援・コーディネート強化に努めます。	シルバーカレッジ クラス数 2クラス	2クラス	生涯学習課
③福祉センター講座開催事業				
60歳以上の高齢者層の生きがいと社会参加を促進するため、各福祉センターで幅広い講座を開催しています。	地域のニーズに応じて、引き続き、家でも気軽に続けられることなど、参加者の特性に合った魅力ある講座を開催し、高齢者の生きがいや社会参加の機会を提供します。また、住民との協働による講座について検討するとともに、講座終了後の自主グループの創設やボランティア養成に努めます。	講座数 36講座		39講座 市社協

事業名				
事業の概要と現状	今後の方向性	活動指標		主担当課
		実績 2017年度	目標 2023年度	
④福祉センターサロンの開催【新規】				
福祉センター利用者にとっての居場所づくりと地域福祉活動の担い手の育成を目的として、すべての福祉センターで開催しています。	気軽に楽しめるものや地域のサロンで取り入れやすいものとなるよう、利用者や地域福祉活動者のニーズを反映するように努めます。また、参加者のなかから地域福祉活動の担い手になってもらえるよう人材の育成に努めます。	参加者数		市社協 地区社協
		延 15,377 人	延 16,000 人	
⑤「農」のある暮らし体験事業				
農作物の栽培作業等を通じて、高齢者の健康づくりや生きがいを図るため、アグリライフ支援センターで、春夏野菜づくりと秋冬野菜づくりそれぞれ開講し、農業の基礎を学ぶため、実習・講義・農家見学・視察研修等を実施しています。	優良農地の保全と農業の持続発展を目指す「安城アグリライフ構想」に基づき、引き続き、事業を実施、支援します。これにより、高齢者が地域や仲間とつながる場の提供をしていきます。	野菜づくり 入門コース 実施回数		農務課
		2回	2回	
⑥地域における高齢者スポーツの推進				
健康を維持することや体力を持続することを目標に、「歩けランニング運動」（7事業）や「おはよう！ふれあいラジオ体操会」（市内約200会場）などを実施しています。	定期的かつ継続的な活動ができるよう、ラジオ体操の開設会場の案内や「歩けランニング運動」の会場マップの配布など、事業の周知と新規参加者の拡大を促進します。	ラジオ体操参加者数 （大人）		スポーツ課
		延 17,115 人	延 18,000 人	

事業名				
事業の概要と現状	今後の方向性	活動指標		主担当課
		実績 2017年度	目標 2023年度	
⑦講座型デイサービス事業				
在宅の障害のある人の自立、相互交流を図るとともに、生きがいを高めるために、教養や趣味等の講座を総合福祉センターにて身体障害者デイサービス事業（講座型）を実施しています。	障害のある人がより興味を持てる講座を企画することによって、障害のある人の生きがいや社会参加の機会の創出を推進します。また、運動系講座の参加者拡大に努めます。	講座型デイサービス 講座数 15講座	15講座	障害福祉課 市社協
⑧障害者社会参加促進事業				
障害のある人の社会参加を促進するため、安城市身体障害者福祉協会に委託して、障害者福祉体育祭や残存機能訓練、各種教養講座、作品展などを実施するほか、安城市手をつなぐ親の会に青年学級ふれあい事業（レクリエーション活動等）を委託しています。また、平成25年度から精神障害者安城地域家族会「ぶなの木会」に、精神障害者ふれあい促進事業（レクリエーション活動等）を委託しています。	障害のある人の当事者団体の育成や活動の活性化を支援する観点も加味しながら、引き続き、社会参加を促進するための事業を実施します。障害のある人の当事者団体加入者が減少傾向にあり、それに伴い参加者数が減少しているため、開催方法等の検討に努めます。	行事参加者数 981人 ※障害者福祉体育祭が台風のため中止	1,300人	障害福祉課
⑨障害のある人のスポーツ活動参加促進事業				
障害のある人も参加しやすいスポーツに関する情報提供を行うなど、安城市体育協会やスポーツ推進委員等と連携して、障害のある人のスポーツ活動への参加を促進しています。また、市や県を代表して全国大会等へ出場する場合の費用の一部を助成する激励金制度を設けています。	広報や市公式ウェブサイト等を通じて激励金制度の周知を行うとともに、障害福祉課等関係機関とも連携・連絡を密にして申請漏れ等を防止に努めます。こうした障害のあるアスリートの支援を通じて、スポーツに取り組む障害のある人のすそ野の拡大の一助とします。	障害者大会激励金 申請数 1人	5人	スポーツ課 障害福祉課

事業名				
事業の概要と現状	今後の方向性	活動指標		主担当課
		実績 2017年度	目標 2023年度	
⑩地域ぐるみの親子ふれあい活動の充実				
子どもと保護者の地域への参加促進と地域の子育て力の向上を図るため、子ども会行事と併せ、様々な内容の親子ふれあい活動を各小学校区において開催しています。	全小学校区における親子ふれあい活動の実施を目指し、引き続き、実施に至っていない小学校区に対しても開催を呼びかけながら、地域ぐるみでの親子ふれあい活動の実施を継続します。	親子ふれあい活動 実施校数 18校	21校	生涯学習課

1-4-(2) 就労機会の拡充

事業名				
事業の概要と現状	今後の方向性	活動指標		主担当課
		実績 2017年度	目標 2023年度	
①シルバー人材センターの活用促進				
高齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図るため、働くことを通じ生きがいの充実や地域社会の発展に貢献することを希望する高齢者に対して、シルバー人材センターを通じて就業機会を確保・提供しています。	年々、会員数も増加していますが、より一層の高齢化の進行に合わせて、引き続き、会員の拡大とそれぞれの高齢者の持つ多様な能力やニーズに応じた多様な就業機会の提供、就業先の開拓に努めます。	シルバー人材センター 会員数 1,001人	1,150人	高齢福祉課
②障害者就労支援事業				
就労相談員を配置して、障害のある人の一般就労に向け、公共職業安定所（ハローワーク）や特別支援学校などから情報収集を行い、就労を希望する障害のある人に必要な情報提供を行っています。	障害のある人の一般雇用に向け、就労相談員による職場開拓や就労相談を推進し、公共職業安定所（ハローワーク）等との連携を図りながら、一般就労や職場への定着を支援します。	一般就労者数 25人	28人	障害福祉課
③若年無業者就労支援事業【新規】				
一定期間無業状態にある若者やその保護者、家族を支援し、若者本人の自立・就業促進することを目的としています。就労相談を実施し、就労に向けた支援プログラムを作成しています。	職業自立支援を促すため、職業適性検査、自己PR、履歴書、コミュニケーションスキル、職場体験等を行います。	支援者の進路決定率 56.3%	50%以上を継続	商工課

事業名				
事業の概要と現状	今後の方向性	活動指標		主担当課
		実績 2017年度	目標 2023年度	
④就労に困難を抱える者への支援【新規】				
雇用による就業が著しく困難な生活困窮者に対し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う就労準備支援事業があります。	就労に向けた基礎能力を養いながら、その支援や就労機会の提供を行います。	—	—	社会福祉課

基本目標2

地域福祉の取組を支援する施策を充実させよう

－地域福祉活動を支える人と活動の拠点づくり－

基本施策
2-1

福祉のこころの醸成

現状と課題

地域における支え合いを浸透させるには、住民の地域福祉に対する啓発と理解の促進が重要であり、地域福祉を支える土台となる「福祉のこころ」を培うことが重要です。

このため本市では、市や市社協の公式ウェブサイト、市広報紙などを通じた地域福祉に関する情報提供、講演会や講座等を通じた福祉学習と地域福祉の啓発を推進しています。また、学校における福祉学習の推進のため、市社協において福祉学習実施校への助成などを行っています。

さらに、住民一人ひとりがあたたかい思いやりのこころを持ち、お互いに支え合って生活する風土を育むため、福祉まつりや多文化共生事業などを通じて、年齢や国籍、文化、習慣の違いや障害の有無などのお互いの立場を超えた相互理解の推進とノーマライゼーション（障害者や高齢者がほかの人々と等しく生きる社会・福祉環境の整備、実現を目指す考え方）理念の浸透を図っています。

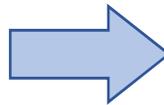
施策方針

- ① 地域福祉の土台となる「福祉のこころ」を培うため、地域や家庭、学校における地域福祉の啓発と福祉学習の推進を図ります。
- ② 様々な立場や違いを超えた相互理解のできる共生社会を目指して、ノーマライゼーション理念やソーシャルインクルージョン（障害者などを社会から隔離排除するのではなく、社会のなかで共に助け合って生きていこうという考え方）理念の浸透を図ります。

活動指標

① . . .

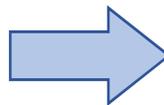
現状値（2017年度）
XX



目標値（2023年度）
XX

② . . .

現状値（2017年度）
XX



目標値（2023年度）
XX

施策体系



推進施策・事業

2-1-1 地域や家庭における福祉学習の推進

事業名				
事業の概要と現状	今後の方向性	活動指標		主担当課
		実績 2017年度	目標 2023年度	
①市社協広報紙発行事業（基本施策1-1-1-①の再掲）P■				
②町内福祉委員会全体研修会開催事業（基本施策1-1-1-②の再掲）P■				
③地区社協地域福祉活動勉強会開催事業（基本施策1-1-1-③の再掲）P■				
④地区社協事業を通じた福祉学習の充実				
地域における福祉学習の一環として、講演会や講座、介護教室等を地区社協で開催しています。また、町内福祉委員会が主催する介護等に関する講座の開催を支援しています。	様々な関係機関と連携して地域における福祉学習機会を充実させ、より多くの住民への福祉に対する意識啓発を図ります。	地区社協講演会等 開催回数 113回	120回	地区社協

2-1-(2) 学校における福祉教育の充実

事業名				
事業の概要と現状	今後の方向性	活動指標		主担当課
		実績 2017年度	目標 2023年度	
①福祉学習支援事業				
子どもたちが優しい心と思いやりの心を持ち、お互いに助け合う風土を育むため、ボランティア体験や福祉体験などの福祉学習を行う小中学校に助成しています。 また、学習プログラムを作成し校長会にて周知をしています。	学校における福祉学習を充実するため、助成を継続的に実施するとともに、学校との協働や地区社協と連携を進め、より効果的な福祉学習プログラムの検討・作成や講師紹介に努めます。	相談支援件数 (助成件数を含む)		市社協 学校教育課
		34件	40件	
②ふれあいネット推進事業（地域と連携したこころの教育等の推進）				
子どもたちが学校や家庭、地域で安心して生活し、心の問題を解決できるよう、いじめや不登校などの問題に対する教師、保護者のほか、住民への啓発のため、ふれあい活動や講演会などの活動を実施しています。	地域ぐるみで子どもを育てていく意識をさらに高めるため、住民と子どもがともに考え合う場の充実と子どもの健全育成のためのリーフレットの作成・配布を通じた広報・啓発に努めます。	ふれあい活動事業 参加人数		学校教育課
		46,898 人	48,000 人	
③特別支援学級と通常学級との交流学級の推進				
共生社会の形成に向けて、社会性を養い、豊かな人間性を育てるなどの意義を有し、多様性を尊重する心を育む機会として、特別支援学級と通常学級との交流及び共同学習を進めています。	各学校において、交流の狙いを明確にするとともに、教育課程の位置づけや年間指導計画作成などの対応を計画的、組織的に推進します。	—		学校教育課
		—	—	

2-1-(3) 相互理解の促進とノーマライゼーション理念等の周知と啓発

事業名				
事業の概要と現状	今後の方向性	活動指標		主担当課
		実績 2017年度	目標 2023年度	
①福祉まつり事業				
福祉に対する理解を深め、住民参加による福祉のまちづくりの契機とするため、毎年、総合福祉センターと社会福祉会館を会場に開催しています。	福祉やボランティアに対する市民の理解を深めるための参加体験型イベントとして、多様な年齢層の市民の参加、新規の参加が得られるように内容の充実を図ります。	福祉まつり参加者数 7,600人	8,000人	市社協
②あんぶくまつりの開催支援（障害者社会参加促進事業）				
障害のある人とのふれあいや交流を通じて相互理解とノーマライゼーション理念やソーシャルインクルージョン理念の浸透等を目的に、平成22年度から、障害福祉サービスを提供する社会福祉法人やNPO等で実行委員会を組織し、事業所の紹介や福祉施設製品の販売等を行っています。	障害のある人の社会参加と障害のある人に対する理解につながる機会となっていることから、他のイベントとの抱き合わせを踏まえて多くの住民が来場するよう魅力ある内容の交流イベントとして継続して開催します。	—	—	障害福祉課
③多文化共生推進事業				
日本人と外国人のお互いの文化の紹介と生活習慣の理解促進を図るため、料理講座、防災講座、交流会などの事業を実施しています。また、日本語教室を開催しています。さらに、お互いの違いを認識しながら生活するため、講座やイベントの開催の他、ワークショップも開催しています。	外国人住民への日本の生活文化に対する理解の促進と、外国人住民同士や日本人との相互理解を図ることによって、多文化共生社会を実現するため、各種イベントやワークショップなどを継続的に開催します。	イベント等実施回数 11回	14回	市民協働課

**基本施策
2-2****地域福祉活動の担い手の養成と活動支援****現状と課題**

アンケート結果によると、地域活動やボランティア活動に「今後も参加する・今後参加したい」という回答が、「健康づくり」で52.3%、「防火・防災」で49.0%となっており、一番少ない「生活困窮者に関すること」でも18.9%みられます。こうした意向を持つ住民の地域活動への継続参加及び新規参加のきっかけづくりが求められます。

本市では、これまで市や市社協、地区社協の広報紙や福祉まつり、講演会などを通じた地域福祉に関する情報提供や地域福祉活動への参加の呼びかけを行ってきました。

また、市民活動センターやボランティアセンター等における情報提供や相談、各種ボランティア養成講座の開催等を通じて、きっかけづくりや人材の発掘、育成に努めてきました。さらに、活動助成や活動場所の提供等によって、町内福祉委員会やボランティア団体等の活動支援を進めてきました。

しかし、地域福祉活動やボランティア活動の担い手の高齢化や固定化が進んでいるため、今後とも多様な方法によって、参加を呼びかけ、担い手の発掘や育成、活動団体等の支援を充実することが必要です。

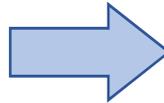
施策方針

- ① より多くの住民が、地域福祉活動やボランティア活動に関心を持ち、参加できるようにするため、地域福祉活動に関する啓発や情報提供、相談等の充実を図ります。
- ② 各種ボランティア養成講座等による地域福祉活動やボランティア活動の担い手づくりを体系的かつ効果的に実施するなど、地域福祉活動等を担う団体の活動支援を進めます。
- ③ 様々な市民活動やボランティア活動をサポートする役割を担っている市民活動センターやボランティアセンター等のコーディネート機能の強化や人材育成、情報受発信の充実等による組織力の向上を図ります。

活動指標

① . . .

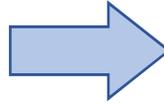
現状値（2017年度）
XX



目標値（2023年度）
XX

② . . .

現状値（2017年度）
XX



目標値（2023年度）
XX

施策体系

2-2 地域福祉活動の担い手の養成と活動支援

(1) 地域福祉活動の参加機会の提供

(2) ボランティア等の養成と活用

(3) 地域福祉活動等を担う団体の活動支援

(4) 町内福祉活動等に対する助成

推進施策・事業

2-2-(1) 地域福祉活動の参加機会の提供

事業名				
事業の概要と現状	今後の方向性	活動指標		主担当課
		実績 2017年度	目標 2023年度	
①市社協広報紙発行事業（基本施策1-1-(1)-①の再掲） P ■				
②町内福祉委員会全体研修会開催事業（基本施策1-1-(1)-②の再掲） P ■				
③地区社協地域福祉活動勉強会開催事業（基本施策1-1-(1)-③の再掲） P ■				
④地区社協事業を通じた福祉学習の充実（基本施策2-1-(1)-④の再掲） P ■				

事業名				
事業の概要と現状	今後の方向性	活動指標		主担当課
		実績 2017年度	目標 2023年度	
⑤ボランティア登録の促進【新規】				
ボランティアセンターには、町内福祉委員会や地区社協から、ふれあいサロン活動やイベントへのボランティアの派遣依頼が寄せられ、登録ボランティアの紹介を行っていますが、人数や分野が限られ、ニーズに答えられないことがあります。	ニーズに答えられるよう、未登録の団体や個人に対して、ボランティア登録及び地域福祉活動への参加の促進を行います。	新規登録件数 —	2件	市社協
⑥ボランティア体験プログラム事業				
福祉の啓発と青少年の福祉ボランティアへの参加を促進するため、中高生を主な対象として、夏休み期間中に市内の福祉施設や福祉団体の協力を得て、ボランティア体験の機会を提供しています。	福祉施設だけでなく、町内福祉委員会やボランティア団体にも協力を働きかけ、体験場所の充実を図ります。	新規体験場所 —	10か所	市社協
⑦市民活動活性化事業（情報受発信）				
市民活動センターにおいて、市民活動情報サイトの管理、メールマガジンや情報紙の発行、SNS等により情報の受発信を行っています。また、交流センターまつりや市民活動交流会を実施しています。	市民活動の参加のきっかけとなる情報を提供するため、市民活動センターの情報受発信機能や交流マッチング機能の充実に努めます。	メールマガジン 発行回数 12回	12回	市民協働課

2-2-(2) ボランティア等の養成と活用

事業名					
事業の概要と現状	今後の方向性	活動指標		主担当課	
		実績 2017年度	目標 2023年度		
①各種ボランティア等の養成講座の充実					
<p>ボランティアセンターでは、災害ボランティアコーディネーター養成講座や点訳ボランティア講座、音訳ボランティア講座、手話講座、要約筆記パソコン講座、傾聴ボランティア講座などを実施しています。</p> <p>また、市民活動センターでは、協働のまちづくりの担い手を育成するため、平成24年度から「協働のまちづくり人材養成講座事業（まちづくり人材養成講座）」を実施し、平成30年度以降は、その後継事業として「市民協働サポーター養成講座」を開催しています。</p>	<p>ア プログラムの充実</p> <p>ボランティアの水準に合わせ、入門から専門まで段階的な講座や地域のニーズに合ったボランティア養成講座の開催に努めます。</p> <p>また、これまでボランティアセンター主催で実施してきた講座を、各団体が自主的に開催できるよう支援体制を整えます。</p>	<p>ボランティア養成講座開催講座数</p>		<p>市社協</p>	
	<p>イ 市民協働サポーター養成講座の開催</p> <p>協働のまちづくりに関する基本的な知識やスキルを共に学ぶ機会を通じて、市民協働を推進する市民協働サポーターを育成します。</p>	<p>市民協働サポーター登録者数</p>			<p>市民協働課</p>
	<p>ウ 他団体との連携、協働による講座の充実</p> <p>ボランティア養成講座を充実するため、近隣の市町村社会福祉協議会やNPOなどとの連携・協働を検討し、講座の企画を目指します。</p>	<p>連携・協働等による講座事業数</p>			
		7講座	4講座		
		18人	25人		
		1事業	1事業		

事業名				
事業の概要と現状	今後の方向性	活動指標		主担当課
		実績 2017年度	目標 2023年度	
②公民館活動リーダー育成事業				
町内公民館活動に関わるリーダー的人材を育成するため、活動事例発表や研修会などを実施しています。	活動事例発表会や、地域活動の取組を見直す方法等の検討につながるような、研修会を開催します。	研修会の実施 実施した 実施する		市民協働課
③各種ボランティア保険の周知と加入促進				
地域活動や青少年活動など、一定の要件を満たしたグループの活動中のケガや事故に対応できるよう、ふれあい補償制度やボランティア活動保険、ボランティア行事用保険など、各種ボランティア保険の加入促進を行っています。	安心して活動に取り組めるよう、ふれあい補償制度や各種ボランティア保険の周知と加入促進に努めます。	広報掲載回数 市広報紙 1回 市広報紙 1回 市社協広報紙 1回 市社協広報紙 1回		市民協働課 市社協

2-2-(3) 地域福祉活動等を担う団体の活動支援

事業名				
事業の概要と現状	今後の方向性	活動指標		主担当課
		実績 2017年度	目標 2023年度	
①町内福祉委員会の組織体制の充実支援（基本施策1-1-(2)-①の再掲） P ■				
②地域福祉活動助成事業（基本施策2-2-(4)-①に掲載） P ■				
③町内会活動支援事業（基本施策2-2-(4)-②に掲載） P ■				
④公民館活動補助事業（基本施策2-2-(4)-③に掲載） P ■				
⑤市民活動補助制度の運用及び協働事業への支援制度の活用				
市民活動のまちづくりや地域が抱える課題の解決につながるよう、幅広い分野の市民活動を支援する公募型補助制度（団体の自由な発想による「市民提案型事業」と行政課題の解決につながる「行政提示型事業」）を平成25年度に創設し、市民協働によるまちづくりや市民活動を活動資金面から支援しています。	補助制度の運用状況を踏まえながら、補助額や補助率、メニューの見直し（多様な主体同士の協働事業を公募する「協働事業提案型事業」の新設）を行うなど、市民活動団体等にとって活用しやすい制度に適宜改善しながら、市民発意・市民の自主性・自立性を促すような活動資金面での支援を行います。	延べ助成団体数（累積） 35団体 70団体		市民協働課

事業名				
事業の概要と現状	今後の方向性	活動指標		主担当課
		実績 2017年度	目標 2023年度	
⑥ボランティア活動助成事業				
活動に必要な備品などの購入・修繕費用を助成する「ボランティア活動活性化応援助成金」や「ボランティア活動備品購入費等助成金」によりボランティア団体等の活動を支援しています。	状況やニーズに応じて助成内容の見直しを行いつつ、引き続き、ボランティア団体の活動を資金面から支援します。	助成団体数		市社協
		7団体	10団体	
⑦市民活動活性化事業（基本施策1-2-(2)-⑤の再掲） P ■				
⑧市民活動活性化事業（人材・団体育成事業）				
市民交流センターにおいて、市民活動に造詣が深い人や先進的な活動を行っている団体、個人を招いて、スキルアップ講座等を開催し、市民活動団体や市民活動に関心がある市民に学ぶ機会を提供しています。	ア スキルアップ講座 市民活動団体メンバーのスキルアップを図るため、ICTスキル、ファシリテーションなどに関する講座を開催します。	講座開催数		市民協働課
	イ 市民活動団体の組織基盤強化のための講座の開催 【新規】 財務処理やNPO法人設立方法など団体の組織基盤を向上させるための講座の開催を通じて市民活動団体の運営能力を高める支援を行います。	7講座	7講座	
ウ 市民活動団体の自立を促すための制度の研究 【新規】 市民活動団体が、自立して活動を継続するための、「伴走支援」や「プロボノ」、「ファンドレイジングによる資金調達」などの新たな支援策を研究します。				

※伴走支援：市民活動団体の困りごとに耳を傾け、困りごとや課題の解決に向けてともに悩み、汗を流す、資金面以外の支援のこと。

※プロボノ：社会人が、仕事を通じて培った知識や技術などを社会のために役立てるボランティア活動のこと。

※ファンドレイジング：市民活動団体が、自らの活動のための資金を、広く寄附を募集するなどの手法を用いて調達すること。

2-2-(4) 町内福祉活動等に対する助成

事業名				
事業の概要と現状	今後の方向性	活動指標		主担当課
		実績 2017年度	目標 2023年度	
①地域福祉活動助成事業				
小地域福祉活動を活性化するため、町内会及び町内福祉委員会に対し、市社協一般会費を財源として地区社協から助成をしています。	地区の実情に沿った効果的な助成とするため、財源や内容を含めて助成の方法等を検討します。	助成町内会数		地区社協 市社協
		81 町内会	全 町内会	
		助成町内福祉委員会数		
		76 町内福祉委員会	全 町内福祉委員会	
②町内会活動支援事業				
町内会活動を活性化するために、各町内会に属する人口や世帯、面積等に応じて補助金を交付しています。また、町内会の掲示板の設置や修繕に係る経費、町内会がAED等の設置に必要な経費の一部を補助しています。	より多くの住民が町内会に加入するよう、魅力的な町内会活動を支援するため、町内会の要望を踏まえながら、引き続き、効果的かつ効率的な活動補助を実施します。	対象町内会数		市民協働課
		81 町内会	全 町内会	
③公民館活動補助事業				
町内公民館等が行う地域住民を対象に行う生涯学習事業に対して費用の一部を補助しています。	町内公民館活動の活性化を支援するため、引き続き、効果的かつ効率的な活動補助を実施します。また、活動内容の充実を促すため、公民館活動事例発表会を開催します。	対象公民館数		市民協働課
		81 公民館	全 公民館	
④町内公民館建設費等補助事業				
住民が文化的、教育的、その他組織的な活動を行うための町内公民館の建設、改修する場合に費用の一部を補助しています。	町内公民館を、町内会や町内福祉委員会等にとって活動しやすい活動拠点とするため、引き続き、町内公民館の建設や改修に必要な費用の一部を補助します。	補助実行		市民協働課
		実施	実施 継続	

基本施策
2-3

セルフヘルプ、当事者力の向上支援

現状と課題

生活をするなかで何か困りごとが生じた場合、まずは困りごとを抱える本人や家族が、その困りごとに対して自分でできることを考えて行動する自助が重要です。しかし、努力をしても本人や家族だけでは解決できないことも多くあります。

「頼まれれば手助けする」といった考えの人が多くなかで、困りごとを周りの人に伝え、支援者に上手に働きかけること（助けられ上手）も自助の概念に含まれます。

一方、当事者でなければ、当事者の境遇や悩みを理解することは、なかなかできることではないため、当事者団体への参加やピアカウンセリング（同じ職業や障害を持っているなど、同じ立場である仲間どうしによって行われるカウンセリング）など、同じような悩みや問題を抱える人同士で支え合うセルフヘルプの取組が課題解決において有効な方法であり、重要な自助のひとつですが、セルフヘルプの取組の情報が不足しています。

本市には、老人クラブや障害者団体、子育てサークル、介護者団体など様々な当事者団体がありますが、加入率の低下や高齢化、会員の固定化などにより当事者力の低下が懸念されています。

今後とも、困りごとを抱える本人や家族、当事者団体が積極的に地域との交流や周囲の理解、協力を得るために自ら働きかけたり、お互いに支え合うことが重要であることから、引き続き、当事者団体に対して当事者力を強化するための支援をすることが必要です。

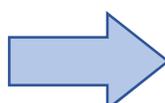
施策方針

- ① 困りごとを抱える人が、同じ課題を持つ当事者団体の取組に参加しやすくするとともに、住民への周知を図るため、当事者団体に関する情報を幅広く提供します。
- ② 団体の主体的な取組と組織の自立を促すため、当事者団体が取り組んでいる交流事業等の活動を支援するとともに、必要に応じて新たな当事者団体等の結成などを支援します。

活動指標

① . . .

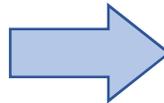
現状値（2017年度）
XX



目標値（2023年度）
XX

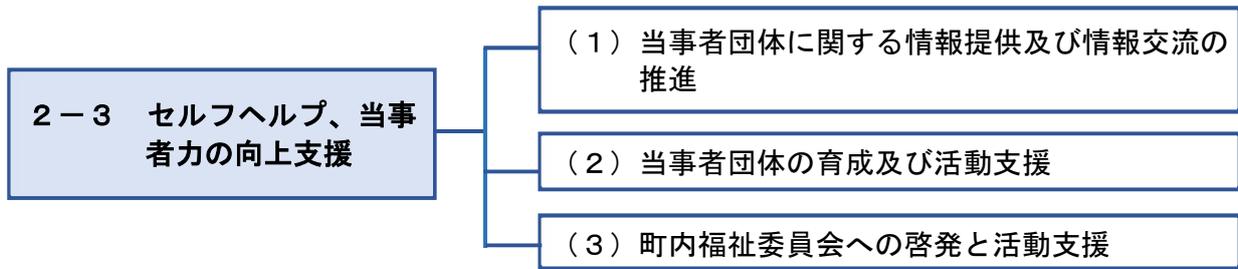
② . . .

現状値（2017年度）
XX



目標値（2023年度）
XX

施策体系



推進施策・事業

2-3-(1) 当事者団体に関する情報提供及び情報交流の推進

事業名				
事業の概要と現状	今後の方向性	活動指標		主担当課
		実績 2017年度	目標 2023年度	
①障害者団体や介護者団体等の当事者団体の周知				
同じ悩みを抱える人が集まって課題解決等の活動に取り組んでいる当事者団体への理解や周知を促進するため、市社協広報紙や障害者手帳交付窓口などにおけるチラシ配布を通じ、当事者団体に関する情報提供を行っています。	会員数の減少が深刻で、新規会員の確保が課題になっている当事者団体もみられることから、加入促進による組織力の強化を図るため、市社協広報紙などを通じて、当事者団体の周知に努めます。	市社協広報紙 掲載回数 1回	目標 1回	市社協 障害福祉課 高齢福祉課
②関係団体等懇話会の開催				
当事者団体間の情報交流を図るため、意見交換を実施し、出された意見の実現に努めています。	当事者団体間の情報交流と意見交換を進めるため、継続的に関係団体等懇話会を開催します。具体的な課題解決に向けた意見交換を密に行うため、自立支援協議会における「当事者部会」の設置を検討します。	懇話会団体数 14団体	14団体	障害福祉課

2-3-(2) 当事者団体の育成及び活動支援

事業名				
事業の概要と現状	今後の方向性	活動指標		主担当課
		実績 2017年度	目標 2023年度	
①老人クラブ活動支援事業				
高齢者の生活を健全で豊かなものにするため、老人クラブに対し、会員の教養の向上や健康の増進、レクリエーション、地域社会との交流などの活動が実施できるよう支援しています。高齢者は増加しているにも関わらず、定年退職後も就労する人が増えていることなども影響し、クラブ数は横ばい、会員数は減少基調にあるのが現状です。	高齢者の孤立防止や健康的な生活を営むためにも、老人クラブは必要であることから、引き続き、会員増加に向け、安城市老人クラブ連合会と協議しながら、社会貢献の意向や前期高齢者のニーズを踏まえて活動内容の充実を支援します。また、会員の増加に成功した事例を表彰したり、各老人クラブで共有したりするなど、老人クラブ同士の情報共有の充実を図ります。	老人クラブ数 老人クラブ会員数		高齢福祉課
		99 クラブ 10,956 人	103 クラブ 11,300 人	
②障害者社会参加促進事業 (基本施策1-4-(1)-⑧の再掲) P■				
③子育てサークルへの支援 (地域子育て支援センター事業)				
子育て中の親子同士が集まり、相互交流を深め、子育ての情報交換や悩みを相談し合う活動を行う子育てサークル活動を活性化するため、相談、助言などの支援を行っています。	地域の子育て力の向上を図るため、子育てサークル活動に対する助成を継続するとともに、活動に対する支援を行います。また、サークル代表者会の開催を通じて、サークル間での情報共有と連携強化を図ります。	支援回数		子育て支援課
		450 回	450 回	
④介護者のつどいの周知と充実【新規】				
介護者同士の語り合いや専門職からの助言、リフレッシュなどを目的に介護者のつどいを開催しています。	事業の周知を行い、介護者のつどいの参加者の拡大を図るとともに、参加者のニーズにあわせて内容の充実を図ります。	介護者のつどい 延べ開催回数		地区社協 市社協
		介護者の つどい 延 52 回	介護者の つどい 延 60 回	

事業名				
事業の概要と現状	今後の方向性	活動指標		主担当課
		実績 2017年度	目標 2023年度	
⑤新たな当事者団体の支援				
会員同士の支え合い活動以外にボランティア活動ができる団体は、ボランティアセンターに登録してもらい支援ができていますが、それ以外の小規模の団体の把握は十分とは言えない状況です。	小規模団体の把握に努めます。新たな当事者団体の結成に対して、必要に応じて相談に応じるとともに必要な情報を提供します。また、地域で課題を持つ人など、当事者組織の組織化を支援します。	—	—	市社協 社会福祉課 障害福祉課

2-3-(3) 町内福祉委員会への啓発と活動支援

事業名				
事業の概要と現状	今後の方向性	活動指標		主担当課
		実績 2017年度	目標 2023年度	
①町内福祉委員会の組織体制の充実支援（基本施策1-1-(2)-①の再掲）P■				
②地域見守り活動推進事業（基本施策1-1-(3)-①の再掲）P■				

基本施策
2-4

地域福祉活動を支える拠点機能の整備

現状と課題

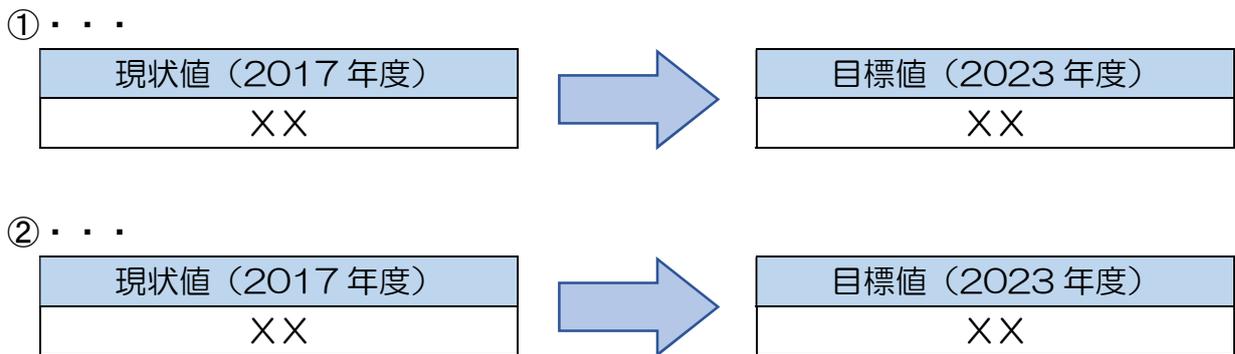
本市では、地域福祉活動の拠点施設として、中学校区ごとに福祉センターを計画的に整備し、平成28年4月に明祥福祉センターが開館したことにより、すべての中学校区で福祉センターが開設されました。今後は、将来にわたって、快適・安全に利用できる施設運営と予防保全的な観点からの計画的な施設の補修・修繕等を進めていく必要があります。

また、町内公民館が、町内福祉委員会を中心とした身近な地域福祉活動の拠点施設として利用されています。しかし、依然として町内公民館が整備されていない町内会があるとともに、老朽化していたり、バリアフリー構造になっていなかったりする施設もあります。

施策方針

- ① 福祉センターの地域福祉活動を支える拠点機能を充実させるとともに、計画的な施設の補修・修繕等を進めます。
- ② 町内における地域福祉活動の拠点施設である町内公民館の建設、改修を引き続き支援します。

活動指標



施策体系

2-4 地域福祉を支える拠点の整備

(1) 福祉センターの計画的な修繕と活用促進

(2) 地域福祉活動等の拠点施設の充実支援

推進施策・事業

2-4-(1) 福祉センターの計画的な修繕と活用促進

事業名				
事業の概要と現状	今後の方向性	活動指標		主担当課
		実績 2017年度	目標 2023年度	
①福祉センター維持管理事業				
地域福祉活動の拠点として、中学校区ごとに福祉センターの計画的な整備を進めました。平成28年4月には市内8か所目となる明祥福祉センターを開設しました。	建設事業としては完了したことから、今後は、長期間にわたって快適かつ安全に福祉センターが利用できるよう、予防保全的な観点から、施設の維持管理及び修繕を計画的に進めます。	—	—	社会福祉課
②地域福祉活動拠点としての福祉センターの活用促進				
福祉センターは地域福祉活動の拠点であり、福祉センターごとにコミュニティワーカーを配置して住民による地域福祉活動を支援しています。また、平成27年度から福祉センター利用推進委員会を開催するとともに、また、アンケートを実施するなどして、利用者の意見を踏まえた地域福祉活動の拠点としての福祉センターの運営を進めています。	地域福祉活動団体やボランティア団体などの住民が利用しやすいセンターとするため、利用者目線を重視して利用方法の改善に努めます。また、地域福祉活動の拠点としての機能を発揮するため、地域の施設や関係機関との連携を強化します。	—	—	市社協 地区社協

2-4-(2) 地域福祉活動等の拠点施設の充実支援

事業名				
事業の概要と現状	今後の方向性	活動指標		主担当課
		実績 2017年度	目標 2023年度	
①町内公民館建設費等補助事業（基本施策2-2-(4)-④の再掲） P ■				

基本目標③

暮らしを支える多様なサービスを充実させよう

－ わかりやすい情報の提供と地域に根ざした支援体制づくり －

基本施策 3-1

福祉サービスに関する適切な情報提供

現状と課題

本市では、福祉サービスに関する情報を市や市社協の窓口で提供するだけでなく、市や市社協の広報紙や公式ウェブサイトへの掲載、各種パンフレット類の配布など、様々な方法で情報の提供を行っています。

しかし、市民アンケートによると、福祉に関する情報があまり又は全く入ってこないと考えている人が4割を超えています。また、福祉に関する情報提供は専門性を有するものが多いことから、住民の理解が十分に進んでいない可能性もあります。

一方、住民のなかには、視覚障害者や日本語が十分理解できない人、インターネットが利用できない人など、様々な人がいます。日常的に情報に接する機会の少ない住民にとっても、制度やサービスに関する情報をわかりやすく提供し、必要な福祉サービスの利用へとつないでいくことが必要です。

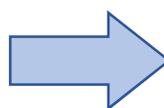
施策方針

- ① 住民が、必要なときにいつでも必要な情報を容易に入手できるよう、様々な情報媒体や方法を活用して迅速かつ適切な情報提供を推進します。
- ② 市と住民などが連携し、住民の間の情報格差をなくすことで、適切にサービスの提供が受けられるよう、総合的な情報提供活動の充実を図ります。

活動指標

① . . .

現状値（2017年度）
XX



目標値（2023年度）
XX

施策体系

3-1 福祉サービスに関する適切な情報提供

(1) 福祉サービスに関する情報の収集と発信

(2) 情報のバリアフリー化とわかりやすい情報の提供

推進施策・事業

3-1-1 (1) 福祉サービスに関する情報の収集と発信

事業名				
事業の概要と現状	今後の方向性	活動指標		主担当課
		実績 2017年度	目標 2023年度	
①福祉サービスに関する情報提供				
住民が適切に福祉サービスを利用できるよう、市や市社協の広報紙やウェブサイトへの掲載、情報誌（小冊子）の配付等により、福祉サービスに関する情報を提供しています。	利用者のニーズや日常的な情報の入手方法に応じ、わかりやすくかつ効果的な情報提供を進めるとともに、直接地域に出向いて情報提供やサービスの利用を働きかけます。	—	—	社会福祉課 障害福祉課 高齢福祉課 子育て支援課 市社協 地区社協
②福祉制度や医療制度に関する情報発信と理解促進				
福祉制度や医療制度は制度改正を繰り返しており、わかりにくいとの声があるため、対象者に対してわかりやすい説明に努め、理解の促進を図っています。	制度の改正については、迅速かつ正確に情報収集を行うとともに、市広報紙や市公式ウェブサイトによる情報提供、説明会の開催等を通じて、理解促進を進めます。	—	—	社会福祉課 障害福祉課 高齢福祉課 国保年金課
③福祉施策をまとめたガイドブックによる情報提供				
本市の福祉施策をまとめた「福祉のあらまし」、「高齢者福祉サービスの概要」、県等の障害者福祉及び戦傷病者福祉施策をまとめた「福祉ガイドブック」を市役所や各福祉センター、地域包括支援センター等の窓口配置するほか、民生委員に配布し、必要な人へ情報が届くようにしています。	適切な情報を提供できるよう、毎年加除修正を行い、引き続き、必要に応じて民生委員などに配布するとともに各窓口配置します。	—	—	社会福祉課 障害福祉課 高齢福祉課

3-1-(2) 情報のバリアフリー化とわかりやすい情報の提供

事業名				
事業の概要と現状	今後の方向性	活動指標		主担当課
		実績 2017年度	目標 2023年度	
①市、市社協公式ウェブサイトの充実				
アクセシビリティに準拠して、視覚障害者や高齢者に配慮した文字拡大などの表示や音声読み上げソフトに対応した表現を用いるなど、誰もが必要な情報に容易にたどり着けるよう、工夫したウェブサイトを作成しています。	各種情報発信ツールを活用し、利用者のニーズを踏まえた、誰にとっても見やすく魅力的なウェブサイトとします。	—	—	秘書課 市社協
②点字、音声による情報提供の推進				
視覚障害者が必要な市政情報を把握できるよう、市広報紙をCD等に録音して、視覚障害者宅へ送付する声の広報発行事業を実施しています。	インターネットの普及等により、市公式ウェブサイトを利用する視覚障害者も増えつつあるため、本事業を継続しつつ、市公式ウェブサイトの充実を図ります。	—	—	障害福祉課
③手話通訳者、要約筆記者派遣事業				
聴覚障害者等への手話通訳者の派遣及び難聴者や中途失聴者への要約筆記者の派遣を行っていますが、手話通訳者や要約筆記者の登録が減少してきています。 なお、障害福祉課窓口には専任の手話通訳者を配置しています。	利用状況を踏まえて現状の制度を継続するとともに、愛知県と連携し手話通訳者、要約筆記者の確保に努め、適切なサービス提供ができる体制の充実を推進していきます。	派遣件数		障害福祉課
		319件	350件	
④外国語版のパンフレットの作成、配布による情報提供				
外国人住民が転入する際に4言語で翻訳した生活ガイドブックを配布し、暮らしに必要な基本的な制度や申請、ごみ出しの方法などについて、多言語で情報提供しています。	生活ガイドブックは、2年おきに改訂していますが（1回に2言語）、全言語で最新の情報が提供できるよう検討するほか、内容の充実を図ります。また、外国人住民の多国籍化への対応を検討します。	—	—	市民協働課

基本施策 3-2

きめ細かな相談支援体制の確立

現状と課題

住み慣れた地域で安心して暮らすには、日常の生活に関わる様々な悩みや困りごとを、身近な地域で気軽に相談できる場や機会があることが重要です。

しかし、高齢者や子育て家庭などが地域で孤立し、その人が抱えている困りごとが市や相談機関に伝わらず、結果的に対応が遅れてしまうという事例が問題となっています。相談窓口を広く住民に周知するとともに、相談機能の充実や身近な地域において早期に気軽に相談できる体制づくりが必要です。

子育てと介護のダブルケア、高齢者とひきこもりの8050問題、さらには子どもの貧困問題など、複雑かつ複合的な社会問題が顕在化してきています。こうした課題に的確かつ迅速に対応するためには、制度ごとに分かれている相談支援機関をつなぎ、包括的に相談支援を進めることのできる体制を構築していくことが必要となっています。

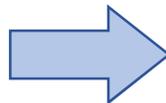
施策方針

- ① 地域における多様な生活課題を把握し対応するため、住民が気軽に相談できる環境づくりを進めるとともに、住民の困りごとを把握できる体制づくりを支援します。
- ② 困りごとを抱えている人が、市の担当窓口や専門機関の相談窓口へ問題が複雑化する前に相談できるよう、相談窓口の周知を図ります。
- ③ 複雑かつ複合的な地域福祉課題にも対応できるように、地域住民の相談を「丸ごと」受け止めることのできる相談支援体制の構築を進めます。

活動指標

① . . .

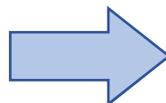
現状値（2017年度）
XX



目標値（2023年度）
XX

② . . .

現状値（2017年度）
XX



目標値（2023年度）
XX

施策体系

3-2 きめ細かな相談支援体制の確立

(1) 地域住民の相談を「丸ごと」受け止める相談支援体制の構築

(2) 地域での身近な困りごとの相談支援体制の促進

(3) 専門的な相談支援体制の充実と周知

推進施策・事業

3-2-(1) 地域住民の相談を「丸ごと」受け止める相談支援体制の構築

事業名				
事業の概要と現状	今後の方向性	活動指標		主担当課
		実績 2017年度	目標 2023年度	
①包括的な相談支援体制の整備【新規】				
子育てと介護（ダブルケア）や高齢者とひきこもり（8050問題）など、複雑かつ複合的な福祉課題に的確に対処していくことが求められています。制度ごとに分かれている相談支援機関をつなぎ、包括的な相談支援体制を構築する必要があります。	相談支援を包括的に扱うための組織体制を検討し、住民に身近な圏域において包括的に相談できる窓口（仮称・福祉丸ごと相談窓口）の設置を検討していきます。	—	—	社会福祉課
②市社協の相談支援体制の整備・充実				
市社協では、介護保険法や障害者総合支援法、児童福祉法に基づく相談業務を事業者として行うほか、生活困窮者への貸付け相談やボランティア相談、心配ごと相談、子ども生活相談、制度の狭間にある人に対応するふれあいサービスセンターなど、多様な相談窓口を設置し、総合的に対応しています。	福祉に関する相談支援体制の整備を市と一体的に進めるとともに、市の専門相談窓口や他の民間の相談業務を行う事業者との連携を一層強化して、複雑かつ複合的な課題を持った人にも迅速に対応できる市社協の相談支援体制づくりに努めます。	—	—	市社協

3-2-(2) 地域での身近な困りごとの相談支援体制の促進

事業名				
事業の概要と現状	今後の方向性	活動指標		主担当課
		実績 2017年度	目標 2023年度	
①町内福祉委員会での相談支援活動の支援				
町内福祉委員会が実施する地域見守り活動やサロン活動を通じて、住民の困りごとを確認し、解決に向けて地域のなかで話し合うとともに、適切な相談窓口や関係機関につなげるよう支援しています。	地域の要支援者等の実態把握や声かけをしながら、関係機関との連携体制を強化できるよう支援します。把握した困りごとを相談しやすいよう、町内福祉委員会の体制や環境整備を支援します。	地域見守り活動を実施している町内福祉委員会数 76 町内福祉委員会	全 町内福祉委員会	市社協 地区社協
②民生委員・児童委員活動の住民への周知と活動支援				
身近な相談相手として民生委員の存在や役割を住民に周知するために、市や市社協、地区社協の広報紙を活用して、民生委員・児童委員の活動を定期的に紹介しています。	今後も広報紙などを通じて周知を図るとともに、相談を受けた民生委員・児童委員が専門機関と連携しやすい環境づくりに努めます。	—	—	社会福祉課 地区社協 市社協
③地域ケア体制の推進				
市、地域包括支援センター、基幹相談支援センター、地区社協、福祉センターなどで協議し、高齢者、障害のある人の基本的な支援体制について、それぞれの機関の役割を明確化しています。また、地域包括支援センター、地区社協で定期的に会議を開催し、地域ニーズの確認及び対応方法について検討しています。障害のある人が関係する場合など必要に応じて、基幹相談支援センターも参加しています。	専門機関と住民が連携し、個別の問題と地域の課題を話し合うとともに、予防的観点も視野に入れた地域ケア会議の開催を検討します。また、介護、医療、保健、介護予防という専門的なサービスと、その前提としての住まいとインフォーマルな生活支援を、どのように連携させるかを検討します。さらに、社会福祉を目的とする多様なサービスの振興・参入を促進し、民間サービスと公的サービスの連携による官民協働についても検討を進めます。	—	—	高齢福祉課 障害福祉課 市社協 地区社協

3-2-(3) 専門的な相談支援体制の充実と周知

事業名				
事業の概要と現状	今後の方向性	活動指標		主担当課
		実績 2017年度	目標 2023年度	
①高齢者の相談窓口の周知と充実				
すべての中学校区に高齢者の生活を支える相談機関としての地域包括支援センターを設置しています。地域住民に地域包括支援センターを知ってもらえるよう町内福祉委員会等での周知や市広報での情報提供を行っています。	高齢者はもとよりその家族に対して地域包括支援センターを理解していただくよう周知活動を行います。また、高齢者やその家族の支援のためのスキルアップ、関係機関との関係づくりを深め、相談・支援体制の強化を図ります。	—	—	高齢福祉課 市社協
②障害のある人の相談窓口の周知と充実				
市の指定を受けた相談支援事業所が障害児者の相談に対応しており、障害福祉サービス利用者全員に相談支援専門員が対応する体制が整っています。また、基幹相談支援センターによる相談支援員への研修等を実施し、相談支援員のスキルの充実を図っています。	相談支援事業所とその総合的な支援を行う基幹相談支援センターによる相談支援ネットワークを構築し、情報の共有、適切なサービス提供、地域資源の活用を図り、一人ひとりが適切な福祉サービスを受けられるための相談支援体制の確保に努めます。	7 事業所	8 事業所	障害福祉課 子ども発達支援課 市社協
③健康に関する相談窓口の開設				
健康に不安のある人に対する相談の機会を提供するため、保健センターで保健師や管理栄養士、歯科衛生士等が面接、電話で健康に関する相談に応じています。	不安を一人で抱え込まずに気軽に相談できるよう、相談の機会を確保します。	—	—	健康推進課

事業名				
事業の概要と現状	今後の方向性	活動指標		主担当課
		実績 2017年度	目標 2023年度	
④子育てに関する相談窓口の周知と充実				
保健センターで保健師等による妊娠中からの相談を行うほか、子育ての総合支援施設「あんぱ〜く」や子育て支援センターにおいて子育ての相談に幅広く対応しています（子育て世代包括支援センター機能）。また、教育センターでは、社会教育指導員や臨床心理士による教育相談を行っています。	関係機関の相談窓口と連携を図るとともに、ママフレ（育児を応援する行政サービスガイド）や子育て支援情報紙などを通じて相談窓口や方法などの周知を図ります。また、不安を一人で抱え込まずに気軽に相談できるよう、相談の機会を確保します。	—	—	子育て支援課 子ども発達支援課 学校教育課 健康推進課
⑤ひとり親家庭の相談窓口の周知と充実				
ひとり親家庭を対象に、生活の安定や就労、家庭や子育ての相談など、生活全般の相談、指導を実施しています。	ひとり親家庭の自立支援として、就業を含めた生活全般にわたる相談、指導を行うとともに、定期的な市広報紙への掲載を行い、相談窓口の周知を図ります。	—	—	子育て支援課
⑥ドメスティックバイオレンス（DV）の相談窓口の周知と充実				
市民相談、子育て相談、女性相談等の様々な相談事業のなかで、DVに関する相談にも応じています。DV 庁内連絡会を開催し、関係課間で情報共有を図り、支援にあたっています。	不安を一人で抱え込まずに気軽に相談できるよう、幅広く相談の機会を確保します。DV 庁内連絡会を開催して庁内での情報共有を図りつつ、関連機関や団体との連携強化を進め、自立に向けた継続的な支援につなげます。	—	—	市民協働課 市民課 子育て支援課

事業名				
事業の概要と現状	今後の方向性	活動指標		主担当課
		実績 2017年度	目標 2023年度	
⑦生活困窮者の相談窓口の周知と充実【新規】				
就労および心身、地域社会との関係等の事情による生活困窮者の相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、個々の状態にあったプランを作成し、必要な支援を行っています。	生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対する自立相談支援事業を継続して実施します。 対象となる生活困難者に対して相談窓口の周知を図っていきます。	—	—	社会福祉課
⑧犯罪をした者等への社会復帰支援を行う各団体への支援【新規】				
経験豊富な保護司が常駐し、保護司の処遇活動に対する支援や関係機関との連携、更生保護活動に関する情報提供を行っている更生保護サポートセンターの設置、運営を支援しています。	犯罪をした者等の相談を受ける保護司会や更生保護女性会、協力雇用主会、BBS会など更生保護ボランティアの活動の支援を行うとともに、各団体の連携強化も支援していきます。	—	—	社会福祉課

基本施策 3-3

公的な福祉サービスの充実

現状と課題

子どもの保育サービスから高齢者の介護サービスまで、地域で安心して暮らすために、様々な場面で福祉サービスが利用されています。

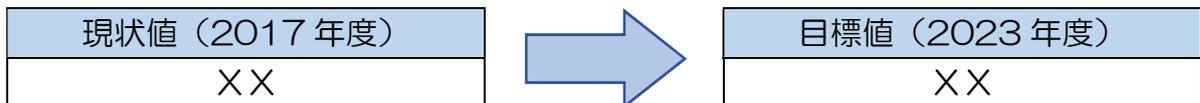
福祉の考え方、仕組みは変化していますが、依然、公的サービスの果たす役割は大きく、市は住民や福祉事業者との連携のもと、適切なサービスを提供し、子どもから高齢者まで地域のなかで必要なサービスを選択できることが重要です。

施策方針

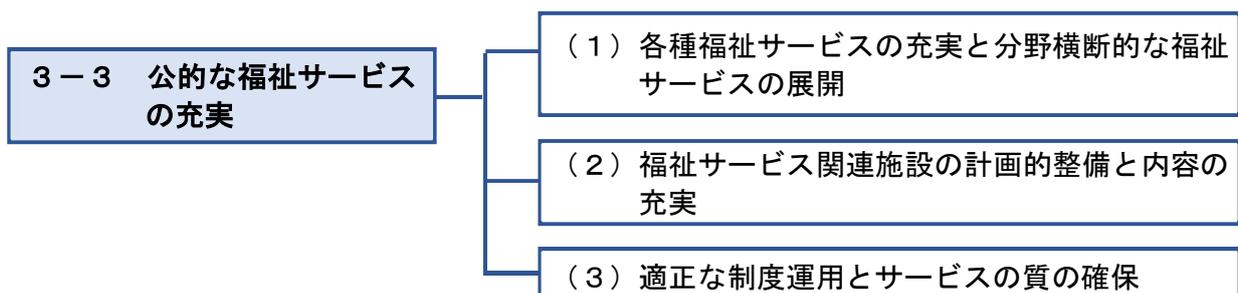
- ① 福祉サービスの利用者が、自分に適したサービスを選択して受けることができるよう、高齢者福祉や障害のある人への自立支援、子育て支援、健康増進など、それぞれの分野にわたる公的サービスについて個別計画に基づき充実を図ります。
- ② 利用者の支援や生活の質の向上につなげていくために、高齢者、障害者、子ども・子育て支援等の福祉サービスの分野横断的な展開について検討を進めます。
- ③ 福祉サービス利用者が、福祉事業者と対等な立場でサービスを選択し契約できるよう、苦情解決への対応や福祉事業者の指導、評価体制の充実を図ります。

活動指標

① . . .



施策体系



推進施策・事業

3-3-(1) 各種福祉サービスの充実と分野横断的な福祉サービスの展開

事業名				
事業の概要と現状	今後の方向性	活動指標		主担当課
		実績 2017年度	目標 2023年度	
①高齢者に対する福祉サービスの充実				
<p>高齢者に対しては、福祉用具の給付・貸出や生活支援をはじめとする在宅福祉サービスを実施しています。</p> <p>また、介護が必要な状態になったときには、介護保険による在宅サービス、施設サービス、地域密着型サービス等が利用できます。</p> <p>なお、平成29年4月より介護予防・日常生活支援総合事業が開始されました。この制度の周知と利用促進を図ることが必要です。</p>	<p>高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい生活を継続することができるようにするため、また、自らの選択に基づき、適切なサービスが利用できるよう、福祉サービスの充実を図ります。</p> <p>介護保険制度に基づく生活支援サービスと、地域住民の助け合い・支え合いによる生活支援が補完し合う体制を構築し、全体として高齢者に対する福祉サービスの向上につながるよう努めます。</p>	—	—	高齢福祉課
②障害のある人に対する福祉サービスの充実				
<p>障害のある人が地域で暮らし続けられるよう、障害のある人の居宅介護や通所施設等のサービスを提供しています。</p> <p>なお、国が定める事業のほか、市独自で行える日中一時支援事業や移動支援事業などのサービスの提供もしています。</p>	<p>障害に関する理解を深め、障害のある人が地域で暮らし続けられるような社会づくりを推進します。また、就労支援等の自立生活に向けた支援につながるよう努めます。</p>	—	—	障害福祉課
③子ども、子育てに対する福祉サービスの充実				
<p>子ども・子育て支援事業計画（2015～19）に基づき、各種保育サービスや子育て支援施策を推進しています。</p>	<p>保育や子育て支援のニーズ、また、社会情勢の変化に合わせ、次期子ども・子育て支援事業計画を策定し、事業者、学校、市民等と連携を図りながら、子育て支援の充実を図ります。</p>	—	—	子育て支援課 保育課

事業名				
事業の概要と現状	今後の方向性	活動指標		主担当課
		実績 2017年度	目標 2023年度	
④介護予防事業の充実				
高齢者の生活機能の向上と、それによる一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組を支援することで、一人ひとりの生活の質（QOL）の向上を目的に、福祉センター並びに町内会等で介護予防講座等を開催しています。	より多くの高齢者等が介護予防に取り組めるよう、町内会や専門機関と連携し、福祉センターにおいて介護予防事業の充実を図ります。 また、参加者が介護予防活動支援者となれるよう意識啓発に努めます。	介護予防事業 参加者数・講座数		高齢福祉課 市社協
		なつかし 学級 延6,046人	なつかし 学級 延6,300人	
		スッキリ☆ しゃっきり 健康体操 延9,385人	すっきり・ しゃっきり 健康教室 延9,500人	
		—	介護予防 講座数 20講座	
⑤家族介護者に対する支援の充実				
要介護者が居宅で自立した日常生活を営むために、過度な負担を抱えがちな家族介護者に対して、介護人手当を支給しています。	家族介護者の身体的、精神的負担の軽減が図られるよう、制度の継続・充実を図ります。 また、なお一層の制度の周知を行い、必要としている家族介護者への手当給付の徹底を目指します。	介護人手当受給者数		高齢福祉課
		介護人手当 受給者数 420人	介護人手当 受給者数 480人	
⑥分野横断的な福祉サービスの展開【新規】				
現在の福祉制度はこれまで対象者ごとに整備され、それぞれの福祉サービスの充実を図っていきことが求められてきました。 その一方で、福祉ニーズが多様化、複雑化しており、従来の対象者ごとの枠組みでは適切な支援・サービスを提供できないといった懸念が生じています。	高齢者、障害者、子ども、生活困窮者等に対する福祉サービスを総合的に提供したり、対象者やその世帯の状況に応じて複数の分野の福祉サービスを組み合わせたりするなど、分野横断的な福祉サービスの展開について、関連部署間の協議を必要に応じて実施していきます。	—	—	社会福祉課 障害福祉課 高齢福祉課 子育て支援課 子ども発達支援課 健康推進課 市社協

3-3-(2) 福祉サービス関連施設の計画的整備と内容の充実

事業名				
事業の概要と現状	今後の方向性	活動指標		主担当課
		実績 2017年度	目標 2023年度	
①高齢者福祉施設の整備				
介護保険事業計画に基づき、特別養護老人ホーム1箇所、地域密着型特別養護老人ホーム1箇所、認知症高齢者グループホーム2箇所、地域密着型特定施設1箇所、小規模多機能型居宅介護施設1箇所、看護小規模多機能型居宅介護施設1箇所の整備を進めました。	介護保険事業計画に基づき、特別養護老人ホーム1箇所、地域密着型特別養護老人ホーム1箇所、グループホーム2箇所、地域密着型特定施設1箇所を整備していきます。	—	—	高齢福祉課
②障害者福祉施設の整備				
長期入院及び施設入所から地域生活へ移行(地域移行促進)する障害のある人などの地域生活の場として、グループホームの役割が重要となっています。グループホームの建設費の一部補助を行い、施設整備を促進してきました。	施設整備補助事業を継続し、今後も福祉事業者等の開設を支援していきます。	—	—	障害福祉課
③保育園の整備				
平成26年度に整備計画を策定し、これに基づき平成28年度、30年度に各1園の改築工事が完了しました。また、中規模改修工事を平成28年度に1園、平成29年度、30年度に各2園実施しました。	安全で安心な保育環境の維持、向上を図るため、園舎の状況や保育ニーズなどを考慮しながら、整備計画に基づき、効率的かつ効果的な施設整備を計画的に実施します。	—	—	子育て支援課 保育課
④児童クラブの整備				
昼間、保護者が就労等で家庭にいない小学校児童を預かり、遊びや生活をする場として児童クラブを設置し、児童の健全育成を図ってきました。	子ども・子育て支援策として小学校6年生までの学年拡大をおこなってきました。今後、入会希望者が多い児童クラブについては、児童クラブ施設、支援員の確保を図っていきます。	—	—	子育て支援課

事業名				
事業の概要と現状	今後の方向性	活動指標		主担当課
		実績 2017年度	目標 2023年度	
⑤福祉人材の確保【新規】				
<p>少子高齢社会を迎え、福祉ニーズは多様化・高度化しており、今後も介護や保育分野の人材需要は高まるものと見込まれます。</p> <p>一方、全産業で人材確保が困難な状況にある中で、福祉人材の確保が大きな問題となっています。</p>	<p>介護や保育の福祉サービスを提供する事業所に興味のある人の発掘、働きたい方と事業所とのマッチング、就労支援、定着支援等、福祉人材の確保に向けた支援策を検討し、推進していきます。</p>	—	—	<p>障害福祉課 高齢福祉課 子育て支援課 保育課</p>
⑥共生型サービスの推進に向けた支援【新規】				
<p>介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスが位置づけられました。</p> <p>サービス利用者の実情に合わせて共生型サービスの普及・推進、サービスの質の担保を図る必要があります。</p>	<p>共生型サービスの普及・推進に向けて、共生型サービスに関する情報提供等の実施を進めます。</p>	—	—	<p>障害福祉課 高齢福祉課</p>

3-3-(3) 適正な制度運用とサービスの質の確保

事業名				
事業の概要と現状	今後の方向性	活動指標		主担当課
		実績 2017年度	目標 2023年度	
①福祉事業者による苦情相談制度の周知徹底				
<p>介護保険法、障害者総合支援法ともに、利用者の苦情に対して適切に対応するため、福祉事業者は自ら苦情相談窓口を設置し、その解決にあたるのが義務づけられています。市が指定申請先であるものは、申請受付時に指導をしています。</p> <p>事業所は苦情相談窓口を掲示するなどして利用者に対する周知を図っています。</p>	<p>利用者の権利を守り、福祉サービスが適切に利用することができるよう、利用者等に対し苦情解決制度や苦情相談窓口の周知徹底を図ります。</p> <p>また、利用者等からの苦情や事故報告の情報に基づき、実地指導を行います。</p>	—	—	<p>障害福祉課 高齢福祉課</p>

事業名				
事業の概要と現状	今後の方向性	活動指標		主担当課
		実績 2017年度	目標 2023年度	
②県運営適正化委員会制度などの適正な運用				
利用者福祉事業者との間で解決できない苦情に関しては、市で受け付けるほか、介護保険では「愛知県国民健康保険団体連合会」、その他のサービスでは「愛知県運営適正化委員会」の活用を図っています。	利用者福祉事業者の現状把握を行うとともに、引き続き、実地指導の際に苦情について確認を行います。また、苦情につながる恐れのある事例については県などの相談窓口へ報告します。	—	—	障害福祉課 高齢福祉課
③保育園における苦情解決制度の周知と適正な運用				
苦情意見対応マニュアルを作成するとともに、第三者による苦情解決委員を委嘱し、苦情解決の体制を整備しています。	各園の掲示板などにおいて苦情解決の体制や制度の利用方法を紹介することにより、保護者への十分な周知を図ります。	—	—	保育課
④福祉事業者の第三者評価、自己評価の促進				
利用者への良質かつ適正なサービスの提供と利用者が適切にサービスを選択できるよう、福祉事業者へ第三者評価と自己評価の実施を働きかけています。 なお、事業所アンケート調査によると、「第三者評価事業を利用している」は全体の1割程度となっています。	民間の福祉事業者に対しては、情報開示や第三者評価と自己評価による開かれた事業運営を働きかけます。また、公立の保育園については、第三者評価の受審を勧めるほか、法令や利用者ニーズを踏まえた情報開示を行い、開かれた事業運営に取り組めます。	—	—	障害福祉課 高齢福祉課 保育課
⑤福祉人材の確保（基本施策3-3-(2)-⑤の再掲）P ■				
⑥共生型サービスの推進に向けた支援（基本施策3-3-(2)-⑥の再掲）P ■				

**基本施策
3-4****セーフティネットの整備****現状と課題**

疾病等により一時的に生活費などに困る人もいるため、こうした世帯の更生と経済的自立を助長するための資金の貸付けを行っています。また、認知症など判断力の低下に伴って、日常生活を営むことが困難になった人が不利益を被るのを防止し、権利を守るため、日常生活自立支援事業と成年後見制度が整備されています。しかし、これらの制度について、一般的に十分に浸透している状況とは言えません。

増加している子どもや高齢者などに対する虐待、夫婦や恋人間でのDVなど、従来の支援だけでは対応が難しい事例が顕在化しています。そのため、本市においては、各種の虐待やDV等に対応できる体制として虐待等防止地域協議会を設置し、関係部局及び関係機関での情報の共有化と連携を図るとともに、総合的な支援体制づくりに努めています。

また、ひとり暮らし高齢者などへの支援については、町内福祉委員会による見守り活動だけでなく、福祉電話や老人クラブによる友愛訪問などの見守り活動を実施しています。また、ひとり親家庭で、親の疾病や冠婚葬祭などのため一時的に日常生活を営むのに支障がある世帯に対して、家事援助等を行う家庭生活支援員を派遣しています。

加えて、自殺対策基本法に基づき包括的な自殺対策の取り組みを展開していくことが求められています。地域福祉施策と連携して自殺対策に向けた取組を展開していく必要があります。

施策方針

- ① 一時的に生活資金などに困っている世帯の更生と経済的自立を助長するため、資金の貸付けを行うとともに、生活困窮者自立支援制度を踏まえ、生活困窮者への相談支援をより一層推進します。
- ② 判断能力が十分ではない人が増え続けていくなかで、できる限り本人の意思を尊重しつつ住み慣れた地域で暮らしていけるよう、日常生活自立支援事業と成年後見制度を周知し、活用を促進します。
- ③ 虐待やDV、いじめなどを許さない地域であることを周知するとともに、支援や見守りができる環境づくりを目指します。
- ④ 住民や福祉事業者、医療機関などと協力し、各種の虐待の通報や情報が市や専門機関に速やかに伝わるよう、連絡体制の強化を図ります。
- ⑤ ひとり暮らし高齢者の孤立防止のための事業を実施します。また、公営住宅に居住するひとり暮らし高齢者などに対しては、活動者の負担軽減を含めて安否確認等

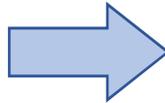
を行う仕組みを検討します。

- ⑥ ひとり親家庭が必要とする日常生活の支援を推進します。
- ⑦ 自殺対策計画に基づき、自殺対策に向けた取組を展開します。

活動指標

① . . .

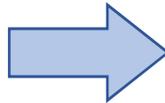
現状値 (2017年度)
XX



目標値 (2023年度)
XX

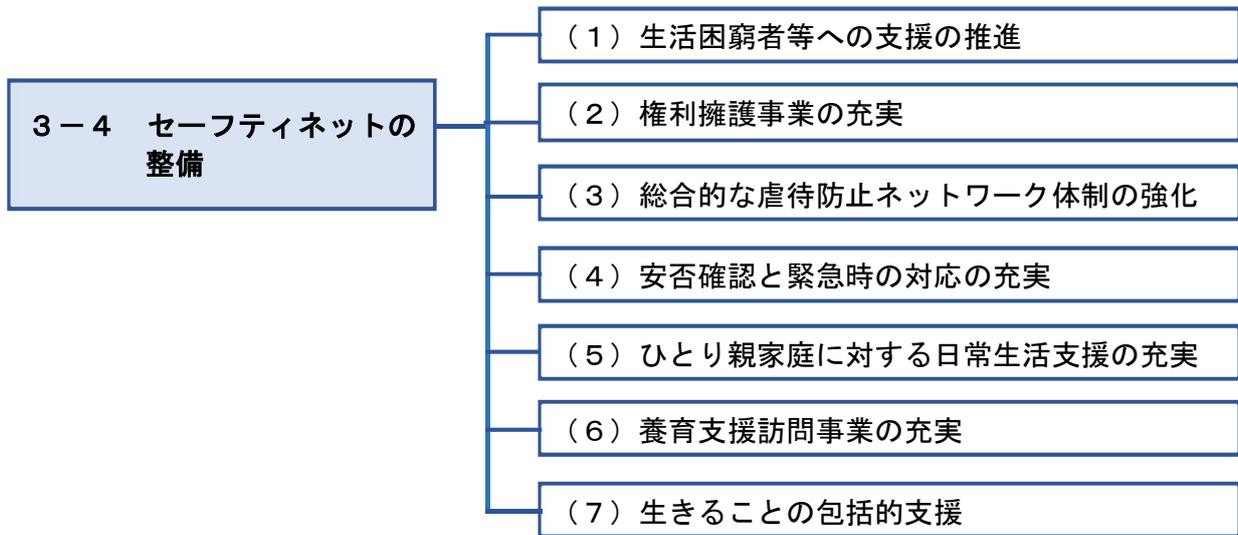
② . . .

現状値 (2017年度)
XX



目標値 (2023年度)
XX

施策体系



推進施策・事業

3-4-(1) 生活困窮者等への支援の推進

事業名				
事業の概要と現状	今後の方向性	活動指標		主担当課
		実績 2017年度	目標 2023年度	
①生活困窮者の相談窓口の周知と充実（基本施策3-2-(3)-⑦の再掲）P■				
②居住に課題を抱える者への支援【新規】				
<p>離職などにより住居を失った方、または失うおそれの高い方に、就職活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給する住宅確保給付金の制度があります。</p> <p>また、住居をもたない生活困窮者に対して、一定期間、宿泊場所を提供する一時生活支援事業があります。</p>	<p>住居に課題を抱える生活困窮者に対して、制度を活用して住居の確保を支援します。</p> <p>生活の土台となる住居を確保したうえで、就労に向けた支援につなげます。</p>	—	—	社会福祉課
③就労に困難を抱える者への支援（基本施策1-4-(2)-④の再掲）P■				
④貸付制度の周知及び相談支援				
<p>市では、愛知県が実施主体である修学資金等を貸付けする母子寡婦福祉資金貸付制度を運用しています。</p> <p>市社協では、不測の事態により一時的に困窮した世帯に対して生活資金を貸付ける善意銀行貸付制度、愛知県社会福祉協議会が実施主体である生活福祉資金貸付制度を運用しています。</p>	<p>制度を周知するとともに、対象者世帯に対して、相談援助とあわせて必要に応じた資金貸付を行います。</p>	市社協広報紙 掲載回数		子育て支援課 市社協
		1回	1回	

3-4-(2) 権利擁護事業の充実

事業名				
事業の概要と現状	今後の方向性	活動指標		主担当課
		実績 2017年度	目標 2023年度	
①日常生活自立支援事業の周知と利用支援				
日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、判断、意思表示を本人のみでは適切に行うことが困難な認知症高齢者、知的障害者、精神障害者などに対して、福祉サービス利用の手続等の援助、年金や福祉手当の受領の手続などの日常的金銭管理サービス、預貯金の通帳や契約書類の預かりサービスなどを行っています。	制度の正確な理解の定着を図ります。 成年後見制度の利用への円滑な支援の移行をするため、関係機関との連携を強化します。	—	—	障害福祉課 高齢福祉課 市社協
②成年後見制度の周知と利用支援				
判断能力が不十分のため、財産管理や契約行為などが困難な認知症高齢者や知的障害者、精神障害者などに対して、本人の財産や権利を守るため、これらの行為を行う後見人等を定める制度です。 また、市社協では、親族等がおらず後見人等となる人がいない低所得者等を対象に、法人として後見人等を受任しています。	認知症高齢者等が増加するとともに、「施設から地域へ」の政策転換のもと、知的・精神障害者の地域生活への移行が進むことが予想され、成年後見制度利用のニーズが高まることが見込まれます。 このため、必要な人が制度を利用できるよう、広報への掲載等による制度周知を進めます。 なお、親族がない場合など必要に応じ、市長申立てや低所得者等への報酬助成・法人後見受任の実施により、成年後見制度の利用支援を図ります。 また、引き続き、本人、家族や地域住民・団体が適切に制度を利用できるよう、関係機関と連携を図りながら、相談支援体制の充実に努めます。	—	—	障害福祉課 高齢福祉課 市社協

3-4-(3) 総合的な虐待防止ネットワーク体制の強化

事業名				
事業の概要と現状	今後の方向性	活動指標		主担当課
		実績 2017年度	目標 2023年度	
①虐待等防止地域協議会を中心とした取組の強化				
虐待等防止地域協議会は、児童虐待に加え、高齢者虐待、障害者虐待、DVも含めた虐待及び家庭内暴力の問題について、住民及び関係機関と連携し、虐待等の発生の防止、虐待等を受けた者及びその家族の適切な保護並びにこれらの者に対する支援体制について協議するために設置されています。	今後とも関係機関と連携を強化して、情報の共有、役割の明確化を図るとともに、虐待の発生予防や早期発見、見守りを行います。 また、地域と連携した虐待防止のための啓発活動を実施します。 加えて、虐待を行った者を養護者又は保護者として支援していくことについても検討し対応策を講じていきます。	—	—	子育て支援課 社会福祉課 障害福祉課 高齢福祉課 市民協働課
②子どもを守るための家庭、学校、地域等の連携の推進				
地域の中で子どもたちの安全を守り、健やかに育むため、いじめ問題などを含む様々な課題に対して、家庭と学校だけでなく、民生委員・児童委員等の地域で見守る支援者なども含め、連携しています。	虐待やいじめを許さない地域づくりを進めるため、引き続き、家庭と学校だけでなく、地域が一体となり、地域における居場所づくり、世代間交流の場づくりなどを進めます。 また、継続した勉強会を行うことで、見守り活動の人材育成に努めます。	—	—	子育て支援課 保育課 学校教育課 社会福祉課
③住民や福祉事業者に対する虐待などの防止に向けた広報啓発活動の推進				
児童、高齢者、障害のある人などの虐待防止に関する法律も踏まえて、通告の重要性や防止の呼びかけを、市広報紙、市公式ウェブサイト、チラシを活用して行っています。 しかし、平成28年に実施した市民アンケートによると、どこにも相談しなかった市民が過半数を占めています。	虐待の防止に努めるとともに、虐待の早期発見、通告の重要性を周知するために、街頭啓発やリーフレットの作成、民生委員・児童委員や関係機関職員の研修会などを開催します。 また、より効果的な啓発方法について検討します。	—	—	子育て支援課 社会福祉課 障害福祉課 高齢福祉課 市民協働課

3-4-(4) 安否確認と緊急時の対応の充実

事業名				
事業の概要と現状	今後の方向性	活動指標		主担当課
		実績 2017年度	目標 2023年度	
①高齢者孤立防止事業の推進				
<p>福祉電話や友愛訪問活動、緊急通報システム、給食サービスなどを実施し、ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯などの安否確認を行うとともに、孤立防止を図っています。</p> <p>福祉電話、友愛訪問、給食サービスなどの第三者が直接接する事業の利用は減少する傾向にあり、緊急通報システムといった第三者が直接接をしないサービスの利用が増えています。</p> <p>また、民間事業者との見守り事業者ネットワーク事業の協定を締結しています。</p>	<p>事業の重要度が増していくため、民生委員等を通じて、対象者となる方への制度の周知及び利用促進を図ります。</p> <p>安否確認で異変の疑いがある場合には、適切かつ速やかに対応できるよう、関係機関と連携し対応するほか、より多くの民間事業者と高齢者見守り事業者ネットワークによる協定を締結し、より細やかな見守り体制を築きます。</p>	利用者数		高齡福祉課
		福祉電話 190人	福祉電話 220人	
		友愛訪問 233人	友愛訪問 255人	
		緊急通報システム 436人	緊急通報システム 495人	
		給食サービス 555人	給食サービス 660人	
②ICTを活用した安否確認システムの調査研究【新規】				
ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯などの安否確認については、福祉電話、緊急通報装置、給食サービスなどの事業に取り組んでいますが、ICTを活用した様々な安否確認システムが開発されてきており、これらの効果的な活用について調査・研究を進める必要があります。	ICTを利用した安否確認システムについて、先進事例等を参考に、より良い方法を検討し、普及を促していきます。	—	—	高齡福祉課

3-4-(5) ひとり親家庭に対する日常生活支援の充実

事業名				
事業の概要と現状	今後の方向性	活動指標		主担当課
		実績 2017年度	目標 2023年度	
①家庭生活支援員の派遣				
ひとり親家庭において、疾病等生活環境の激変等の事由により、一時的に日常生活に支障が生じた場合に、家庭生活支援員を派遣し、生活の安定を図っています。	児童扶養手当等申請時に本事業が掲載されている「ひとり親福祉のパンフレット」を配布するなど、制度の周知を図り、生活に支障がある家庭に支援が届くよう努めます。	—	—	子育て支援課

3-4-(6) 養育支援訪問事業の充実

事業名				
事業の概要と現状	今後の方向性	活動指標		主担当課
		実績 2017年度	目標 2023年度	
①家事支援員の派遣（産後の養育支援訪問事業）				
産後2か月までの乳児がいる核家族で、昼間に養育者の援助をする者がいない家庭への支援として、支援員を派遣し家事・育児支援を行っています。	支援が必要な家庭に対して、必要に応じて支援員を派遣します。	—	—	子育て支援課
②保健師等による訪問支援の充実				
若年の妊娠、望まない妊娠等により、妊娠期から継続的に支援を必要とする家庭、出産後概ね1年までの養育者が育児ストレス、産後うつ状態等を抱える家庭に訪問し、適切な養育の確保を図っています。	妊娠期からリスクのある妊婦への支援を保健師や保育士等が積極的に行うことで、出産後の支援につなげ、安心して子どもの養育ができる環境を整えることができます。	—	—	子育て支援課 健康推進課

3-4-(7) 生きることの包括的支援

事業名				
事業の概要と現状	今後の方向性	活動指標		主担当課
		実績 2017年度	目標 2023年度	
①自殺対策に向けた取組の強化【新規】				
自殺対策基本法において、地方自治体には地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有すると定められました。 地域の多様な関係者の連携・協力を確保しつつ総合的な自殺対策を推進することが求められています。	自殺対策計画に基づき、「誰もが自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、生きることの促進要因への支援などの取り組みを展開します。	自殺死亡率 (人口10万対)		健康推進課
		15.7 (2015年)	14.0	

基本施策 3-5

保健、医療、福祉と地域との連携の強化

現状と課題

ひとつの分野だけでは解決できない課題が多くなってきているため、保健や医療、福祉の関係機関のより密接な連携が必要となっています。

特に高齢者福祉においては、保健や医療分野との連携が必要です。本市では、地域包括支援センターが中心となって関係機関の調整を図っていますが、連携体制の構築はまだ十分とはいえない状況です。

専門機関と福祉事業者の連携によって、個々の状況に応じた適切なサービスの提供を行えるよう、総合的で多面的な支援体制の整備を促進することが必要です。

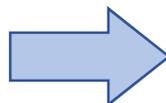
施策方針

- ① 保健や医療、福祉の各関係機関の連携を図り、地域における総合的な支援体制を整備します。
- ② 早期療育への支援体制の充実を図るため、療育担当者会や関係機関同士の情報交換会の開催、臨床心理士の参加による相談内容、状況等の報告を行い、連携を図っていきます。
- ③ 地域において様々な生活課題を抱えている者を包括的に支援していくため、保健や医療、福祉にかかわる市内の関係部局の連携体制を強化していきます。

活動指標

① . . .

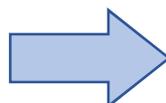
現状値（2017年度）
XX



目標値（2023年度）
XX

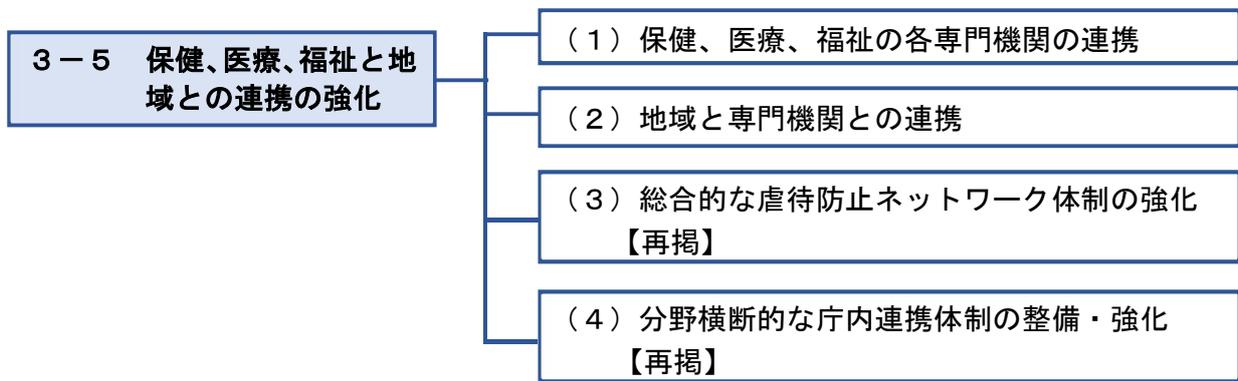
② . . .

現状値（2017年度）
XX



目標値（2023年度）
XX

施策体系



推進施策・事業

3-5-(1) 保健、医療、福祉の各専門機関の連携

事業名				
事業の概要と現状	今後の方向性	活動指標		主担当課
		実績 2017年度	目標 2023年度	
①高齢者に対する総合的な支援体制の確立				
高齢者が可能な範囲で在宅での生活を継続できるよう、地域包括支援センターによる地域ケア会議を開催しています。 必要に応じ、地域住民、医師等多職種が集まった地域ケア個別会議を開催しています。	地域住民、専門職を含めた地域ケア会議の開催を継続するとともに、その対象者の拡大に向けた検討を行います。	—	—	高齢福祉課
②早期療育に向けた支援体制の確立				
教育センター、療育センター、サルビア学園、特別支援学校等、12の関係機関による療育関係機関連絡会を毎年2回開催し、関係機関の情報共有と連携を図っています。	参加団体の見直しを含めて、関係機関と役割分担の明確化、連携の強化に努めるとともに、ライフステージに応じた適切な支援体制の構築を目指します。	—	—	保育課 子ども発達支援課

事業名				
事業の概要と現状	今後の方向性	活動指標		主担当課
		実績 2017年度	目標 2023年度	
③自立支援協議会を通じた事業者間の連携の促進				
自立支援協議会は、相談支援事業を始めとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として設置され、社会資源の開発や改善などについて情報を共有しています。同協議会の中に部会を設置し、市内でサービス提供する福祉事業者が、分野ごとに連携や支援のあり方について定期的に協議するとともに、必要に応じて特別支援学校など教育機関との連携を図っています。	関係機関が相互に連携を図ることにより、地域における障害のある人への支援体制について情報を共有し、連携の強化を図ります。	—	—	障害福祉課

3-5-(2) 地域と専門機関との連携

事業名				
事業の概要と現状	今後の方向性	活動指標		主担当課
		実績 2017年度	目標 2023年度	
①地域ケア体制の推進（3-2-(2)-③の再掲）P■				
②障害者が地域で暮らすための専門機関と地域との連携の推進【新規】				
障害者等の重度化・高齢化や「親なき後」に備えるとともに、地域移行を進めるため、「地域生活支援拠点等」を整備し、障害者が地域で安心して生活できるよう支援しています。	病院や施設から地域生活への移行や親元からの自立にあたって、障害福祉サービスの利用や一人暮らしを体験する機会・場の提供を検討します。 医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や人材の養成を行っていきます。地域生活支援拠点等と地域包括支援センターや病院等との連携を推進します。	—	—	障害福祉課

3-5-(3) 総合的な虐待防止ネットワーク体制の強化（再掲）

事業名				
事業の概要と現状	今後の方向性	活動指標		主担当課
		実績 2017年度	目標 2023年度	
①虐待等防止地域協議会を中心とした取組の強化（3-4-(3)-①の再掲） P ■				
②子どもを守るための家庭、学校、地域等の連携の推進（3-4-(3)-②の再掲） P ■				
③住民や福祉事業者に対する虐待などの防止に向けた広報啓発活動の推進 （3-4-(3)-③の再掲） P ■				

3-5-(4) 分野横断的な庁内連携体制の整備・強化（再掲）

事業名				
事業の概要と現状	今後の方向性	活動指標		主担当課
		実績 2017年度	目標 2023年度	
①包括的な相談支援体制の整備（3-2-(1)-①の再掲） P ■				
②分野横断的な福祉サービスの展開（3-3-(1)-⑥の再掲） P ■				

基本施策 3-6

高齢者や障害のある人の自立を支える都市環境等の整備や 移動手段の充実

現状と課題

誰もが住みなれた家庭や地域で安心して暮らすには、自由に移動できることが必要です。しかし、車いすなどを利用している人にとって、段差や階段などは本人の自由な移動を制約します。

このため、本市では、様々な人が利用する公共施設において、段差の解消、スロープやエレベーター、多目的トイレ等の設置に努め、誰にでも利用しやすい施設整備を積極的に推進するとともに、これらを解消するための自宅のリフォームについても支援しています。

また、道路の段差の解消やあんくるバスのバリアフリー化など、移動時における制約の解消にも努めています。その他、鉄道事業者に対して駅舎にエレベーターの設置要請をするなど、民間施設においてもバリアフリー化の推進を促すほか、駅前広場などの公共空間の整備を進めています。

今後も、年齢や障害の有無に関わらず、すべての人にやさしいまちづくりを、引き続き進める必要があります。

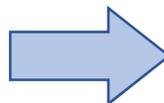
施策方針

- ① 道路の段差の解消や公共施設のバリアフリー化及びユニバーサルデザインの導入など、誰にでも利用しやすい施設整備と移動時の制約の解消を推進します。
- ② 駅舎、自由通路等へのエレベーター設置要請など、鉄道事業者をはじめとする民間施設のバリアフリー化への働きかけをします。

活動指標

① . . .

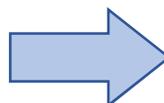
現状値（2017年度）
XX



目標値（2023年度）
XX

② . . .

現状値（2017年度）
XX



目標値（2023年度）
XX

施策体系

3-6 高齢者や障害のある人の自立を支える都市環境等の整備や移動手段の充実

- (1) 公共施設等のバリアフリー化の推進とユニバーサルデザインの導入
- (2) 交通のバリアフリー化の推進
- (3) 住まいのバリアフリー化の推進
- (4) 安心、便利な移動、外出支援の充実

推進施策・事業

3-6-(1) 公共施設等のバリアフリー化の推進とユニバーサルデザインの導入

事業名				
事業の概要と現状	今後の方向性	活動指標		主担当課
		実績 2017年度	目標 2023年度	
①施設改修時におけるバリアフリー化の推進				
保育園や小中学校においてトイレや、昇降口の段差改修などの工事を改修計画に基づき実施しています。	学校施設等の改修工事を改修計画に沿って計画的に実施します。	改修数 3施設 4施設		施設保全課
②施設新設におけるユニバーサルデザインの導入				
新設施設はユニバーサルデザインを取り入れ、愛知県の「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」に基づく適合証の交付を受けています。また対象外施設でも可能な限りユニバーサルデザインを推進しています。	障害のある人や要介護の高齢者だけでなく、誰もが安全に安心して利用できる施設となるよう、今後も条例の対象施設だけでなく、新設施設はユニバーサルデザインを導入します。	—	—	施設保全課

3-6-(2) 交通のバリアフリー化の推進

事業名				
事業の概要と現状	今後の方向性	活動指標		主担当課
		実績 2017年度	目標 2023年度	
①道路の段差等の解消の推進				
道路整備にあたっては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化に関する法律」に従い、道路移動等円滑化基準に適合するよう努めます。	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化に関する法律」の趣旨に沿った道路整備を引き続き行います。	—	—	土木課
②あんくるバスのバリアフリー化の促進				
あんくるバス車両の契約更新時に、バリアフリー対応車両を導入しています。 11路線すべてにおいて低床、ノンステップ、車いす対応のバリアフリー対応車両を運行させています。	バリアフリー対応車両での運航を継続します。	バリアフリー対応車両率		都市計画課
		100%	100%	

3-6-(3) 住まいのバリアフリー化の推進

事業名				
事業の概要と現状	今後の方向性	活動指標		主担当課
		実績 2017年度	目標 2023年度	
①人にやさしい住宅リフォーム費助成事業				
高齢者で、要介護認定又は要支援認定を受けている人などが、手すりの取付けや段差の解消などの際に利用できます。市独自のサービスとなり、介護保険での住宅改修費の支給と重複利用することもできます。 また、総合事業開始に伴い、総合事業対象者のうち、一定の条件を満たした方も本事業の対象者となっています。	自立した生活を送るために、本事業を必要とする方への利用を促します。 また、施工業者への説明会を開催し、申請時の注意点を周知します。	助成件数		高齢福祉課
		174件	175件	
②リフォームヘルパー派遣事業				
介護福祉士、建築士等の専門職で構成するリフォームヘルパーチームが、対象者の自宅へ訪問し、住宅改修等について専門的助言を行います。チームで会議を重ね、対象者に合った住宅改修を提案しています。	多様な専門職がチームで支援することにより、専門性を活かした住宅改修への助言が行われることから、引き続き、在宅生活を支援する事業として推進します。	派遣件数		高齢福祉課
		17件	25件	
③市営住宅のバリアフリー化				
老朽化している市営住宅の改良や改善を計画的に行うとともに、住宅の改良、改善には、バリアフリー化など高齢者や障害のある人の生活に配慮して進めています。	今後も高齢化の進展が予想されることから、市営住宅の改修時には、高齢者や障害のある人に配慮した住戸改善を行っていきます。	高齢者、障害のある人に配慮した市営住宅整備率		建築課
		62.6%	74.7%	

3-6-(4) 安心、便利な移動、外出支援の充実

事業名				
事業の概要と現状	今後の方向性	活動指標		主担当課
		実績 2017年度	目標 2023年度	
① 車いす貸出し事業				
外出の支援のため、市内在住で、家庭での日常生活に支障のある人、障害のある人、福祉関係者及び福祉施設関係者を対象に、1か月を限度に一時的に車いすを無償で貸し出しています。	けがや病気等により一時的に車いすが必要となる場合など、広く住民に必要なサービスであるため、事業を継続します。	貸出し件数		市社協 地区社協
		622件	700件	
② 車いす移送車の貸出し事業				
車いす利用者の外出支援のため、市内在住の車いす利用者、市内福祉団体及び福祉施設関係者を対象に、車いす移送車を貸し出しています。	車いす利用者の活動範囲が広がり、生活の質が高まるサービスであるため、事業を継続します。	貸出し件数		市社協 地区社協
		621件	700件	
③ 高齢者外出支援サービス事業				
要介護1以上の方で、車いす用昇降機やストレッチャー用昇降機を装備した福祉タクシーを利用して、医療機関や福祉施設への通院、公共施設の往復等をする場合に、その利用料金の一部を助成しています。	利用者へ制度の周知を図るとともに、多くのタクシー事業者に登録してもらい、利用者の利便性の向上を目指します。	交付人数		高齢福祉課
		671人	660人	
④ 福祉タクシー料金助成事業				
障害のある人が医療機関への通院等を含め社会参加のきっかけとなるためにタクシーを利用する場合に、その料金の一部を助成しています。	利用者へ制度の周知を図るとともに、多くのタクシー事業者に登録してもらい、利用者の利便性の向上を目指します。	交付人数		障害福祉課
		1,188人	1,200人	
⑤ あんくるバスの運行				
高齢者や障害のある人の外出支援と社会参加の促進などを目的としたコミュニティバスを運行しています。	75歳以上の高齢者や障害のある人の乗車運賃を無料にし、外出支援と社会参加の促進を図ります。また、できるだけ高齢者等が利用しやすいバス停等の待合環境の整備を検討します。	利用人数		障害福祉課 高齢福祉課 都市計画課
		高齢者 延 180,228人 障害者 延 45,706人	高齢者 延 179,400人 障害者 延 52,000人	